

北十勝2町環境衛生処理組合 一般廃棄物ごみ処理基本計画

令和5年3月

北十勝2町環境衛生処理組合



目 次

北十勝2町環境衛生処理組合のプロフィール	1
----------------------	---

第Ⅰ編 総論	2
--------	---

第1章 計画策定の基本的事項	2
----------------	---

第1節 計画策定の趣旨	2
-------------	---

第2節 計画の位置づけ	4
-------------	---

第3節 計画対象区域	6
------------	---

第4節 計画の範囲	6
-----------	---

第5節 計画期間と目標年度	6
---------------	---

第2章 組合構成町の概況	7
--------------	---

第1節 自然的概況	7
-----------	---

第2節 社会的概況	9
-----------	---

第Ⅱ編 ごみ処理基本計画	16
--------------	----

第1章 ごみ処理の現状と課題	16
----------------	----

第1節 ごみ処理フロー	16
-------------	----

第2節 ごみの処理主体	18
-------------	----

第3節 ごみ処理の実績	19
-------------	----

第4節 ごみ処理行政等の動向	40
----------------	----

第5節 ごみ処理技術の動向	46
---------------	----

第6節 ごみ処理の評価	50
-------------	----

第7節 ごみ処理の課題の抽出	54
----------------	----

第2章 ごみ処理基本計画	56
--------------	----

第1節 基本理念	56
----------	----

第2節 基本方針	56
----------	----

第3節 ごみの処理主体	58
-------------	----

第4節 ごみの発生量及び処理量の見込み	59
---------------------	----

第5節 温室効果ガス削減目標	70
----------------	----

第6節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	70
--------------------------	----

第7節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	74
-------------------------------	----

第8節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	74
---------------------------------	----

第9節 計画目標年次におけるごみ処理フロー	85
-----------------------	----

第10節 ごみの処理施設の整備に関する事項	89
-----------------------	----

第11節 その他ごみ処理に関し必要な事項	91
----------------------	----

北十勝2町環境衛生処理組合のプロフィール

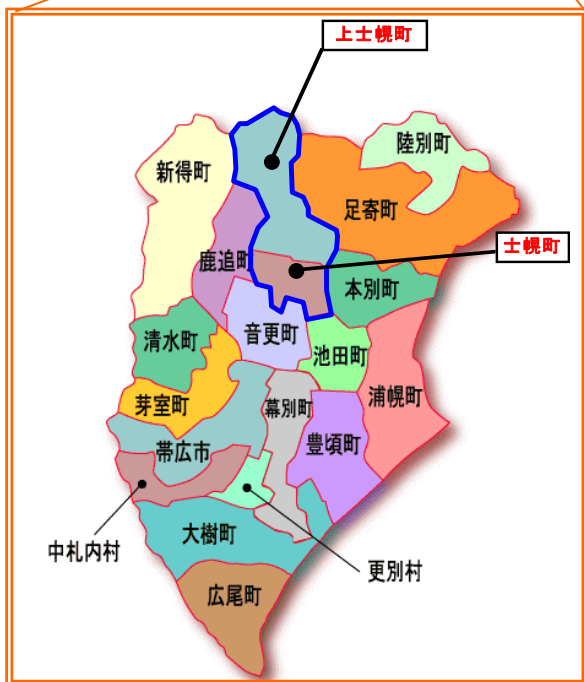
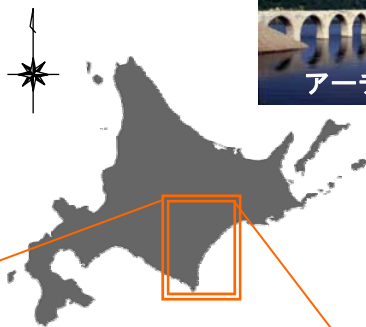
北十勝2町環境衛生処理組合は、ごみの共同処理事務を行う一部事務組合で、十勝総合振興局管内北部に位置する上士幌町、士幌町の2町で構成されており、組合事務所は上士幌町に置かれています。

組合管内は、日本最大の国立公園である大雪山国立公園の東山麓に位置する豊かな自然と広大な大地に恵まれた地域であり、全国有数の畑作、酪農を基幹産業として発展した地域であります。

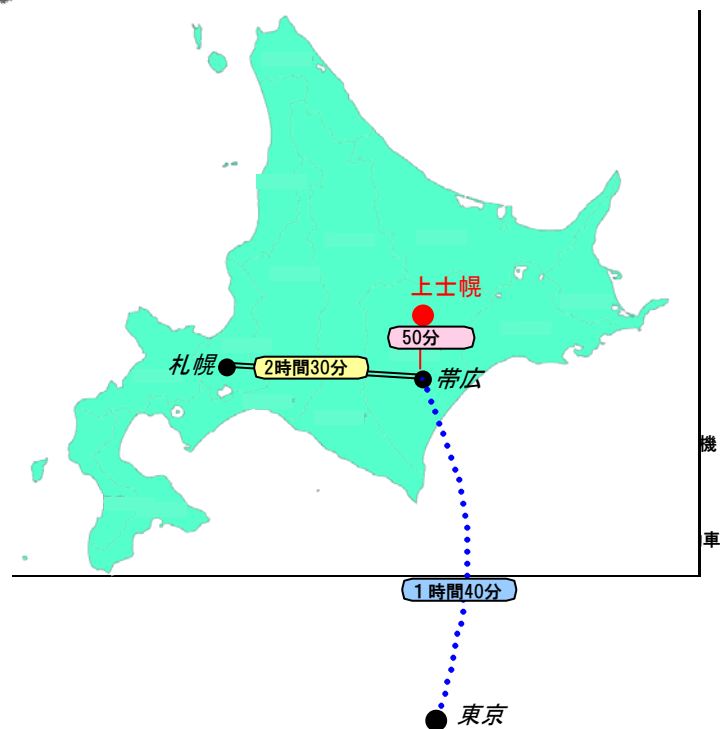
北海道を代表する寒冷地型作物のじゃがいも、てん菜、小麦や豆類の産地であるほか、士幌町においては全道1位の肉用牛飼育頭数を誇っています。また、士幌高原ヌブカの里や北海道遺産に選定された「旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群」、北海道バルーンフェスティバルの開催地として全国でも知られております。

【組合構成町 町章】

- 位置：北緯 43° 4' 40" ~ 43° 35' 43"
東経 143° 24' 56" ~ 143° 1' 33"
- 面積：955.19 km²
- 世帯数：5,377 世帯（令和2年10月）
- 人口：10,978 人（令和2年10月）
- 事務局所在地：上士幌町字上士幌西1線214番地



【組合の位置】



【組合へのアクセス】

第I編 総論

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

北十勝2町環境衛生処理組合（以下「本組合」という）は昭和49年2月にごみ処理の共同処理を目的として、上士幌町、士幌町（以下「構成町」という）の2町により設立され、以来、ごみ処理事業の円滑な運営に努めてきております。

本組合の廃棄物処理システムは、平成10年9月より上士幌町字上士幌西1線214-1～6番地にて、廃棄物の一体処理を目指し、焼却処理施設（施設規模15t/日）と最終処分場施設（埋立容量54,000m³）を建設し、適正な処理処分を行っています。また新たな施設の供用開始に伴い、ごみ減量に係る啓蒙・啓発活動、分別収集品目の拡大等、廃棄物の減量化と資源化に取り組んできたところです。

本組合による独自での処理を進める一方、十勝管内の効率的な廃棄物処理を目指し、昭和59年に当時4つの一部事務組合（し尿処理事務、ごみ処理事務、感染症隔離病舎事務（平成11年4月廃止）、下水道事務）を統合し、管内19市町村（令和4年3月現在 し尿処理参画19市町村、ごみ処理関連参画15市町村、下水道参画4市町）にて十勝環境複合事務組合（現十勝圏複合事務組合、以下「広域事務組合」という。）を設立、ごみ処理事業として焼却施設・破砕施設のくりりんセンター、最終処分場施設の建設及び運営を継続して行っています。

本組合の構成町もし尿処理事務と感染症隔離病舎事務（現在廃止）に設立当初より参画してきましたが、本組合設立後の昭和50年より、ごみ処理事業（焼却処理、埋立処分）を開始していたことや地理的特性、地元地域からの要望等によって、ごみ処理に係る広域処理への参画は困難であると判断し、本組合での処理を継続して行ってきました。

このように本組合及び構成町における廃棄物処理システムが変化する中で、国や北海道においても各種関連計画の改訂や更新がなされている状況にあり、国においては、「循環型社会形成推進基本法」の施行に基づき策定された「循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月に第4次計画として改訂され、循環型社会の形成に関する施策が新たに定められたほか、北海道においても、令和2年3月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」が改訂され、この基本計画の個別計画として位置づけられている「北海道廃棄物処理計画」も第5次計画として策定されています。

平成27年9月には国連サミットにおいて、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和される総合的な取組として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、先進国を含むすべての国に適用される国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、日本においても平成28年12月にSDGsの実現に向け実施方針を決定しています。しかし本組合の焼却施設は、供用開始から既に24年が経過して老朽化が進む中、施設を維持することに多額の費用がかかるほか、最終処分場の埋立限界も近づく中で、施設の基幹改良や新たな施設の更新等について検討を進めてきましたが、広域事務組合への参画が望ましいとの結論に至り、同組合が計画を進めている新中間処理施設の供用開始から広域処理へ参画することが決定しました。

このように、様々な指針や目標、計画が定められる中、循環型社会を形成するためには、私たちの日常生活や事業活動を循環型のスタイルに転換するとともに、町民・事業者・行政の協働による“ごみを出さない環境づくり”を進めることが重要であると言えます。

本組合の一般廃棄物ごみ処理基本計画は平成 26 年度に策定されていますが、現在に至るまで広域的な処理への取組み、循環型社会の形成へ向けた町民・事業者・行政の協働の取組み、構成町におけるゼロカーボンテーマにした持続可能なまちづくりの推進など、新たな施策や取組みの検討が進められている中、現計画を見直し、本組合及び構成町の持続可能な開発目標 SDG_sにおける廃棄物を取り巻く循環社会の構築へ向け、「一般廃棄物ごみ処理基本計画」を新たに策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定に基づき策定されるもので、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める長期的な計画です。

策定に際しては、循環型社会形成に係る関係法令を遵守し、各構成町の長期総合計画と北海道策定の「北海道ごみ処理広域化計画」、「北海道廃棄物処理基本計画」を上位計画とし、これらの計画との整合性を図るとともに、本計画と広域事務組合が策定した計画との間で相互調整を図ります。

なお、年度ごとの必要な事業について定める一般廃棄物処理実施計画及び廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画は、本計画に基づき策定します。

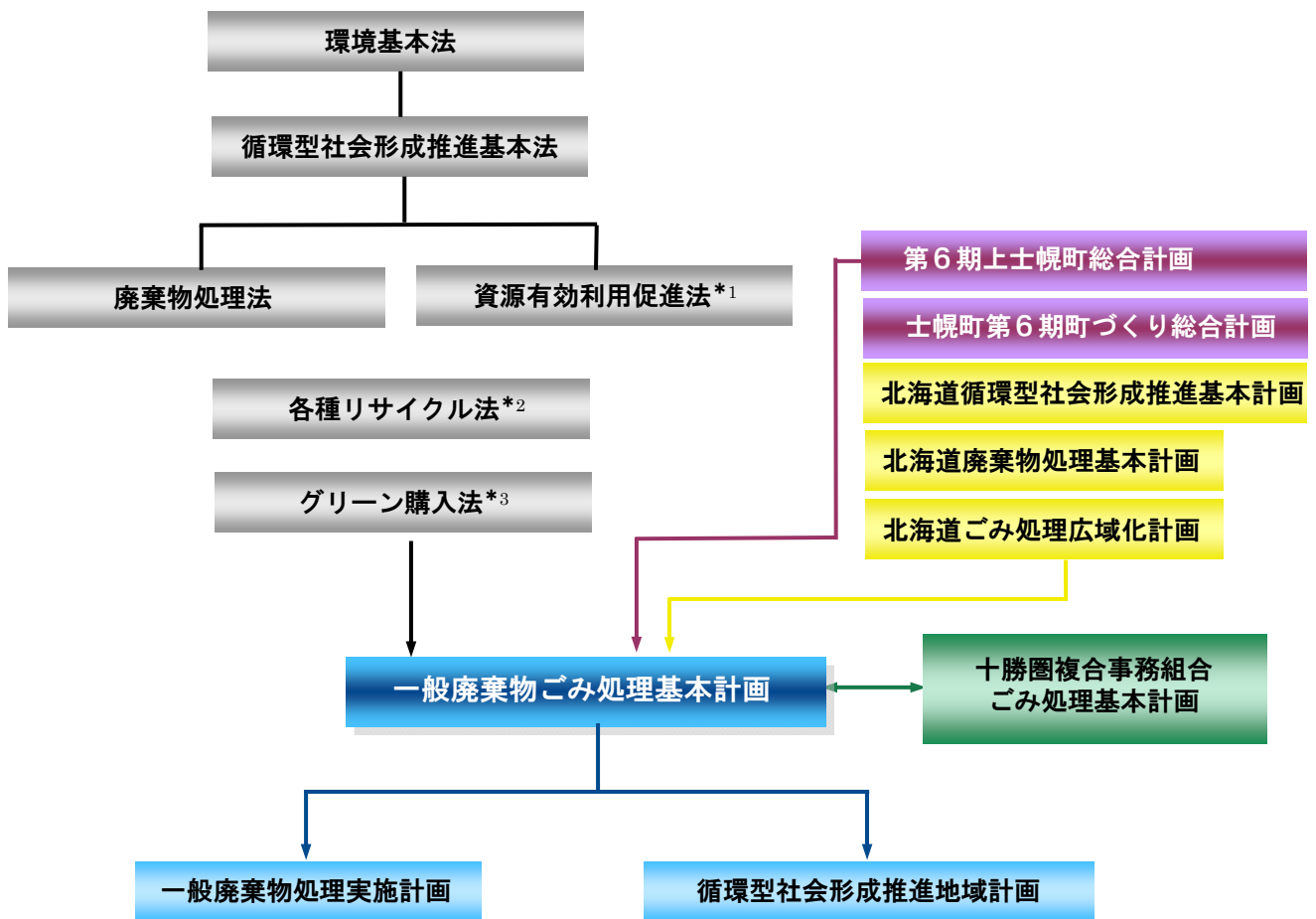


図1.1.1 計画の位置づけ

用語の定義

- *1 資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律
- *2 各種リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）
- *3 グリーン購入法：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

本組合の構成町毎に策定された総合計画では、廃棄物処理に係る計画がそれぞれ定められており、今後の循環型社会への取組みを定めた計画となっています。

以下に構成町毎の総合計画のうち、廃棄物処理に関連する主要施策等を示します。

表 1. 1. 1 各町の総合（まちづくり）計画

総合計画	基本目標	主要施策	SDGs
第6期上士幌町総合計画 「未来につなぐ 笑顔かがやく 元気まち上士幌」 (R4. 4. 1～R14. 3. 31)	人と自然が調和 したまちづくり	★環境美化、公害 【環境美化の推進】 ○不法投棄を禁止する看板設置などによる未燃防止対策と意識啓発 ○地域住民との協力体制によるパトロール等、ごみの不法投棄対策の強化 ★ごみ処理、資源化 【ごみ処理体制の整備】 ○ごみ処理設備等の適正な維持管理に努めます。 ○効率的なごみ収集体制の整備に努めます。 ○積極的な情報発信により、ごみの分別・出し方の適正化に努めます。 ○関係自治体と連携し、ごみ処理施設の維持管理と整備に努めます。 【ごみ減量化とリサイクルの推進】 ○「3つのR運動」を推進し、ごみの減量化や再資源化を促進します。 ○食品ロスの削減に向けた意識の醸成に取り組めます。	  
士幌町第6期町づくり総合計画(後期) 『輝く未来へ しほろ創生』 (R3. 4. 1～R8. 3. 31)	豊かな環境を守り、 育てるまち	★ごみ、リサイクル 【処理体制】 ○令和9年度（令和10年度に変更）に十勝圏複合事務組合への移行に向けて、中継施設の設置や収集・運搬方法、最終処分場の延命措置について協議、検討します。 【ごみ収集】 ○ごみの分別徹底により、排出量の削減とリサイクル率の向上をはかります。 ○生ごみ処理容器購入の助成など、生ごみ減量化と再資源化を促進します。 ○ごみの収集の適正化を検討します。 【不法投棄】 ○今までの監視巡回パトロールと併せ不法投棄しにくい環境づくりを推進します。	 

用語の定義

* 3R運動（スリーアール運動）

リデュース（ごみ排出を抑制する）、リユース（繰り返して使う）、リサイクル（ごみの再生利用）の3Rの運動

第3節 計画対象区域

本計画の対象区域は、構成町の全行政区域とします。

第4節 計画の範囲

本計画では、生活系及び事業系のごみについて、収集・運搬から最終処分に至るまでの基本的方針と施策を策定します。

第5節 計画期間と目標年度

本計画の期間は、令和5年度を初年度とし計画目標年度を令和19年度とする15年間とします。

また、中間目標年度を5年後の令和9年度、令和14年度に設定します。

なお、概ね5年ごと、もしくは、廃棄物に関する社会情勢等の諸条件に大きな変化があった場合は、随時見直しを行います。

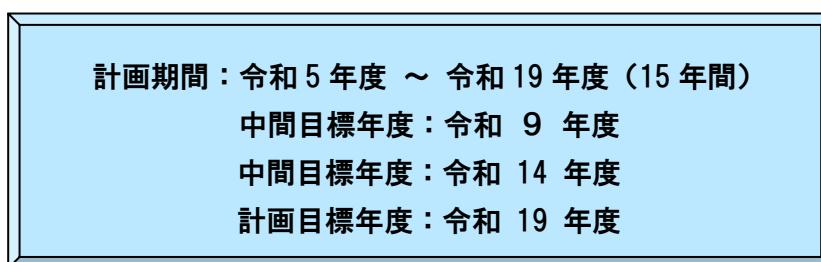


図1.1.2 計画期間と目標年度

第2章 組合構成町の概要

第1節 自然的概況

1. 位置・地勢

本組合は、十勝総合振興局管内の北部に位置し、北緯 43 度 4 分から 43 度 35 分、東経 143 度 1 分から 143 度 24 分と南北に長く、東は本別町、足寄町、西は鹿追町や新得町、南は音更町や池田町、北は上川総合振興局の上川町、オホーツク総合振興局の北見市、置戸町の 9 市町に隣接しています。

本組合の総面積は、955.19 k²と広大な面積であり、北部に日本最大の国立公園である大雪山国立公園の東山麓を有し総面積の 60%を山林で占め、その多くは国有林となっています。

また、南部は大雪山系から流れ出る音更川の両岸に広がる平坦な大地を中心として、西部に大雪山系の東ヌプカウシがそびえ、東部には佐倉山系の丘陵が連なり、居辺川をはさんだ数段の丘陵からなっています。

交通は士幌町と上士幌町を国道 241 号線が結び上士幌町を經由して足寄町へと接続され、さらに上川地方及びオホーツク地方と結ぶ国道 273 号線が接続されています。また国道に平行して両町の市街地を結ぶ道道 1144 号線が幹線道路として活用されています。

地質は、雌阿寒岳や十勝岳噴火の降灰による火山灰性土壌からなっており、一部にローム層、扇状地礫層などが広がっています。

2. 歴史

士幌町の本格的入植の始まりは、明治 31 年 3 月ころで、岐阜県的美濃開墾合資会社の一行 43 戸が中士幌の現地へ入植し大地を開拓、うっそうと広がった原始林を切り開き、不撓の開墾を進めました。

明治 40 年には上士幌地区や士幌地区の入植開拓が行われ、次第に人々が活発に移住し、士幌地区と共に、上士幌発展の基盤が築かれました。

大正 15 年に士幌線鉄道が帯広駅から上士幌町まで開通し、入植者は飛躍的に増加しました。大正 10 年に音更村から分村し、川上村（現士幌町）が誕生、大正 15 年に士幌村と改称し、その後昭和 6 年には士幌村からの分村で上士幌村が誕生しました。

昭和 21 年から電源開発の調査が進められ、昭和 28 年からは当時全道一と言われた糠平発電所の建設が着工されたことや台風による風倒木処理により、作業に係る人口が急増し昭和 29 年には町制の施行によって上士幌町となり、また昭和 37 年には同じく町制の施行によって士幌町となり、昭和 30



図 1. 2. 1 組合位置図

年（国政調査）には2町合わせ人口 23,789 人、世帯数 3,774 世帯まで発展してきました。しかし発電所の完成後は、旧国鉄土幌線の廃止や木材の需要の変化、離農や若者労働力の流出などにより人口は減少しております。

近年は、農業を基軸として農村工業の導入や酪農・畜基地としての定着などにより、全国有数の農業のまちとして発展してきたほか、継続的に取り組んできた地方創生の取り組みが実を結び人口減少に歯止めがかかってきています。

3. 気象

気象は内陸性気候で、7月下旬から8月中旬の盛夏期には30℃を越える真夏日が数日間ありますが、1月から2月の厳冬期はマイナス20℃を下回り、年間の寒暖差が激しい地域といえます。また、一般的に「十勝晴れ」といわれるように晴天率が高く、日照時間は全国有数であり、年間降水量は比較的少ない地域であります。

積雪量は比較的少ないですが、季節風が吹き荒れる日が多く、また土壌凍結が深部に達するため春耕期が遅くなる地域でもあります。

風向は西や南西方向が比較的多く、年間降水量は900～1000mmであります。

ここで直近の令和3年の月別平均降水量及び平均気温を表1.2.1に、過去30年の平均降水量及び平均気温を図1.2.2に示します。

表1.2.1 気象概況（令和3年） (上士幌観測所)

月	降水量(mm)			気温(℃)					風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	一時間最大	平均			最高	最低	平均風速	最大		
				日平均	日最高	日最低				風速	風向	
1	26.0	9.0	2.5	-8.4	-3.6	-14.7	3.0	-20.9	2.8	11.7	西	128.7
2	42.5	21.0	9.0	-6.5	-1.3	-12.8	5.2	-20.2	3.5	16.4	西南西	150.3
3	46.0	21.5	4.0	0.7	6.3	-5.5	15.8	-18.0	3.1	10.9	南西	198.5
4	131.0	52.5	7.0	4.9	11.9	-2.3	21.7	-9.3	3.3	13.9	北	206.3
5	76.0	20.5	4.0	10.3	16.4	4.6	25.0	-2.5	2.5	10.6	西南西	132.4
6	59.5	25.0	9.0	16.0	23.6	9.1	31.0	0.0	2.4	10.2	南南東	220.6
7	33.5	13.0	3.5	19.8	25.8	15.2	35.9	11.0	1.8	7.3	南西	145.7
8	167.0	85.0	12.0	18.4	23.7	14.0	34.1	5.9	2.2	8.6	西南西	115.0
9	130.5	47.0	8.5	14.3	20.1	8.3	26.7	2.0	1.9	6.8	北	133.5
10	120.5	22.5	7.0	8.8	14.6	2.7	24.2	-4.1	2.4	10.6	西南西	170.6
11	182.5	57.5	15.5	3.9	8.3	-0.6	14.7	-6.9	2.9	10.5	西南西	110.0
12	27.5	24.5	7.0	-3.7	1.0	-8.8	11.6	-17.8	3.1	12.6	南西	169.0

出典:「気象庁 気象統計情報」

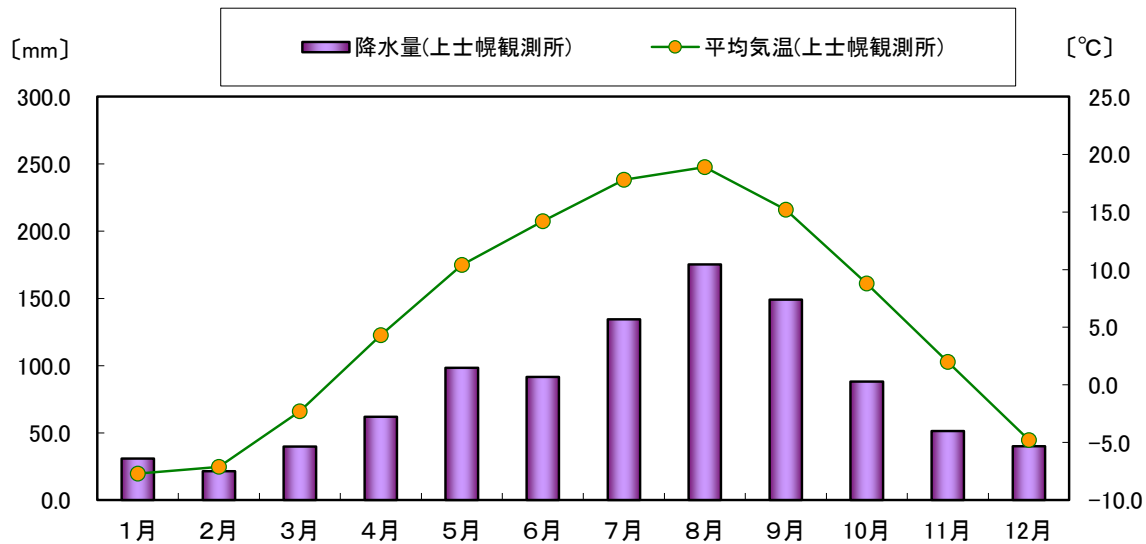


図1. 2. 2 上士幌地方の過去30年平均気温・降水量 (1991~2020)

第2節 社会的概況

1. 人口

令和2年の国勢調査によると構成町の総人口は10,626人で、十勝総合振興局管内全体(332,648人)の3.2%を占める人口となっています。

人口密度は、11.1人/㎢で、十勝総合振興局平均30.4人/㎢、北海道平均の61.7人/㎢より低い状況にあります。

総人口は、昭和30年の23,789人をピークに減少し、令和2年の国勢調査では、10,626人まで減少しています。

近年は、道外からの定住者もあり、世帯数についても定住者の増加を反映して増加している状況が見られます。一方で、若年者の都市部への流出により一世帯当たりの人員数は減少し続けており、核家族化の進行や単独世帯の増加が伺われます。

年齢(3区分)別人口構成では、老年人口の増加と年少人口の減少が顕著に進行しており、少子・高齢化が伺われます。

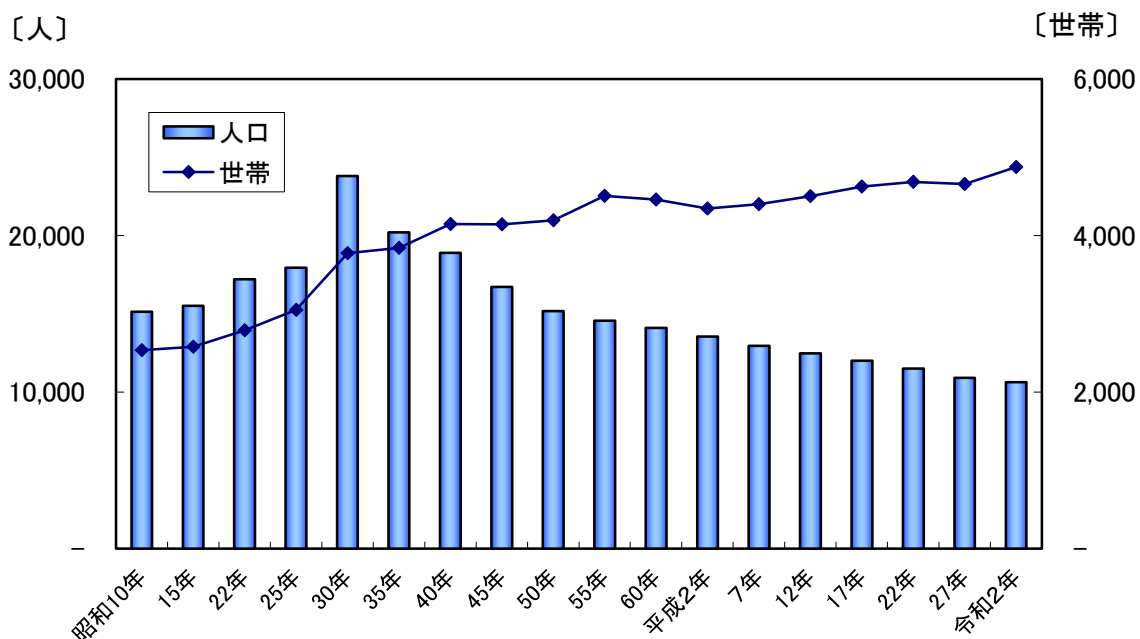


図1. 2. 3 人口及び世帯数の推移

表 1. 2. 2 人口・世帯数の推移（国勢調査）

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
組合合計	総人口〔人〕	12,473	11,984	11,496	10,897	10,626
	世帯数〔世帯〕	4,504	4,624	4,683	4,656	4,874
	1世帯当りの人員〔人/世帯〕	2.77	2.59	2.45	2.34	2.18
上士幌町	総人口〔人〕	5,634	5,229	5,080	4,765	4,778
	世帯数〔世帯〕	2,233	2,215	2,225	2,177	2,350
	1世帯当りの人員〔人/世帯〕	2.52	2.36	2.28	2.19	2.03
士幌町	総人口〔人〕	6,839	6,755	6,416	6,132	5,848
	世帯数〔世帯〕	2,271	2,409	2,458	2,479	2,524
	1世帯当りの人員〔人/世帯〕	3.01	2.80	2.61	2.47	2.32

出典：「北海道地方行政局統計課 国勢調査」

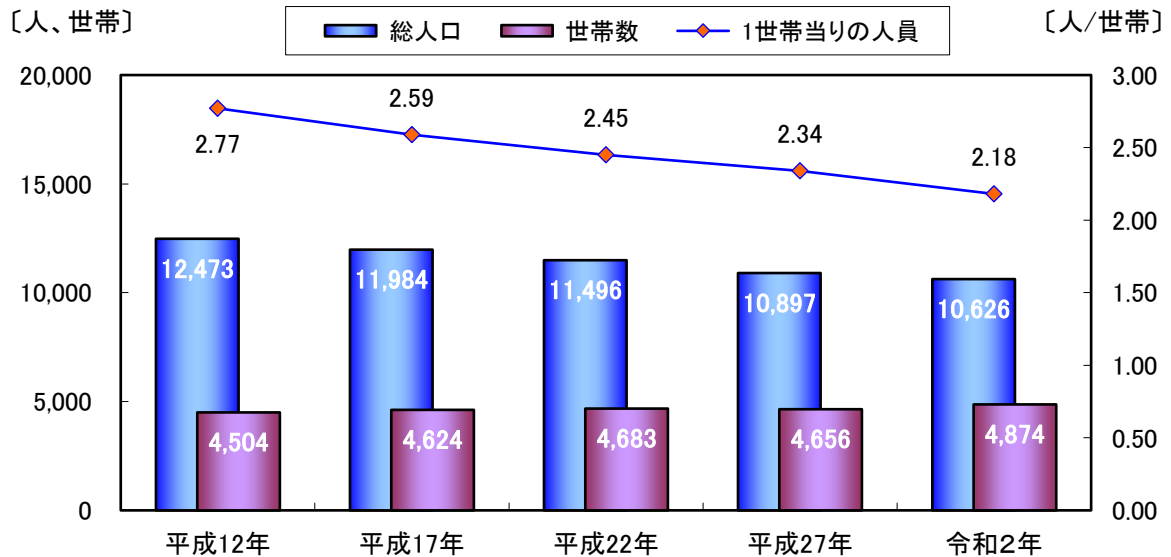


図 1. 2. 4 人口・世帯数の推移（国勢調査）

表 1. 2. 3 年齢（3区分）別人口の構成割合（国勢調査）

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
組合合計	年少人口(0～14歳)〔%〕	14.4	12.9	13.2	12.7	12.1
	生産年齢人口(15～64歳)〔%〕	62.2	59.8	57.5	55.4	53.7
	老年人口(65歳以上)〔%〕	23.4	27.3	29.3	31.9	34.2
上士幌町	年少人口(0～14歳)〔%〕	13.2	11.7	12.0	11.4	11.5
	生産年齢人口(15～64歳)〔%〕	62.5	58.2	55.8	53.4	53.1
	老年人口(65歳以上)〔%〕	24.3	30.1	32.2	35.2	35.4
士幌町	年少人口(0～14歳)〔%〕	15.4	13.9	14.2	13.7	12.6
	生産年齢人口(15～64歳)〔%〕	61.9	61.0	58.8	57.0	54.2
	老年人口(65歳以上)〔%〕	22.7	25.1	27.0	29.3	33.2

出典：「北海道地方行政局統計課 国勢調査」

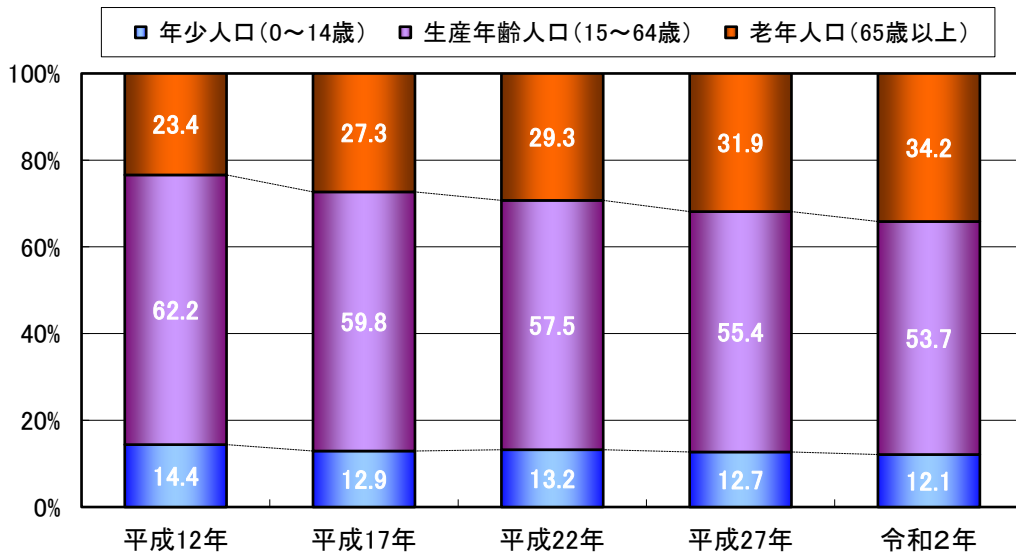


図1. 2. 5 年齢別人口の推移（国勢調査）

2. 産業

令和2年国勢調査によると、構成町で就業人口は5,772人であり、第1次産業が38.7%、第2次産業が11.5%、第3次産業が47.9%、分類不能が1.9%となっています。

組合構成町は、酪農業と畑作農家を中心とした農業を基幹産業としており、乳用牛約44,000頭、肉用牛約82,000頭と合わせて約126,000頭が育成され、北海道でも有数の酪農地帯となっています。

また畑作は、約17,400haの耕地に小麦、甜菜、馬鈴しょ、豆類、デントコーンなど寒冷地作物を中心に作付されています。

第2次産業では、製造業が全体の52%を占め、建設業が47%となっています。このうち製造業のほとんどが、地場の資源を利用した地域に根ざした加工業であり、食肉加工、乳業、製糖などの食料品製造が総出荷額の8割以上を占めています。

第3次産業では、卸売、小売業が全体の17%を占め、地元生産品の販売も盛んに行われています。

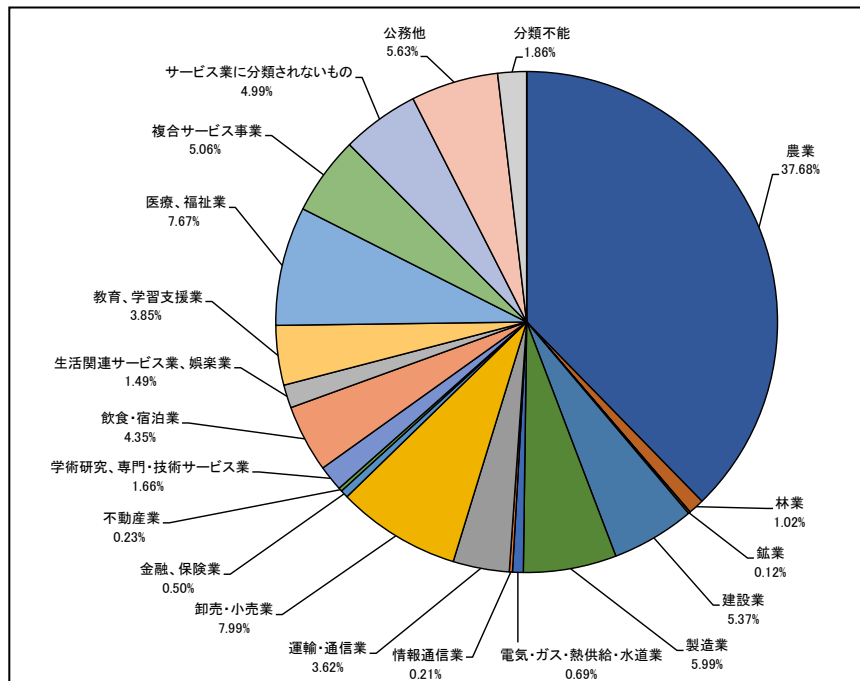


図1. 2. 6 産業別就業者数（国勢調査）

表1. 2. 4 産業別就業者数（令和2年国勢調査）

分類	上士幌町	士幌町	合計	構成比[%]
第1次産業	858	1,377	2,235	38.72
農業	807	1,368	2,175	37.68
林業	51	8	59	1.02
漁業	-	1	1	0.02
第2次産業	291	372	663	11.48
鉱業	7	-	7	0.12
建設業	170	140	310	5.37
製造業	114	232	346	5.99
第3次産業	1,327	1,440	2,767	47.94
電気・ガス・熱供給・水道業	33	7	40	0.69
情報通信業	6	6	12	0.21
運輸業・通信業	78	131	209	3.62
卸売、小売業	225	236	461	7.99
金融、保険業	15	14	29	0.50
不動産業	3	10	13	0.23
学術研究、専門・技術サービス業	53	43	96	1.66
飲食店、宿泊業	146	105	251	4.35
生活関連サービス業、娯楽業	47	39	86	1.49
教育、学習支援業	103	119	222	3.85
医療、福祉業	202	241	443	7.67
複合サービス事業	92	200	292	5.06
サービス業に分類されないもの	154	134	288	4.99
公務他	170	155	325	5.63
分類不能	64	43	107	1.86
合計	2,540	3,232	5,772	100.0

就業者数の年別推移をみると、第1次産業については担い手の高齢化・後継者不足により減少する傾向にありましたが、上士幌町においては令和2年に増加に転じています。

同様に、第2次産業も減少傾向が進み減少率は他産業に比べ大きいものとなっていますが、第2次産業から第3次産業への業務転換を図るなど、経営スタイルの変化も影響しているものと考えられます。第3次産業については、平成12年から減少傾向が続いています。

表1. 2. 5 産業分類別就業者数の推移（国勢調査）

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
上 士 幌 町	第1次産業	就業人員〔人〕	921	908	885	827	858
		構成比〔%〕	30.4	32.7	34.1	33.4	33.8
	第2次産業	就業人員〔人〕	557	450	328	321	291
		構成比〔%〕	18.4	16.2	12.6	13.0	11.5
	第3次産業	就業人員〔人〕	1,552	1,416	1,362	1,308	1,327
		構成比〔%〕	51.2	50.9	52.5	52.8	52.2
	分類不能	就業人員〔人〕	1	6	21	22	64
		構成比〔%〕	0.0	0.2	0.8	0.8	2.5
計	就業人員〔人〕	3,031	2,780	2,596	2,478	2,540	
	構成比〔%〕	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
士 幌 町	第1次産業	就業人員〔人〕	1,585	1,545	1,477	1,430	1,377
		構成比〔%〕	43.0	42.7	43.5	42.8	42.6
	第2次産業	就業人員〔人〕	576	525	431	410	372
		構成比〔%〕	15.6	14.5	12.7	12.3	11.5
	第3次産業	就業人員〔人〕	1,525	1,549	1,451	1,493	1,440
		構成比〔%〕	41.4	42.8	42.7	44.7	44.6
	分類不能	就業人員〔人〕	0	1	40	8	43
		構成比〔%〕	0.0	0.0	1.1	0.2	1.3
計	就業人員〔人〕	3,686	3,620	3,399	3,341	3,232	
	構成比〔%〕	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
組 合 合 計	第1次産業	就業人員〔人〕	2,506	2,453	2,362	2,257	2,235
		構成比〔%〕	37.3	38.3	39.4	38.8	38.7
	第2次産業	就業人員〔人〕	1,133	975	759	731	663
		構成比〔%〕	16.9	15.2	12.7	12.6	11.5
	第3次産業	就業人員〔人〕	3,077	2,965	2,813	2,801	2,767
		構成比〔%〕	45.8	46.3	46.9	48.1	47.9
	分類不能	就業人員〔人〕	1	7	61	30	107
		構成比〔%〕	0.0	0.2	1.0	0.5	1.9
計	就業人員〔人〕	6,717	6,400	5,995	5,819	5,772	
	構成比〔%〕	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

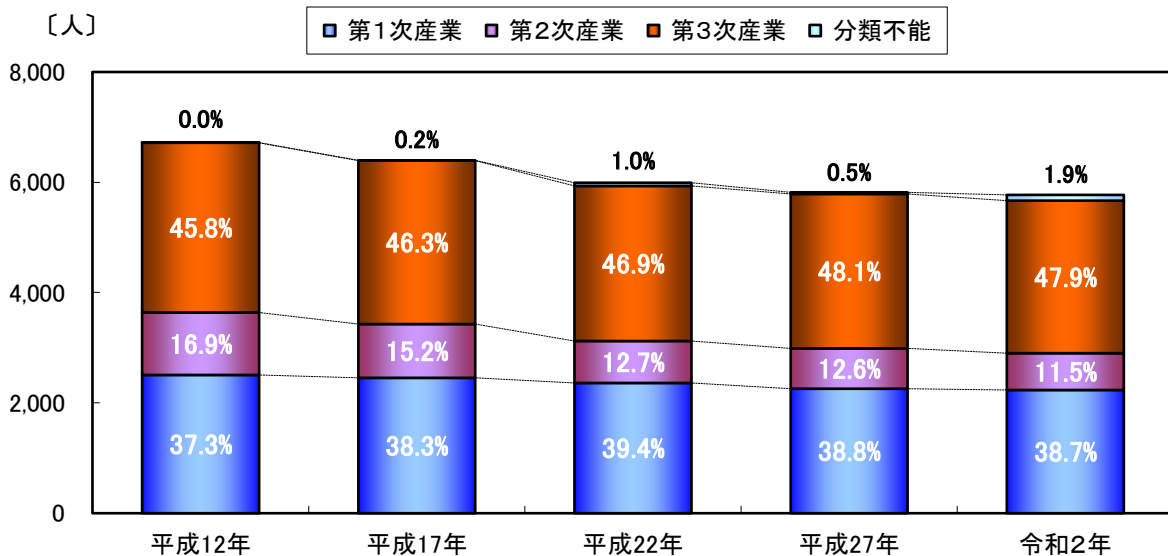


図1. 2. 7 産業別人口の推移（国勢調査）

3. 土地利用

管内の土地利用状況は、山林が最も多く全体の 59.19%を占めており、山林以外では基幹産業である第一次産業に関連する畑 25.89%がもっとも多く、ついで牧場の 2.97%となっています。

表 1. 2. 6 地目別面積

区 分		総面積 (R4現在)	地目別面積								
			畑	田	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
組合合計	面積(km ²)	955.19	247.32	-	13.09	-	565.34	28.33	23.07	5.55	72.49
	構成比(%)	100.00	25.89	-	1.37	-	59.19	2.97	2.42	0.58	7.59
上士幌町	面積(km ²)	696.00	99.44	-	5.20	-	532.38	16.46	20.93	3.47	18.12
	構成比(%)	100.00	14.29	-	0.75	-	76.49	2.37	3.00	0.50	2.60
士幌町	面積(km ²)	259.19	147.88	-	7.89	-	32.96	11.87	2.14	2.08	54.37
	構成比(%)	100.00	57.05	-	3.04	-	12.72	4.58	0.83	0.80	20.98

出典：各町資料より

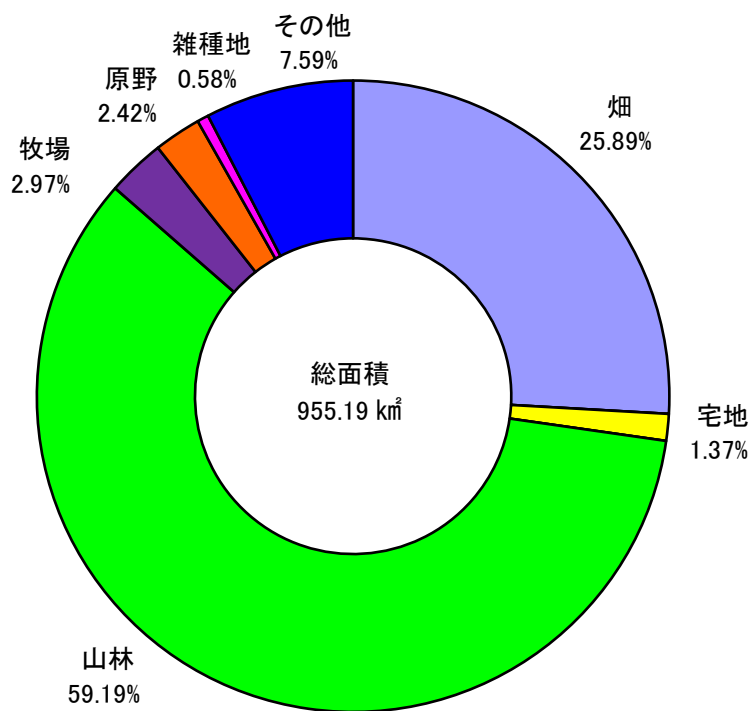


図 1. 2. 8 地目別面積構成比率 (R 4.10 現在)

4. 観光

構成町には、大雪山国立公園や糠平湖、ナイタイ高原牧場、士幌高原ヌブカの里などの観光スポットがあるほか、昭和49年より熱気球イベント「北海道バルーンフェスティバル」を毎年開催する中、多くの観光客が訪れています。

観光入込客数は令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けるところですが、士幌町では平成29年度に道の駅ピア21しほろがリニューアルオープンしたことにより大幅な増加となり、上士幌町では令和元年度にナイタイテラス、令和2年度に道の駅かみしほろを開設したことにより、大幅な増加となっています。

表1. 2. 7 観光入込客数の推移

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
組合合計	観光入込客数(人)	841,000	806,200	878,700	943,600	900,300
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
上士幌町	観光入込客数(人)	439,000	439,400	496,200	655,000	611,700
	構成比(%)	52.2	54.5	56.5	69.4	67.9
士幌町	観光入込客数(人)	402,000	366,800	382,500	288,600	288,600
	構成比(%)	47.8	45.5	43.5	30.6	32.1

出典:「北海道経済部観光局 観光入込客数調査報告書」

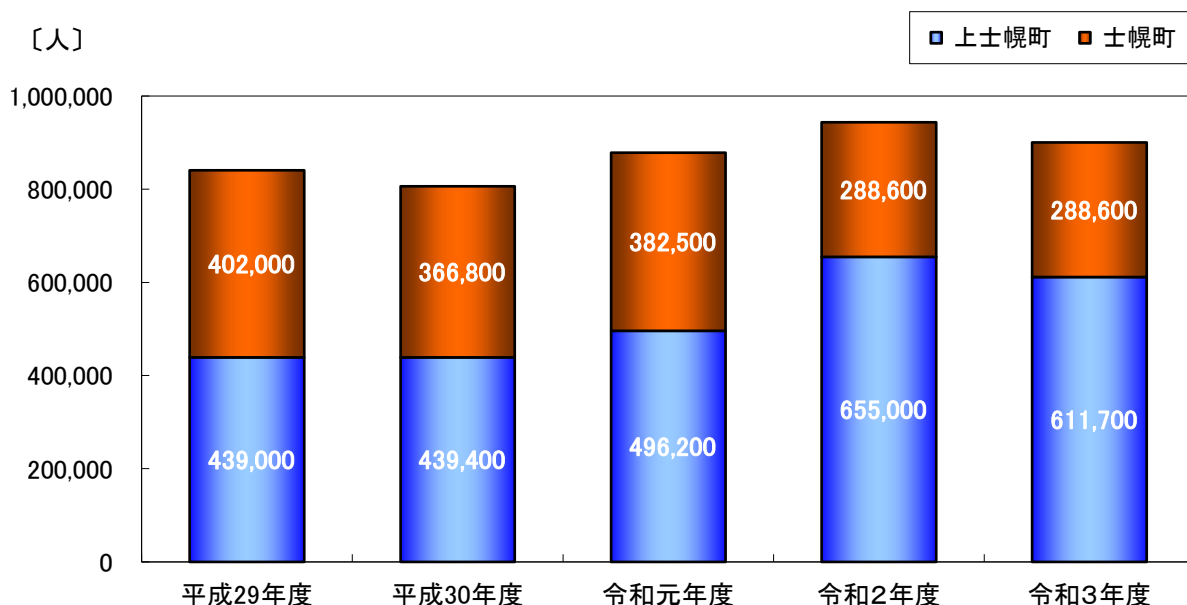


図1. 2. 9 観光入込客数の推移

第Ⅱ編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理フロー

本組合のごみ処理フローは、令和3年度現在、図2.1.1のようになっています。焼却処理施設と移動式破碎機、最終処分場施設は組合が事業主体であり、資源ごみは、上士幌町の大山古物商店及び上士幌町の中士幌リサイクルセンターへ搬入し、適正処理を行っています。

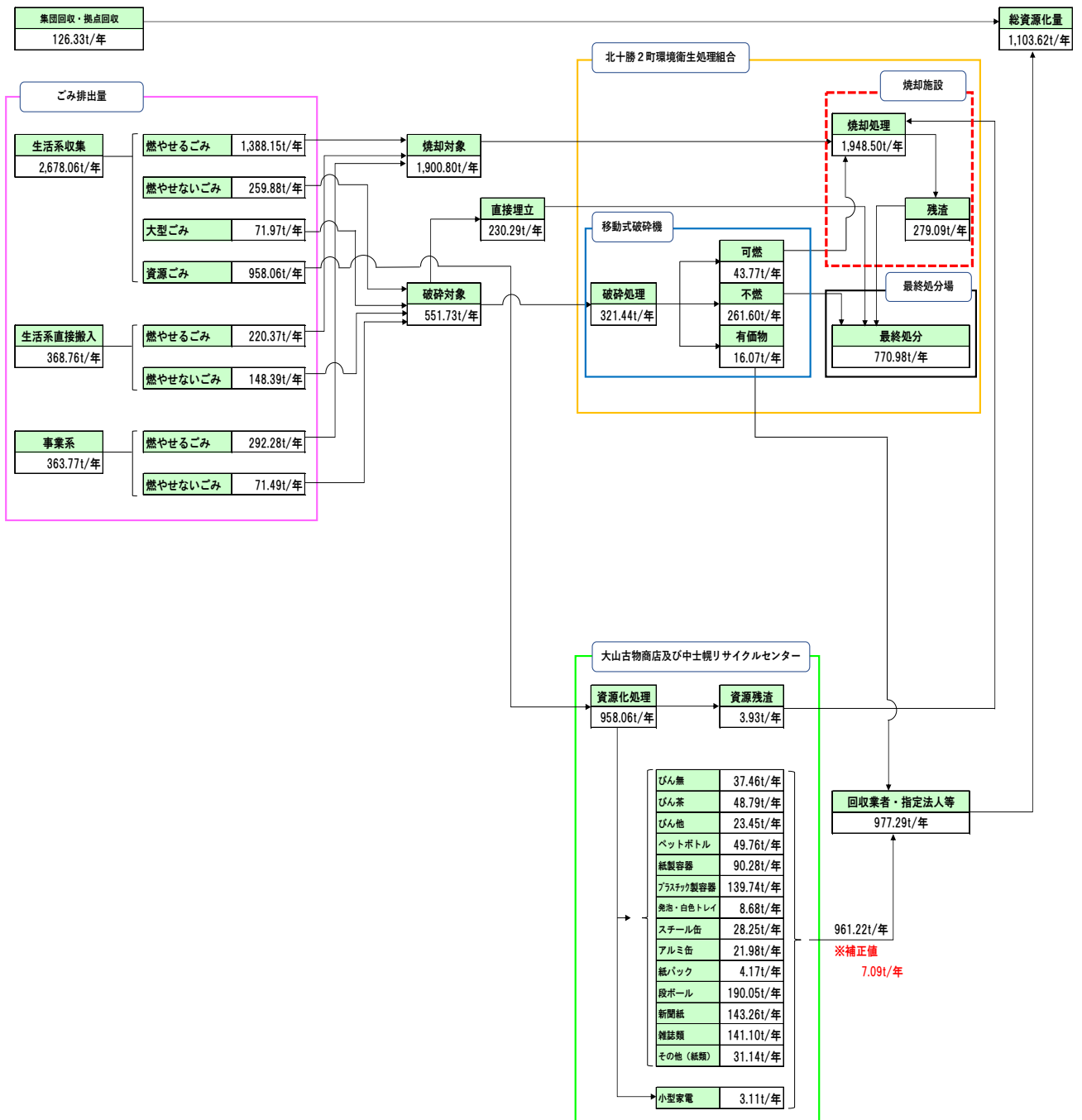


図2.1.1 ごみ処理フロー（令和3年度）

現在のごみの分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの4区分となっています。

燃やせるごみと可燃性大型ごみ（布団・毛布等）は、本組合の焼却施設で処理し、燃やせないごみと不燃性大型ごみは、同組合の最終処分場内において移動式破砕機により破砕処理を行い、破砕残渣と金属類に選別し、金属類は資源回収を行っています。

資源ごみは、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール）、紙製容器包装（紙パック含む）、ペットボトル、プラスチック製容器包装、缶類（スチール、アルミ）、びん類（茶色、無色、その他）等について収集・運搬し、中土幌リサイクルセンターや大山古物商店で資源回収を行っていますが、リサイクル不適物は焼却処理や埋立処理を行っています。

焼却残渣と破砕不燃物及び破砕処理困難物は、本組合の最終処分場で埋立処分を行っています。

使用済小型家電（以下「小型家電」という。）の回収については、上土幌町が役場庁舎内にて無料で引き取りし、土幌町が大型ごみの日に合せて回収し、それぞれ再生処理業者へ引渡しています。

第2節 ごみの処理主体

現在のごみの処理主体を表2.1.1に、廃棄物処理に係る運営管理体制を表2.1.2に示します。

燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみ、有害ごみの収集・運搬は各町が事業主体であり、中間処理及び最終処分においては、本組合が事業主体となり実施しております。

資源ごみは、選別保管まで民間業者が事業主体となり、指定法人及び再商品化業者へ売却または引き取ってもらっています。

小型家電リサイクル品の回収として、上士幌町においては役場庁舎内にて無料で引き取りし専用業者が回収、士幌町においては大型ごみと同じ収集日に回収し専用業者に引き渡しています。

有害ごみは処理業者に処理を委託しています。

表2.1.1 ごみの処理主体

ごみの分類	排出抑制	ごみの分別	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ	排出者	排出者	構成町(委託) 又は排出者	本組合	本組合
燃やせないごみ					
大型ごみ					
資源ごみ				【選別保管】 民間業者	—
缶類					
びん類					
ペットボトル					
発泡スチロールトレイ					
プラスチック製容器包装					
紙製容器包装					
古紙類(新聞・雑誌類)					
ダンボール類					
金属類					
その他(紙類)					
小型家電リサイクル品	【保管】 構成町	—			
電池・蛍光管等			【再生処理】 再生処理業者		

表2.1.2 廃棄物処理の運営管理体制

区分	処理事業従事職員数〔人〕						委託・許可業者件数〔件〕					
	一般職		技能職				委託業			許可業		
	事務系	技術系	収集運搬	中間処理	最終処分	その他	収集運搬	中間処理	最終処分	収集運搬	中間処理	最終処分
組合	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
構成町	上士幌町	2	0	0	0	0	2	0	0	33	4	0
	士幌町	1	0	0	0	0	1	0	0	35	3	0
ごみ処理合計	5	0	0	0	0	0	3	0	0	68	7	0

第3節 ごみ処理の実績

1. ごみ排出量の実績

(1) ごみ総排出量の実績

ごみの総排出量は増加傾向で推移し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策による巣ごもり生活を余儀なくされた事で自宅の不用品を整理する「断捨離」を行う方が増えた影響もあり、最も多い排出量となりましたが、その反動もあり令和3年度は3,536 tまで減少しています。

1人1日当たりの総排出量は、全道平均を下回る水準で推移しています。

表2. 1. 3 ごみの総排出量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口	11,182	11,183	11,035	11,013	10,929
組合合計[t/年]	3,590.69	3,625.34	3,663.20	3,788.52	3,536.92
上士幌町[t/年]	1,632.52	1,615.82	1,685.83	1,745.96	1,644.00
ごみ排出量[t/年]	1,572.72	1,551.15	1,633.69	1,703.14	1,604.83
資源集団回収量[t/年]	59.80	64.67	52.14	42.82	39.17
士幌町[t/年]	1,958.17	2,009.52	1,977.37	2,042.56	1,892.92
ごみ排出量[t/年]	1,814.25	1,878.67	1,852.49	1,934.47	1,805.76
資源集団回収量[t/年]	143.92	130.85	124.88	108.09	87.16
1人1日当たりの総排出量[g/人・日]	880	888	909	940	887
上士幌町[g/人・日]	902	882	932	957	909
士幌町[g/人・日]	862	893	891	926	868
全道1人1日当たりの総排出量[g/人・日]	961	969	960	949	—
全国1人1日当たりの総排出量[g/人・日]	920	918	918	901	—

※1 全道、全国の排出量は、「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

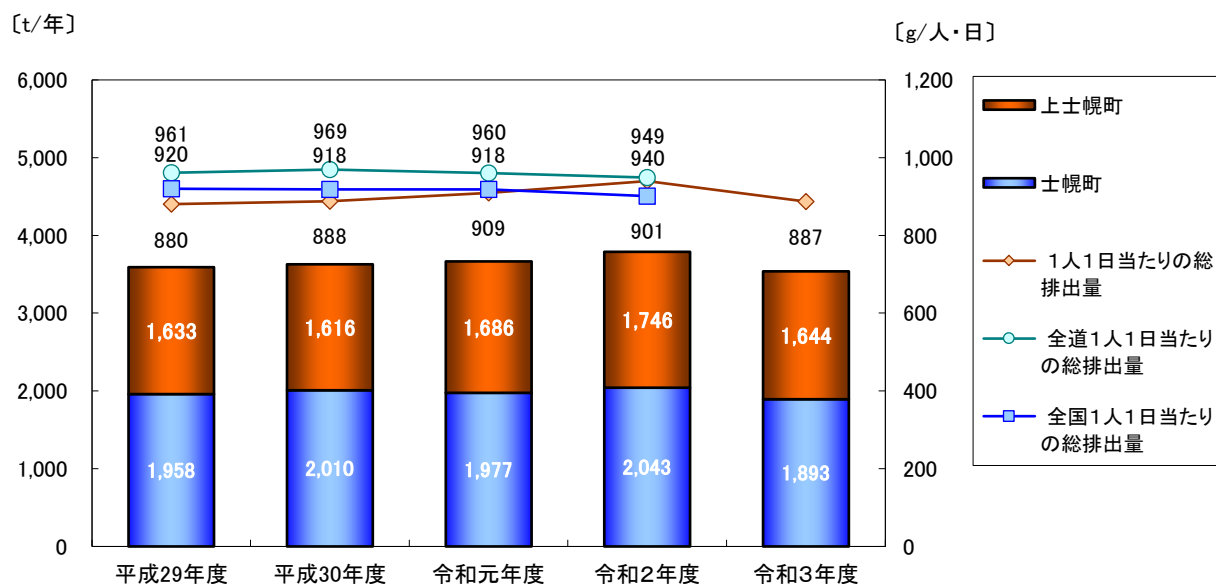


図2. 1. 2 ごみ総排出量の実績

用語の定義

- ① 生活系ごみ：一般家庭から排出されるごみ(生活系ごみの収集ごみ+生活系の直接搬入ごみ)
- ② 資源ごみ：一般家庭、事業所から排出される資源物
- ③ 事業系ごみ：事業所から排出されるごみ(事業系の収集ごみ+事業系の直接搬入ごみ)
- ④ 1人1日当たりのごみ総排出量(総排出量原単位)：(収集ごみ量+直接搬入ごみ量+資源集団回収量)÷計画収集人口÷365日(366日)
- ⑤ 1人1日当たりの生活系ごみ排出量(生活系ごみ原単位)：生活系ごみ量÷計画収集人口÷365日(366日)
- ⑥ 1人1日当たりの資源化量(資源ごみ原単位)：(資源ごみ量+資源集団回収量)÷計画収集人口÷365日(366日)

(2) 生活系ごみ排出量

生活系ごみは収集ごみと直接搬入ごみに分けられます。

過去5年間の収集ごみ排出量における推移をみると、平成29年度から令和2年度まで増加傾向で推移していましたが、令和3年度は減少に転じています。

収集ごみにおける1人1日当たりの排出量は、全道平均、全国平均の生活系ごみ量と比べて多く、令和6年度における道の目標値550g/人・日に対しての目標達成は、難しい状況にあります。

表2. 1. 4 生活系ごみ排出量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活系ごみ組合合計[t/年]	3,099.48	3,113.66	3,149.79	3,252.31	3,046.82
上士幌町[t/年]	1,389.23	1,364.99	1,414.30	1,460.84	1,364.06
士幌町[t/年]	1,710.25	1,748.67	1,735.49	1,791.47	1,682.76
収集ごみ 組合合計[t/年]	2,751.62	2,738.08	2,762.48	2,801.56	2,678.06
上士幌町[t/年]	1,230.63	1,231.33	1,241.23	1,273.08	1,226.38
士幌町[t/年]	1,520.99	1,506.75	1,521.25	1,528.48	1,451.68
直接搬入ごみ 組合合計[t/年]	347.86	375.58	387.31	450.75	368.76
上士幌町[t/年]	158.60	133.66	173.07	187.76	137.68
士幌町[t/年]	189.26	241.92	214.24	262.99	231.08
1人1日当たりの生活系ごみ排出量[g/人・日]	759	763	782	807	764
上士幌町[g/人・日]	768	745	782	801	754
士幌町[g/人・日]	753	777	782	812	772
収集ごみ 1人1日当たりの総排出量[g/人・日]	674	671	686	697	671
上士幌町[g/人・日]	680	672	686	698	678
士幌町[g/人・日]	670	669	686	693	666
直接搬入ごみ1人1日当たりの総排出量[g/人・日]	85	92	96	112	92
上士幌町[g/人・日]	88	73	96	103	76
士幌町[g/人・日]	83	107	97	119	106
全道1人1日当たりの生活系ごみ排出量[g/人・日]	598	603	602	617	—
全国1人1日当たりの生活系ごみ排出量[g/人・日]	594	594	599	613	—

※1 全道、全国の排出量は、「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

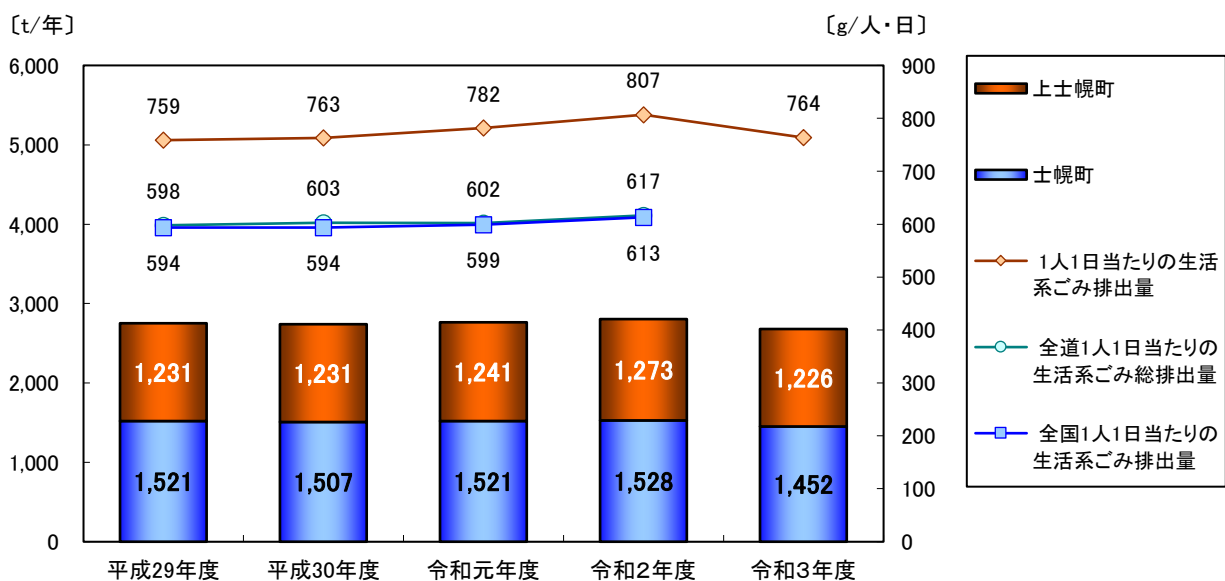


図2. 1. 3 生活系ごみ排出量の実績

(3) 事業系ごみ排出量

過去5年間の事業系ごみ排出量の経年変化をみると、増加傾向で推移していることがわかります。排出量は、287 t/年から385 t/年の間で推移しており、生活系ごみ同様に令和2年度が最も多い排出量となっています。

表 2. 1. 5 事業系ごみ排出量（直接搬入）の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
組合合計[t/年]	287.49	316.16	336.39	385.30	363.77
上士幌町[t/年]	183.49	186.16	219.39	242.30	240.77
士幌町[t/年]	104.00	130.00	117.00	143.00	123.00

[t/年]

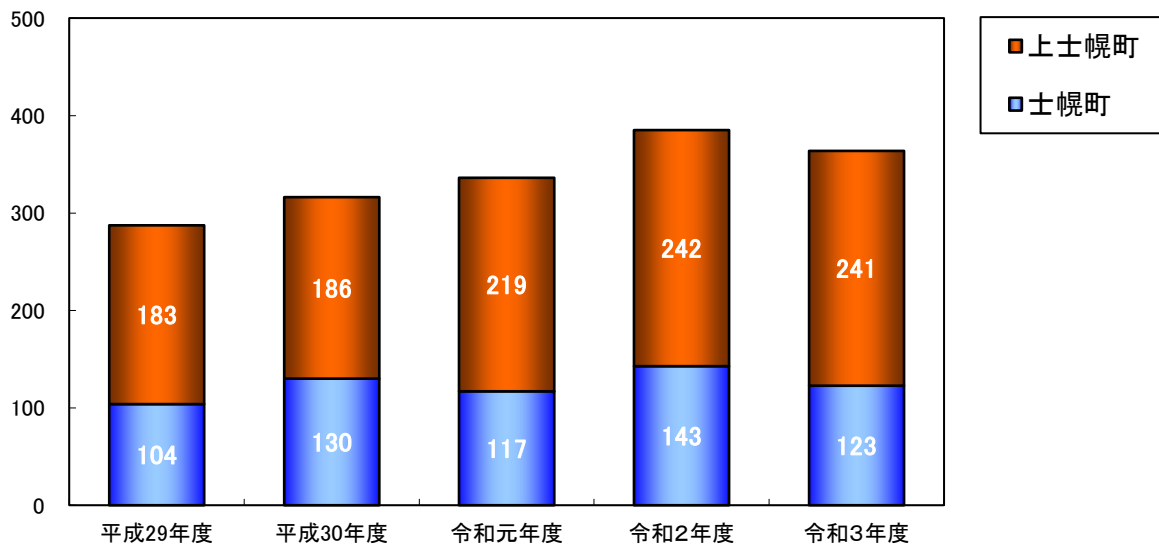


図 2. 1. 4 事業系ごみ排出量の実績

2. 排出ごみの性状

組合が毎年実施している過去5ヵ年の燃やせるごみのごみ質調査結果を表2.1.6に示します。

焼却処理している対象物に厨芥類も入っているものの、厨芥類は平均で15.6%であるほか、分別収集の徹底により、不燃物類の混入は平均で5.7%であります。更なる分別の徹底が必要です。

低位発熱量については、厨芥類の比率が低いことから平均値でも6,885 kJ/kg 確保されていますが、一般的な都市ごみの8,370~12,560 kJ/kgよりは、低い値であると言えます。

表2.1.6 燃やせるごみのごみ質調査結果

項目		測定値(平均値)					平均値	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
乾燥ベース	組成分析 [%]	紙・布類	47.6	49.2	47.2	47.3	42.5	46.8
		ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	13.9	16.9	8.0	10.0	12.0	12.2
		木・竹・わら類	14.5	11.6	24.3	13.8	23.2	17.5
		厨芥類	12.2	15.1	10.0	24.9	15.8	15.6
		不燃物類	9.3	3.5	8.5	2.5	4.8	5.7
		その他	2.5	3.7	2.0	1.5	1.7	2.3
		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
湿潤ベース	三成分 [%]	可燃分	45.3	41.8	45.2	39.2	43.7	43.0
		水分	45.1	53.3	45.0	54.2	48.2	49.2
		灰分	9.6	4.9	9.8	6.6	8.1	7.8
		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量 [kJ/kg]		7,400	6,575	7,400	6,025	7,025	6,885	

※出典:組合資料より

※上記データは、焼却処理施設のごみピットの中から抽出したごみの組成分析結果である。

3. 減量化・再生利用の実績

(1) 資源化量

本組合の構成町における資源化の取組みとしては奨励金等の制度を活用し、町内会や各種団体によって資源集団回収を実施しています。

資源ごみの分別収集に伴う資源化は、古紙類や紙製容器包装、紙パック類、缶類やびん類、プラスチック製容器包装、発泡スチロール類などを分別収集し、土幌町の中土幌リサイクルセンターや上士幌町の大山古物商店にて資源回収し指定法人や再商品化業者へ売却または引渡をしています。

小型家電リサイクル品に関しては、拠点回収や収集により回収し、再生業者へ引渡ししています。

過去5年間の資源集団回収量の実績を表2.1.7に資源化量の実績を表2.1.8及び図2.1.5に示します。

表2.1.7 資源集団回収の実績〔単位：t/年〕

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
上士幌町	びん類	2.77	2.35	0.84	1.08	1.29
	缶類	3.86	4.15	2.81	2.66	2.73
	新聞紙	23.61	20.77	19.69	14.62	13.58
	雑誌類	10.36	16.57	12.32	9.32	7.75
	段ボール類	12.69	13.51	15.30	11.99	11.46
	金属類	6.29	7.07	1.05	3.13	2.34
	その他〔紙パック〕	0.22	0.25	0.13	0.02	0.02
	計	59.80	64.67	52.14	42.82	39.17
土幌町	びん類	0.22	0.10	0.10	0.05	0.02
	缶類	4.71	4.69	3.50	2.59	1.94
	新聞紙	75.68	67.97	61.13	48.10	36.72
	雑誌類	32.22	27.52	28.19	28.46	23.67
	段ボール類	29.84	29.63	30.94	28.19	24.31
	紙製容器等資源物	1.25	0.94	1.02	0.70	0.50
	金属類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	143.92	130.85	124.88	108.09	87.16
組合合計	びん類	2.99	2.45	0.94	1.13	1.31
	缶類	8.57	8.84	6.31	5.25	4.67
	新聞紙	99.29	88.74	80.82	62.72	50.30
	雑誌類	42.58	44.09	40.51	37.78	31.42
	段ボール類	42.53	43.14	46.24	40.18	35.77
	紙製容器等資源物	1.25	0.94	1.02	0.70	0.50
	金属類	6.29	7.07	1.05	3.13	2.34
	その他〔紙パック〕	0.22	0.25	0.13	0.02	0.02
	計	203.72	195.52	177.02	150.91	126.33

表 2. 1. 8 資源化量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
組合合計[t/年]	1,266.65	1,240.34	1,220.57	1,157.61	1,103.62
資源集団回収量[t/年]	203.72	195.52	177.02	150.91	126.33
再資源化量[t/年]	1,046.44	1,026.73	1,025.90	985.15	958.11
使用済小型家電回収量[t/年]	3.01	2.95	3.08	4.15	3.11
破碎有価物回収量[t/年]	13.48	15.14	14.57	17.40	16.07
1人1日当たりの資源化量[g/人・日]	310	304	303	287	277
全道1人1日当たりの資源化量[g/人・日]	232	232	223	222	—
全国1人1日当たりの資源化量[g/人・日]	186	183	181	180	—

※1 全道、全国の排出量は、「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況」によります。
 ※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

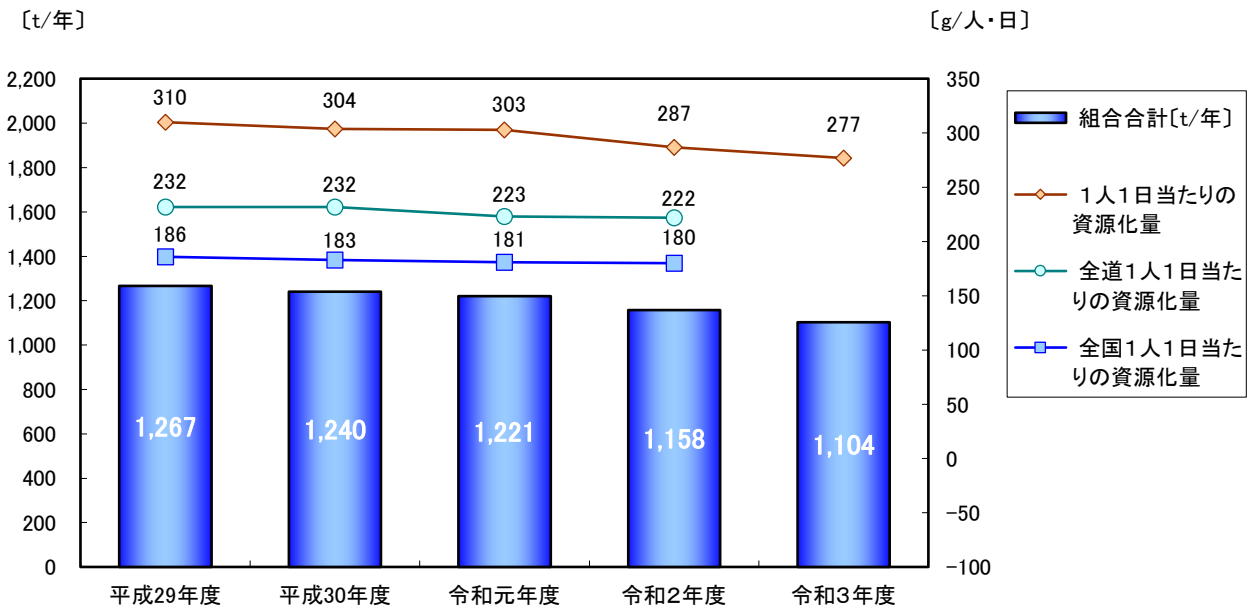


図 2. 1. 5 資源化量の実績

(2) 資源回収率（リサイクル率）*

資源回収率（リサイクル率）は、全国平均、全道平均を大きく上回り、30.6%から35.3%の間で推移しています。

表 2. 1. 9 資源回収率の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
組合資源化率[%]	35.3	34.2	33.3	30.6	31.2
上士幌町資源化率[%]	28.2	28.7	26.6	24.6	25.4
士幌町資源化率[%]	41.2	38.6	39.1	35.6	36.3
全道平均[%]	19.4	21.1	22.8	23.9	—
全国平均[%]	20.3	20.5	20.8	20.4	—

※1 全道、全国の排出量は、「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況」によります。
 ※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

用語の定義

* 資源回収率（リサイクル率）

ごみの総排出量に対する資源化量の割合をいい、リサイクル率ともいいます。

(3) 減量化量

減量化の把握のため「北海道循環型社会形成推進基本計画」の数値目標としている平成 29 年度の実績に対する現状を把握します。

各構成町では、ごみの発生抑制・減量化対策として、環境教育・啓発活動やリサイクル等の地域活動への支援などを実施してきたほか、分別収集の徹底を図るなど排出量の削減意識を高め、減量化を進めて参りましたが増加で推移しています。

特に令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症による巣ごもり断捨離の影響により、過去 5 年間の実績においても最大値を示しています。しかし令和 3 年度はその反動により約 5 % 程度減少し、北海道における令和 6 年度の数値目標に近い値となっています。

また、総排出量は全道平均、全国平均を下回る水準で推移してきており、早い時期から町民に対し、減量化に対する意識が浸透していたと言えます。

表 2. 1. 10 令和 3 年度における減量効果（対平成 29 年度）

区 分	平成29年度	令和3年度		
	[g/人・日]	[g/人・日]	減量化量 [g/人・日]	減量化率 [%]
上士幌町1人1日当たりの総排出量	902	909	7	0.8
士幌町1人1日当たりの総排出量	862	868	6	0.7
組合合計1人1日当たりの総排出量	880	891	11	1.3
北海道1人1日当たりの総排出量	961	900	-61	-6.3

4. 収集・運搬の実績

(1) 計画収集区域

計画収集区域は、構成町の全行政区域としています。

(2) 収集・運搬体制

【収集エリア】

現在の収集エリアは、上士幌町で6エリア、士幌町で6エリアと公共施設に区分し実施しています。

表2. 1. 11 収集地区エリア

区分	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	公共施設
上士幌	市街地西地区	市街地中央地区	市街地東地区	三股、幌加、ぬかびら源泉郷、黒石平、清水谷、萩ヶ岡国道線	北居辺、東居辺、北門、萩ヶ岡、	上音更、豊岡、勢多、字上士幌	役場・中学校、士幌小・給食センター・こども交流センター、総合研修センター、士幌町認定こども園、士幌消防署、国保病院・福祉センター・老人ホーム、中士幌小・中士幌保育所・中士幌消防会館、上居辺省・上居辺保育所、士幌高校・食品加工施設・川西へき地保育所
士幌	遊水公園南側、下居辺市街	遊水公園北側(若葉・若葉団地を除く)	中士幌市街、昭和南団地	若葉・若葉団地、西町	士幌北、上居辺、佐倉、士幌南、下居辺農村地区	中音更、新田、西上、中士幌農村地区	

【分別収集区分】

ごみの分別収集区分は、「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下「処理システムの指針」という）で示されている類型Ⅱに分類されるものです。

表2. 1. 12 ごみの分別収集区分

分別収集区分			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別。紙製容器は古紙類と同時収集。
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 発泡スチロール、白色トレイ	
		①-6 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・紙類)の資源ごみ		
	③資源回収する小型家電		
	④回収する有害ごみ(電池、水銀体温計、蛍光灯等)		
	⑤燃やせるごみ		
⑥燃やせないごみ			
⑦大型ごみ			

【収集頻度】

ごみの収集・運搬は、各構成町が委託により実施し、収集頻度は表 2. 1. 14 に示すとおりです。

なお、家電リサイクル法適用品、廃 PC 法適用品、適正処理困難物や危険物（具体的品目については町が独自に指定している）、産業廃棄物については、収集対象としていません。

【収集方式・収集形態】

・収集方式

収集方式については、排出するごみの管理をステーション方式（集積方式）と戸別収集方式の併用を採用しています。

・収集形態

分別の徹底や収集作業の安全性・効率性を向上させるほか、景観維持、事業系ごみの排除の観点から、指定袋制を採用しています（大型ごみを除く）。

表 2. 1. 1 3 収集ごみ有料化の内容

種類	区分	形状	金額・単位
指定袋	燃やせるごみ	5ℓ袋	150円/10枚
		10ℓ袋	150円/5枚
		20ℓ袋	300円/5枚
		30ℓ袋	450円/5枚
		45ℓ袋	600円/5枚
	燃やせないごみ	10ℓ袋	150円/5枚
		20ℓ袋	300円/5枚
		30ℓ袋	450円/5枚
		45ℓ袋	600円/5枚
有料シール	大型ごみ	1枚	1枚200円

【収集・運搬業者】

生活系ごみの収集・運搬は、民間業者への委託にて行っています。

表 2. 1. 1 4 収集・運搬体制

分類	収集頻度	収集方式	収集形態	収集・運搬	
資源回収する容器包装	上土幌: 2~3回/月 土幌: 1回/週~2回/月	ステーション方式 戸別収集方式	空き缶	サンテナカゴ、透明袋	委託
資源回収する古紙類			ペットボトル	透明・半透明袋	
			空きびん	透明・半透明袋	
			プラスチック製容器包装	透明・半透明袋	
			発泡スチロール・白色トレイ	透明・半透明袋	
			紙製容器包装	透明・半透明袋	
資源回収する小型家電	上土幌: 随時 土幌: 3回/年	上土幌: 窓口回収 土幌: 戸別方式	上土幌: 役場庁舎内で回収 土幌: 透明・半透明袋	業者回収 委託	
回収する乾電池・蛍光灯	上土幌: 2回/月 土幌: 2回/月	ステーション方式 戸別収集方式	透明・半透明袋	委託	
燃やせるごみ	上土幌: 1回/週 土幌: 1回/週~2回/月		指定有料袋		
燃やせないごみ	上土幌: 2回/月 土幌: 2回/月		指定有料袋		
大型ごみ	上土幌: 2回/年 土幌: 3回/年		指定有料シール		

(3) 収集・運搬量

過去5年間の実績を見ると、令和2年度まで増加傾向で推移していますが、令和3年度には減少に転じていることがわかります。

表 2. 1. 15 収集・運搬量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収集ごみ 組合合計[t/年]	2,751.62	2,738.08	2,762.48	2,801.56	2,678.06
燃やせるごみ	1,357.04	1,377.39	1,392.63	1,414.76	1,388.15
燃やせないごみ	291.69	272.45	280.81	319.09	259.88
大型ごみ	56.48	61.53	63.14	82.58	71.97
資源ごみ	1,046.41	1,026.71	1,025.90	985.13	958.06
上士幌町収集ごみ [t/年]	1,230.63	1,231.33	1,241.23	1,273.08	1,226.38
燃やせるごみ	663.96	668.30	680.70	697.11	685.82
燃やせないごみ	143.95	138.86	140.81	156.57	132.77
大型ごみ	31.31	33.46	32.82	43.27	42.35
資源ごみ	391.41	390.71	386.90	376.13	365.44
士幌町収集ごみ [t/年]	1,520.99	1,506.75	1,521.25	1,528.48	1,451.68
燃やせるごみ	693.08	709.09	711.93	717.65	702.33
燃やせないごみ	147.74	133.59	140.00	162.52	127.11
大型ごみ	25.17	28.07	30.32	39.31	29.62
資源ごみ	655.00	636.00	639.00	609.00	592.62

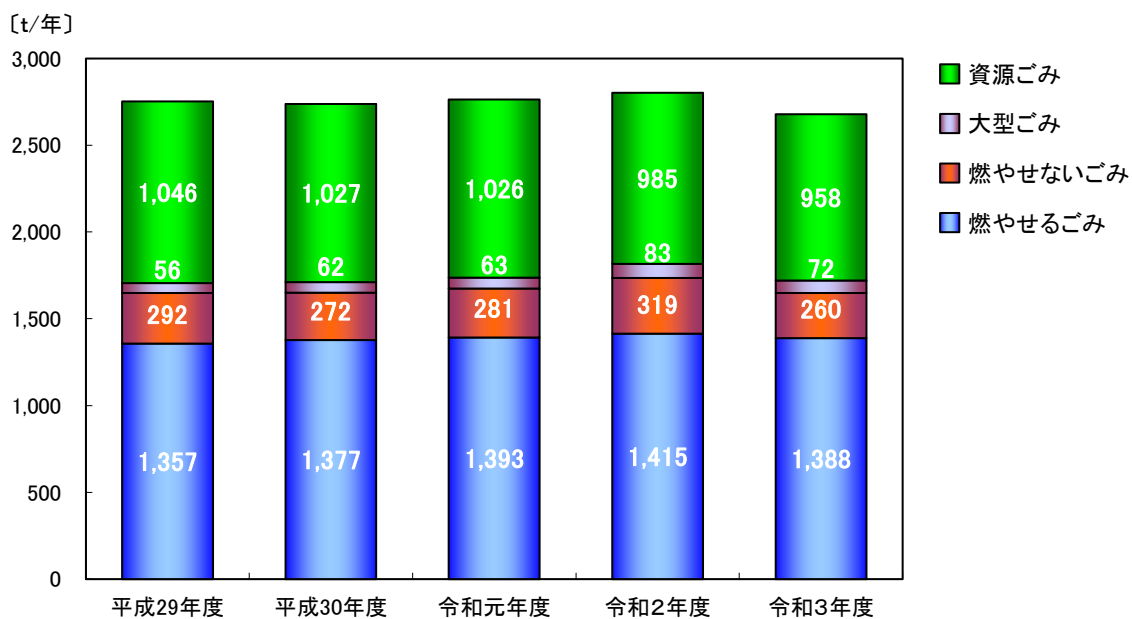


図 2. 1. 6 ごみ種別収集・運搬量の実績

5. 中間処理の実績

(1) 中間処理施設の概要

中間処理システムは、組合が管理・運営する焼却処理施設と移動式破砕機にて適正処理を行っており、資源ごみは、大山古物商店と中士幌リサイクルセンターに委託しています。

施設概要を以下に記述します。

中間処理対象物

- 焼却処理施設（本組合）：燃やせるごみ
- 移動式破砕機（本組合）：一部燃やせないごみ、大型ごみ
- 資源回収：（大山古物商店、中士幌リサイクルセンター）びん類、缶類、ペットボトル、発泡スチロールトレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙類等



	施設名称	所在地
1	ごみ焼却施設	河東郡上士幌町字上士幌西1線214-1～6番地
2	移動式破砕機	同上施設内
3	士幌町リサイクルセンター	河東郡士幌町字中士幌西2線75番地

図2. 1. 7 中間処理施設の所在地と施設全景

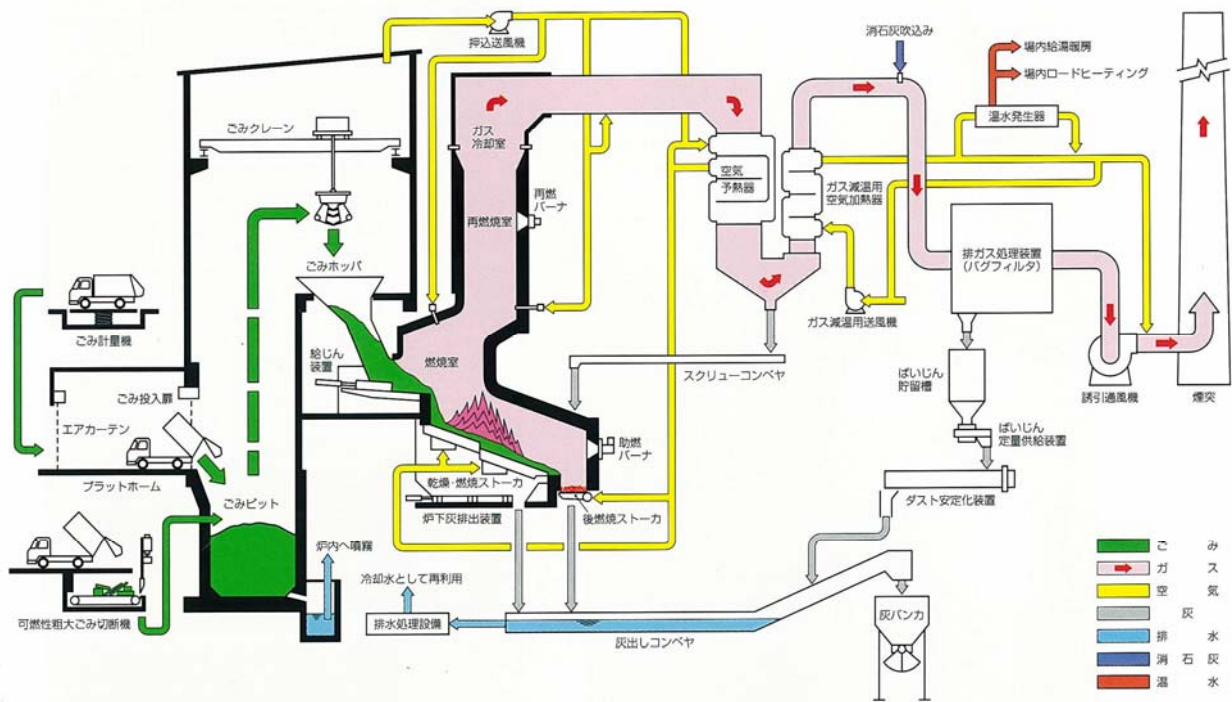


図 2. 1. 8 焼却処理フローシート（ごみ焼却施設）

表 2. 1. 16 ごみ焼却施設の概要

項目	内容	
施設名称	北十勝2町環境衛生処理組合 ごみ焼却施設	
所在地	河東郡上士幌町字上士幌西1線214-1～6番地	
運転管理	組合（直営、一部委託）	
竣工年月	平成9年2月	
公称能力	15 t/日（15 t/8hr×1炉）	
焼却対象物	家庭系・事業系の可燃ごみ、家庭系・事業系の可燃性粗大ごみ	
設備仕様	炉型式	機械バッチ燃焼式
	燃焼方式	ストーカ燃焼式
	前処理設備	せん断式破碎机（可燃性粗大ごみ用）
	排ガス冷却設備	水噴射、熱交換式（間接空冷式）
	排ガス処理設備	消石灰吹込み、バグフィルタ
	集じん灰処理設備	キレート処理

表 2. 1. 17 移動式破碎機の概要

項目		内容
施設名称		移動式破碎機（自走式破碎機）
所在地		河東郡上士幌町字上士幌西1線214-1～6番地
運転管理		組合（直営、一部委託）
竣工年月		平成17年8月
公称能力		46.53t/日（5hr）
処理対象物		粗大ごみ（可燃）、粗大ごみ（不燃）、不燃ごみ（廃プラスチック） 不燃ごみ（ガラス・陶磁器）
設備仕様	処理方式	破碎・選別方式
	破碎方式	2軸せん断式破碎機
	選別設備	無し

表 2. 1. 18 中士幌リサイクルセンターの概要

項目		内容
施設名称		中士幌リサイクルセンター
所在地		河東郡士幌町字中士幌西2線75番地
運転管理		士幌町（委託）
竣工年月		平成16年度
公称能力		5.0t/日
処理対象物		家庭系、事業系の資源ごみ
設備仕様	処理方式	選別、圧縮・梱包、保管方式
	選別設備	手選別、缶類磁気選別設備（空き缶）
	圧縮減容設備	缶プレス機（空き缶）、発泡スチロール減容機
	梱包設備	廃プラスチック類圧縮梱包機、ペットボトル破碎粉碎機
保管設備		リサイクルセンター保管ヤード

(2) 中間処理量

焼却処理量、破碎処理量の実績を表 2. 1. 19～21、図 2. 1. 9～10 に示します。

【焼却処理量】

焼却対象物は、燃やせるごみと可燃性の破碎処理物、資源化残渣を焼却処理しています。

表 2. 1. 19 焼却処理量の実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
組合焼却量[t/年]	1,860.50	1,890.40	1,961.68	2,050.30	1,948.50
直接焼却量[t/年]	1,815.45	1,839.76	1,912.99	1,992.00	1,900.80
破碎処理後焼却量[t/年]	40.43	45.43	43.70	52.19	43.77
資源化処理後焼却量[t/年]	4.62	5.21	4.99	6.11	3.93
上士幌町[t/年]	940.73	912.18	998.84	1,027.17	997.60
直接焼却量[t/年]	915.05	885.97	972.57	996.09	971.43
破碎処理後焼却量[t/年]	23.10	23.56	23.62	27.84	24.20
資源化処理後焼却量[t/年]	2.58	2.65	2.65	3.24	1.97
士幌町[t/年]	919.77	978.22	962.84	1,023.13	950.90
直接焼却量[t/年]	900.40	953.79	940.42	995.91	929.37
破碎処理後焼却量[t/年]	17.33	21.87	20.08	24.35	19.57
資源化処理後焼却量[t/年]	2.04	2.56	2.34	2.87	1.96
焼却残渣[t/年]	297.72	308.07	323.37	311.94	279.09
上士幌町[t/年]	151.84	147.87	164.92	155.97	143.17
士幌町[t/年]	145.88	160.20	158.45	155.97	135.92
焼却残渣率[%]	16.00	16.30	16.48	15.21	14.32

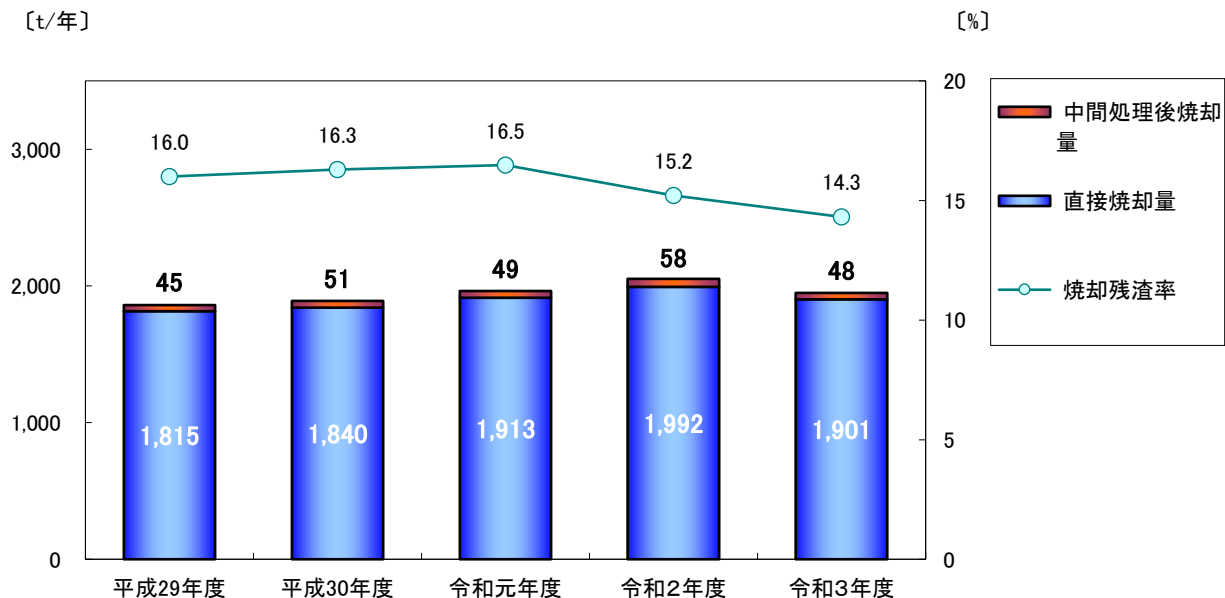


図 2. 1. 9 焼却処理量の実績

【移動式破碎処理実績】

移動式破碎機では燃やせないごみと大型ごみの処理を行い、搬入したごみの減容化と有価物の回収を行っています。

表 2. 1. 20 破碎処理量の実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
破碎対象ごみ量[t/年]	525.43	563.35	547.29	660.48	551.73
燃やせないごみ処理量[t/年]	468.95	501.82	484.15	577.90	479.76
大型ごみ処理量[t/年]	56.48	61.53	63.14	82.58	71.97
上士幌町[t/年]	266.26	274.47	274.22	330.92	267.96
燃やせないごみ処理量[t/年]	234.95	241.01	241.40	287.65	225.61
大型ごみ処理量[t/年]	31.31	33.46	32.82	43.27	42.35
士幌町[t/年]	259.17	288.88	273.07	329.56	283.77
燃やせないごみ処理量[t/年]	234.00	260.81	242.75	290.25	254.15
大型ごみ処理量[t/年]	25.17	28.07	30.32	39.31	29.62
破碎対象ごみ処理量[t/年]	525.43	563.35	547.29	660.48	551.73
その他処理量(直接埋立量)[t/年]	255.89	260.49	255.94	312.56	230.29
上士幌町[t/年]	112.27	117.43	116.77	145.35	90.24
士幌町[t/年]	143.62	143.06	139.17	167.21	140.05
破碎処理量[t/年]	269.54	302.86	291.35	347.92	321.44
破碎可燃物[t/年]	40.43	45.43	43.70	52.19	43.77
破碎不燃物[t/年]	215.63	242.29	233.08	278.33	261.60
破碎有価物[t/年]	13.48	15.14	14.57	17.40	16.07
上士幌町破碎処理量[t/年]	153.99	157.04	157.45	185.57	177.72
破碎可燃物[t/年]	23.10	23.56	23.62	27.84	24.20
破碎不燃物[t/年]	123.20	125.63	125.95	148.46	142.17
破碎有価物[t/年]	7.69	7.85	7.88	9.27	11.35
士幌町破碎処理量[t/年]	115.55	145.82	133.90	162.35	143.72
破碎可燃物[t/年]	17.33	21.87	20.08	24.35	19.57
破碎不燃物[t/年]	92.43	116.66	107.13	129.87	119.43
破碎有価物[t/年]	5.79	7.29	6.69	8.13	4.72
破碎対象ごみ量に対する破碎処理率[%]	51.30	53.76	53.24	52.68	58.26

※破碎処理後埋立量＝破碎対象ごみ量－破碎処理後焼却量－破碎処理後資源化量

※破碎処理率＝破碎処理量÷破碎対象ごみ量

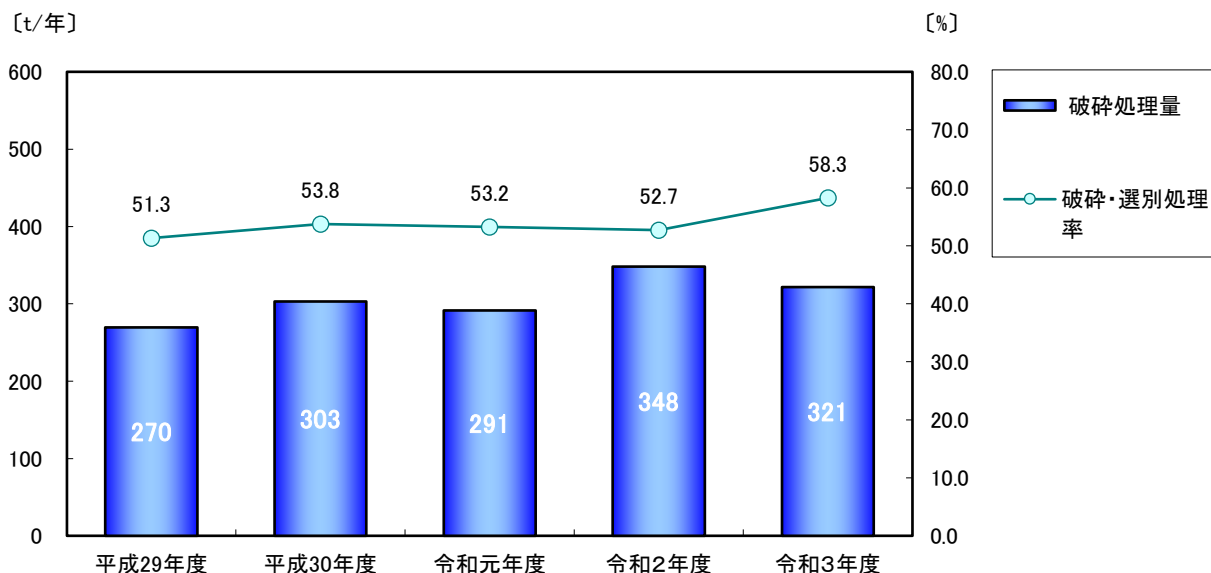


図 2. 1. 10 破碎処理量の実績

【資源化処理量】

資源化処理量としては、分別収集で集められた資源ごみを大山古物商店及び中士幌リサイクルセンターで選別・圧縮・保管が行われた後、再商品化業者や指定法人に引き取られリサイクルしています。資源化処理量を以下に示します。

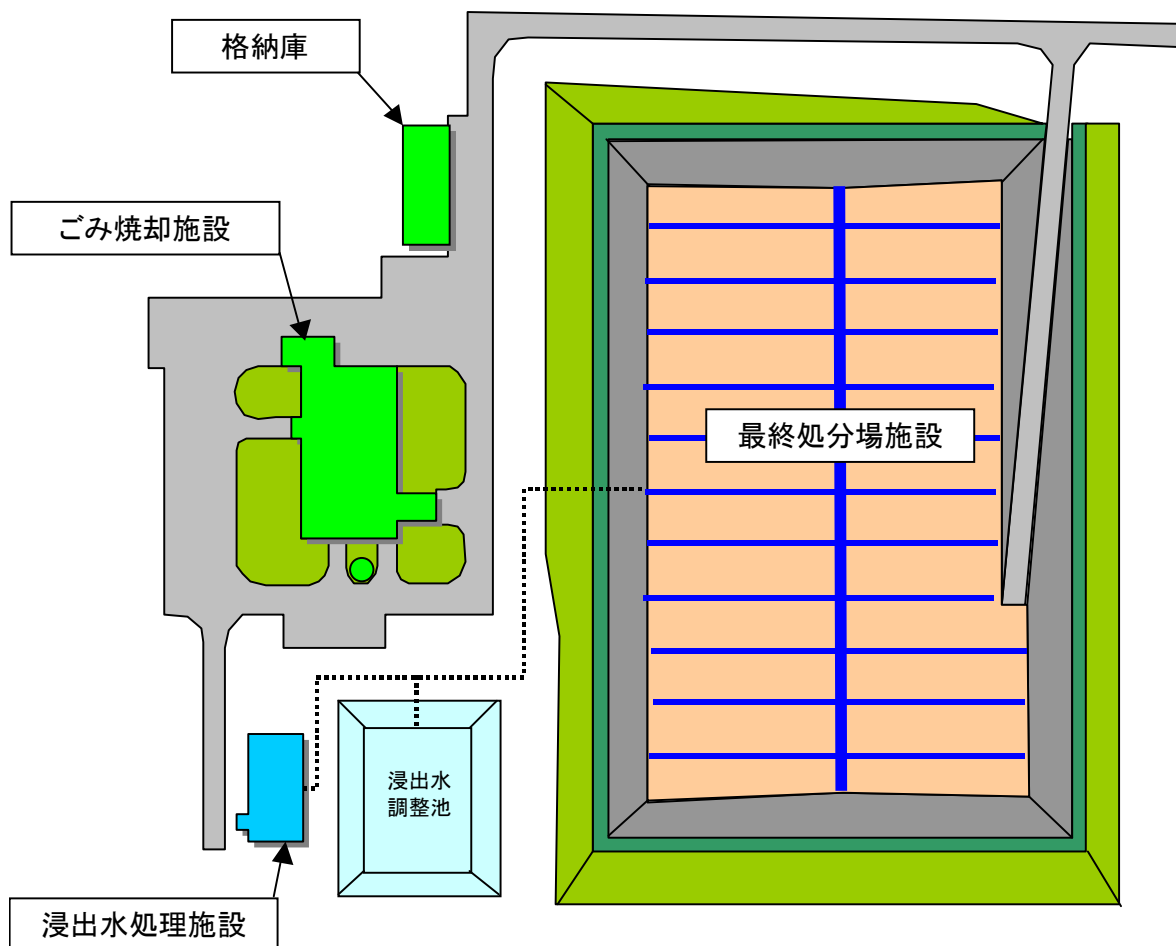
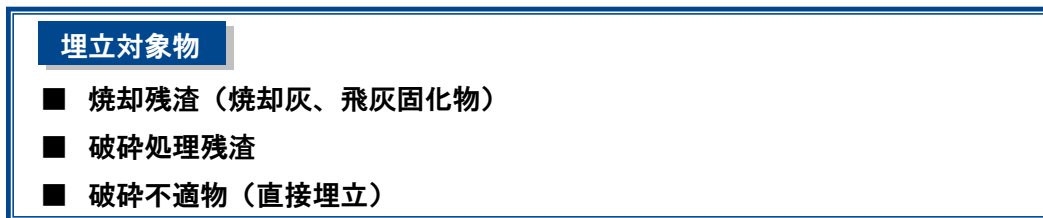
表 2. 1. 21 資源化処理量の実績

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
上士幌町	資源化量[t/年]	無色ガラス容器	17.00	16.35	16.03	15.91	16.52
		茶色ガラス容器	24.91	22.81	23.62	21.70	21.18
		その他ガラス容器	13.16	12.85	13.59	12.11	12.34
		ペットボトル	19.75	22.55	22.80	22.32	22.49
		紙製容器包装	6.24	6.54	6.43	5.89	5.50
		プラスチック製容器包装	51.39	52.99	53.25	54.93	54.27
		白色トレイ	5.71	5.71	5.08	5.09	4.84
		スチール製容器包装	14.40	15.01	14.41	14.31	13.58
		アルミニウム製容器包装	8.24	8.56	8.16	8.39	8.35
		紙パック	1.17	1.17	1.36	1.46	1.41
		段ボール	66.64	70.55	71.08	74.25	71.63
		新聞紙	56.56	48.39	45.00	41.74	41.68
		雑誌類	70.94	70.21	69.63	64.69	60.55
		その他〔紙類〕	35.33	37.04	36.46	33.36	31.14
	計	391.44	390.73	386.90	376.15	365.48	
	直接資源化量[t/年]	使用済小型家電	0.92	1.18	1.44	1.29	1.24
	処理残渣量[t/年]	資源残渣(焼却処理)	2.58	2.65	2.65	3.24	1.97
		資源化量+残渣量合計	394.94	394.56	390.99	380.68	368.69
		補正值(減耗、繰越等)	3.53	3.85	4.09	4.55	3.25
			391.41	390.71	386.90	376.13	365.44
合計[t/年]	資源化処理量	392.36	391.91	388.34	377.44	366.72	
士幌町	資源化量[t/年]	無色ガラス容器	23.00	22.00	21.00	22.00	20.94
		茶色ガラス容器	29.00	29.00	30.00	27.00	27.61
		その他ガラス容器	11.00	11.00	12.00	12.00	11.11
		ペットボトル	22.00	25.00	23.00	25.00	27.27
		紙製容器包装	91.00	96.00	90.00	90.00	84.78
		プラスチック製容器包装	83.00	81.00	83.00	85.00	85.47
		白色トレイ	5.00	4.00	4.00	4.00	3.84
		スチール製容器包装	18.00	15.00	16.00	15.00	14.67
		アルミニウム製容器包装	16.00	15.00	15.00	13.00	13.63
		紙パック	4.00	4.00	4.00	3.00	2.76
		段ボール	120.00	121.00	129.00	121.00	118.42
		新聞紙	140.00	130.00	127.00	103.00	101.58
		雑誌類	93.00	83.00	85.00	89.00	80.55
		その他〔紙類〕	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	655.00	636.00	639.00	609.00	592.63	
	直接資源化量[t/年]	使用済小型家電	2.09	1.77	1.64	2.86	1.87
	処理残渣量[t/年]	資源残渣(焼却処理)	2.04	2.56	2.34	2.87	1.96
		資源化量+残渣量合計	659.13	640.33	642.98	614.73	596.46
		補正值(減耗、繰越等)	4.13	4.33	3.98	5.73	3.84
			655.00	636.00	639.00	609.00	592.62
合計[t/年]	資源化処理量	657.09	637.77	640.64	611.86	594.50	
組合合計	資源化量[t/年]	無色ガラス容器	40.00	38.35	37.03	37.91	37.46
		茶色ガラス容器	53.91	51.81	53.62	48.70	48.79
		その他ガラス容器	24.16	23.85	25.59	24.11	23.45
		ペットボトル	41.75	47.55	45.80	47.32	49.76
		紙製容器包装	97.24	102.54	96.43	95.89	90.28
		プラスチック製容器包装	134.39	133.99	136.25	139.93	139.74
		白色トレイ	10.71	9.71	9.08	9.09	8.68
		スチール製容器包装	32.40	30.01	30.41	29.31	28.25
		アルミニウム製容器包装	24.24	23.56	23.16	21.39	21.98
		紙パック	5.17	5.17	5.36	4.46	4.17
		段ボール	186.64	191.55	200.08	195.25	190.05
		新聞紙	196.56	178.39	172.00	144.74	143.26
		雑誌類	163.94	153.21	154.63	153.69	141.10
		その他〔紙類〕	35.33	37.04	36.46	33.36	31.14
	計	1046.44	1026.73	1025.90	985.15	958.11	
	直接資源化量[t/年]	使用済小型家電	3.01	2.95	3.08	4.15	3.11
	処理残渣量[t/年]	資源残渣(焼却処理)	4.62	5.21	4.99	6.11	3.93
		資源化量+残渣量合計	1054.07	1034.89	1033.97	995.41	965.15
		補正值(減耗、繰越等)	7.66	8.18	8.07	10.28	7.09
			1046.41	1026.71	1025.90	985.13	958.06
合計[t/年]	資源化処理量	1049.45	1029.68	1028.98	989.30	961.22	

6. 最終処分の実績

(1) 最終処分場の概要

最終処分場は、中間処理施設と同一敷地内に設置しており、組合が主体となって管理・運営を行っています。最終処分場で埋立している対象物は、焼却灰（飛灰固化物含む）、破碎処理残渣、破碎不適物（直接埋立）となっています。最終処分場の概要を以下に記述します。



	施設名称	所在地
1	一般廃棄物最終処分場施設	河東郡上士幌町字上士幌西1線214-1～6番地

図2. 1. 11 最終処分場の所在地と概要図

表2. 1. 2. 2 最終処分場の概要（令和3年度現在）

項目	内容			
施設名称	北十勝2町環境衛生処理組合 一般廃棄物最終処分場	浸 出 水	処理方式	回転円板法+凝集沈殿法+滅菌処理
所在地	河東郡上士幌町字上士幌西1線214-1～6番地		処理能力	22m ³ /日
運転管理	直営、一部委託		放流水質	BOD<20mg/L、SS<70mg/L
埋立場所	平地			
埋立構造	準好気性埋立構造			
埋立開始年度	平成10年9月			
埋立面積（m ² ）	11,616			
全体容積（m ³ ）	58,670（平成26年輕微変更）			
残余容量（m ³ ）	6,860（最終覆土含む）			
埋立終了年度	令和7年5月			

残余容量：令和4年7月末現在

（2）最終処分量の実績

最終処分量の実績としては、年間約769t～902tの間で推移しています。

最終処分率は、全道平均、全国平均を大きく上回る水準で推移しております。

表2. 1. 2. 3 最終処分量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
組合最終処分量[t/年]	769.24	810.85	812.39	902.83	770.98
直接埋立量[t/年]	255.89	260.49	255.94	312.56	230.29
焼却残渣量[t/年]	297.72	308.07	323.37	311.94	279.09
破碎処理残渣量[t/年]	215.63	242.29	233.08	278.33	261.60
上士幌町[t/年]	387.31	390.93	407.64	449.78	375.58
直接埋立量[t/年]	112.27	117.43	116.77	145.35	90.24
焼却残渣量[t/年]	151.84	147.87	164.92	155.97	143.17
破碎処理残渣量[t/年]	123.20	125.63	125.95	148.46	142.17
士幌町[t/年]	381.93	419.92	404.75	453.05	395.40
直接埋立量[t/年]	143.62	143.06	139.17	167.21	140.05
焼却残渣量[t/年]	145.88	160.20	158.45	155.97	135.92
破碎処理残渣量[t/年]	92.43	116.66	107.13	129.87	119.43
最終処分率[%]	22.7	23.6	23.3	24.8	22.6
全道平均最終処分率[%]	18.1	18.4	17.9	17.6	—
全国平均最終処分率[%]	9.5	9.4	9.3	9.1	—

※1 全道、全国の1人1日平均最終処分率は、「環境省 一般廃棄物実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

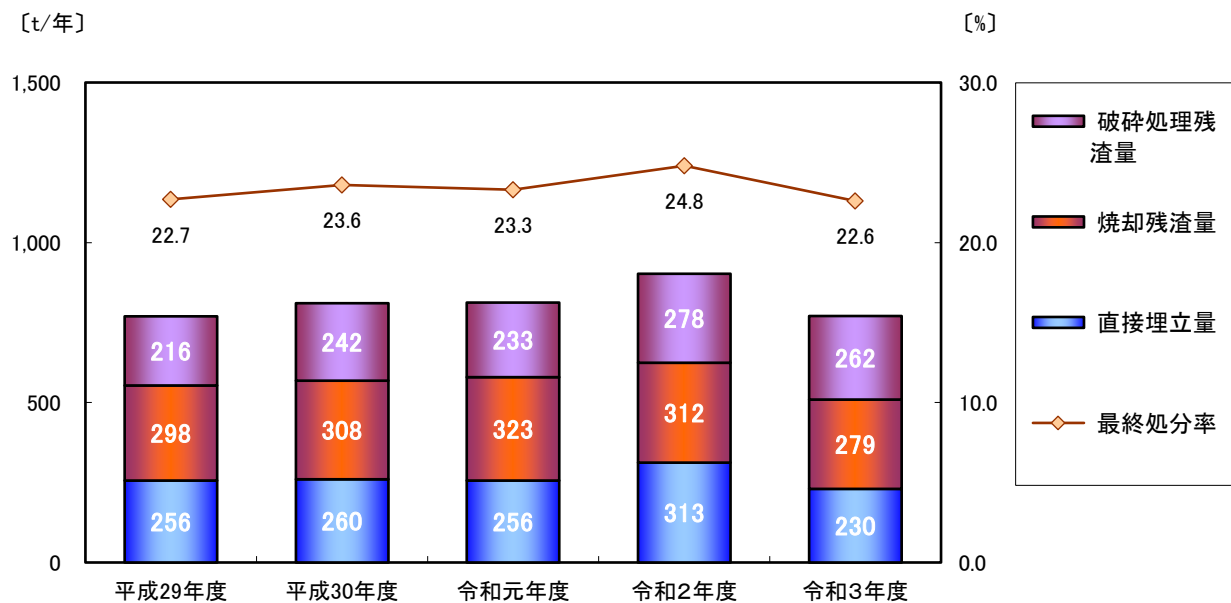


図 2. 1. 1 2 最終処分量の実績

(3) 埋立可能年数

最終処分場の埋立目標（終了予定）年度は、供用開始時に平成 25 年度までとなっていましたが、ごみ減量化の推進、分別収集の徹底のほか、平成 26 年度に実施した一般廃棄物処理施設設置届出書の軽微変更の手続きにより、令和 7 年度まで埋立終了予定年を変更しています。

用語の定義

*** 最終処分率**

最終的に埋立処分される埋立量のごみの総排出量に対する割合をいいます。

7. 温室効果ガス排出量の実績

ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでのごみ処理システムの全過程における温室効果ガス排出量（CO₂換算量）の実績について表2.1.24に示します（試算の詳細は別途資料参照）。

試算方法は、「システムの指針」のほか、「環境省、経済産業省：温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に準拠しています。

試算結果をみると、各年度とも温室効果ガス排出量の90%以上が中間処理過程から排出されている結果となっています。

表2.1.24 温室効果ガス排出量（CO₂換算量）の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
収集運搬過程（kg-CO ₂ /年）	60,754.41	62,935.40	64,202.45	65,985.32	66,016.06	63,978.73
中間処理過程（kg-CO ₂ /年）	1,058,180.08	1,218,430.95	856,103.16	984,619.32	1,035,478.04	1,030,562.31
最終処分過程（kg-CO ₂ /年）	18,183.26	21,180.13	21,177.20	23,611.05	21,062.81	21,042.89
合計（kg-CO ₂ /年）	1,137,117.75	1,302,546.49	941,482.81	1,074,215.69	1,122,556.91	1,115,583.93

8. ごみ処理経費の実績

ごみ処理経費の過去の状況を表2.1.25及び図2.1.13に示します。

処理経費は、経常経費で評価するため、建設・改良費は除いて算出しています。

ごみ処理経費の総額を見ると、ほぼ横ばいで推移しており、1人当たりの年間ごみ処理経費は、全道平均、全国平均より若干高い値で推移しています。

表2.1.25 ごみ処理経費の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
廃棄物処理施設におけるごみ処理経費〔千円/年〕	205,897	213,588	220,539	213,493	250,499
人件費〔千円/年〕	21,242	20,809	26,516	24,699	26,777
処理費〔千円/年〕	84,298	87,523	85,672	78,841	112,981
収集運搬費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
中間処理費〔千円/年〕	71,654	74,396	72,822	67,015	96,034
最終処分費〔千円/年〕	12,644	13,127	12,850	11,826	16,947
車両購入費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
委託費〔千円/年〕	100,357	105,256	108,351	109,953	110,741
収集運搬費〔千円/年〕	64,766	66,908	69,254	70,358	70,721
中間処理費〔千円/年〕	32,085	34,216	35,140	35,794	35,812
最終処分費〔千円/年〕	1,166	1,328	1,341	1,408	1,419
その他〔千円/年〕	2,340	2,804	2,616	2,393	2,789
その他〔千円/年〕	0	0	0	0	0
調査研究費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
ごみ処理経費〔千円〕	205,897	213,588	220,539	213,493	250,499
1人当たりの年間ごみ処理経費〔円/人・年〕	18,413	19,099	19,985	19,386	22,921
全道1人当たりの年間ごみ処理経費〔円/人・年〕	14,336	15,068	15,052	15,322	—
全国1人当たりの年間ごみ処理経費〔円/人・年〕	13,763	14,018	14,271	14,606	—
近隣町1人当たりの年間ごみ処理経費〔円/人・年〕	15,437	17,051	17,208	18,290	—

※1 全道、全国の排出量は、「環境省 一般廃棄物実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

※3 ごみ処理経費は組合のごみ処理経費及び士幌町、上士幌町のごみ処理経費を合算したものである。

※4 近隣町とは、現在広域参画している市町村のうち、人口形態、産業形態が近い町の値である。

[千円/年]

[円/人・年]

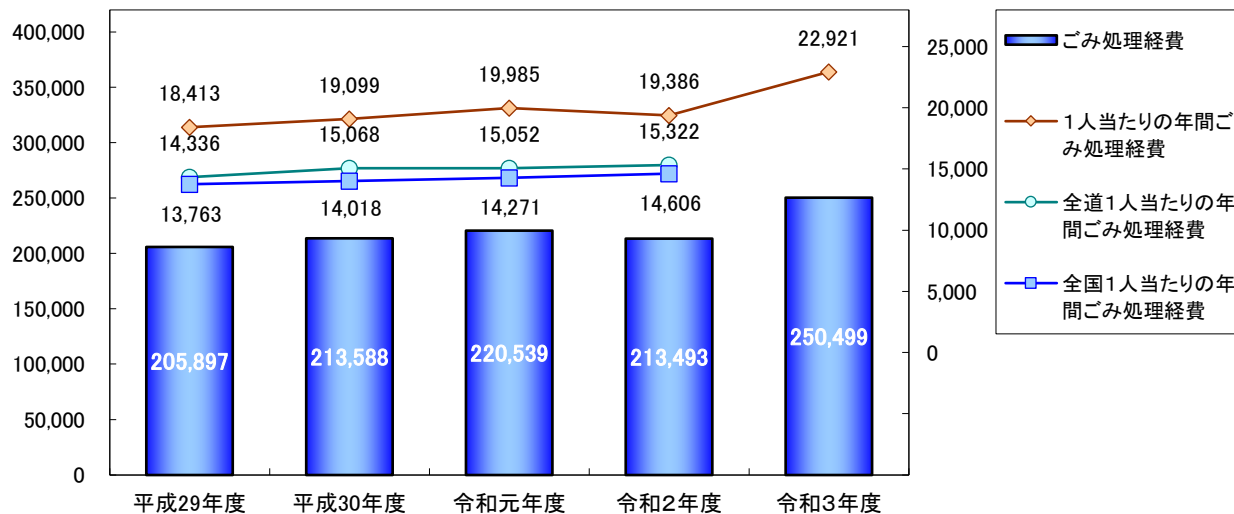


図 2. 1. 13 ごみ処理経費の実績

第4節 ごみ処理行政等の動向

1. 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、環境省では、平成25年5月に策定された現行計画の見直しを行い、「第4次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月に策定されました。

表2. 1. 26 第4次循環型社会形成推進基本計画

	内 容																
計画の取組み	<p>【持続可能な社会づくりとの統合的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ○環境的側面、経済的側面、社会的側面を総合的に向上 <p>【多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等を図る ○災害に強い地域でのコンパクトで強靱なまちづくり <p>【ライフサイクル全体での徹底的な資源循環】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う <p>【適正処理の更なる推進と環境再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会 ○海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適切な解体、撤去等により地域環境の再生が図られる社会 ○東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生 <p>【万全な災害廃棄物処理体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会 <p>【適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 																
物質フロー指標と数値目標	<table border="0"> <tr> <td>資源生産性</td> <td>2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）</td> </tr> <tr> <td>入口側循環利用率</td> <td>2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）</td> </tr> <tr> <td>出口側循環利用率</td> <td>2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）</td> </tr> <tr> <td>最終処分場</td> <td>2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）</td> </tr> <tr> <td>食品ロス量</td> <td>2030年度目標：家庭系食品ロスは2000年度の半減</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たりごみ排出量</td> <td>2025年度目標：約850g/人/日</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量</td> <td>2025年度目標：約440g/人/日</td> </tr> <tr> <td>事業系ごみ排出量</td> <td>2025年度目標：約1100万トン</td> </tr> </table>	資源生産性	2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）	入口側循環利用率	2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）	出口側循環利用率	2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）	最終処分場	2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）	食品ロス量	2030年度目標：家庭系食品ロスは2000年度の半減	1人1日当たりごみ排出量	2025年度目標：約850g/人/日	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2025年度目標：約440g/人/日	事業系ごみ排出量	2025年度目標：約1100万トン
資源生産性	2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）																
入口側循環利用率	2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）																
出口側循環利用率	2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）																
最終処分場	2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）																
食品ロス量	2030年度目標：家庭系食品ロスは2000年度の半減																
1人1日当たりごみ排出量	2025年度目標：約850g/人/日																
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2025年度目標：約440g/人/日																
事業系ごみ排出量	2025年度目標：約1100万トン																
取組指標	<table border="0"> <tr> <td>循環型社会ビジネス</td> <td>2025年度目標：2000年度の2倍</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理計画の策定</td> <td>2025年度目標：都道府県100%、市町村60%</td> </tr> <tr> <td>電子マニフェストの普及率</td> <td>2022年度目標：70%</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識</td> <td>2025年度目標：約90%</td> </tr> <tr> <td>具体的な3R行動の実施率</td> <td>2025年度目標：2012年度から約20%上昇</td> </tr> </table>	循環型社会ビジネス	2025年度目標：2000年度の2倍	災害廃棄物処理計画の策定	2025年度目標：都道府県100%、市町村60%	電子マニフェストの普及率	2022年度目標：70%	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	2025年度目標：約90%	具体的な3R行動の実施率	2025年度目標：2012年度から約20%上昇						
循環型社会ビジネス	2025年度目標：2000年度の2倍																
災害廃棄物処理計画の策定	2025年度目標：都道府県100%、市町村60%																
電子マニフェストの普及率	2022年度目標：70%																
廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	2025年度目標：約90%																
具体的な3R行動の実施率	2025年度目標：2012年度から約20%上昇																

2. 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定で定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針」（平成13年5月環境省告示第34号「以下（国の基本方針）という。」）について、平成28年度に変更され、新たに令和2年度の廃棄物の減量化目標が定められました。なお令和2年度以降については、「第4次循環型社会形成推進基本計画」に基づく目標を参考にして施策を進めることとしています。

表2. 1. 27 廃棄物処理法に基づく国の基本方針

	内 容
基本的な方向	<p>【廃棄物の適正処理の基本的な方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会のさらなる推進及び低炭素社会、自然共生社会との統合にも配慮した取組の推進 ○災害廃棄物の分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理の確保
廃棄物の適正な処理に関する目標	<p>一般廃棄物の減量化の目標</p> <p>排出量 2025年度目標：3800万トン</p> <p>再生利用率 2025年度目標：約28%に増加</p> <p>最終処分量 2025年度目標：320万トン</p> <p>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 2025年度目標：約440g/人/日</p>
施策を推進するための基本的事項	<p>【国民、事業者、地方公共団体及び国の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の選択 ・食品ロスの削減に資する購買行動 ・商品の使用に当たって故障時の修理励行等による長期間の使用や、食品の食べ切り、使い切り、生ごみの水切り等による一般廃棄物の排出抑制への取組 ・外食における適量な注文、食べ残しの削減等による事業ごみの排出抑制への協力 ・市町村による適正な循環的利用に対する取組への協力 ・廃家電、廃自動車、使用済み小型家電の各リサイクル法に基づく事業者の措置への協力等 ○事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体における廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化の推進 ・物の製造、加工、販売等において、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正処理が困難とならない商品、廃棄物を原料とした商品等の製造・販売、必要な情報提供等 ○地方公共団体の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制に関する適切な普及啓発、情報提供、環境教育 ・他市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の推進 ・廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等の推進 ・一般廃棄物処理事業に係るPFIの活用 ・食品循環資源の再生利用のための民間事業者の活用・育成、市町村自らが行う再生利用等を一般廃棄物処理基本計画に位置付け等 ○国の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・各種法制度の整備及び適切な運用 ・国民及び事業者の自主的な取組を促進、地方公共団体による取組の支援、関係主体の連携・協働の促進 ・先進的な事例の情報提供及び普及啓発 ・市町村及び都道府県への技術的及び財政的な支援及び広域的な見地からの調整

	<p>【廃棄物の適正な処理を確保するための必要な体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬に関して、環境負荷のより少ない自動車の導入、バイオ燃料の利用を進める。 ・有機物の直接埋立は原則として行わない ・廃プラスチック類は、排出抑制、再生利用を図った上で、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収 ・廃棄物系バイオマスは、地域の特性に応じ、適切な再生利用等を推進
<p>処理施設整備に関する基本的な事項</p>	<p>【一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物の再生利用に係る施設については、必要な処理能力を確保できるよう他市町村、民間廃棄物処理業者とも連携 ・発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先 ・地域ごとに必要となる最終処分場を継続的に確保 ・効率的な廃棄物系バイオマスの利活用 ・焼却施設で回収したエネルギーの地域還元への取組促進 ・ストックマネジメント手法の導入による施設の長寿命化・延命化、循環型社会のさらなる推進及び低炭素社会、自然共生社会との統合にも配慮した取組の推進
<p>非常災害時における処理、施設整備に関し必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に必要な施設の整備、人材育成 ・非常災害時における災害廃棄物処理に係る知見、教訓を踏まえた施策 ・大規模災害時には被災しなかった地域を含め、全国一丸となった処理の推進 ・災害対応拠点の視点からの施設整備、関係機関・関係団体との連携体制構築 ・非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備 ・非常災害時に備えた災害廃棄物処理計画の策定 ・地域ブロック単位での廃棄物処理施設の余力等の情報共有、仮置場の確保、災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物処理業者の情報把握
<p>その他廃棄物の処理に関し必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品の利用を促進するための技術開発 ・レアメタル回収技術に関する研究 ・エネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究 ・PCB、石綿の無害化、ダイオキシン類等非意図的に発生する化学物質の処理技術の研究 ・マイバック、マイボトルの持参、適量な購買・注文、食品の食べ切り、使い切りの呼び掛け、食品の賞味期限等への正しい理解の普及 ・国民、事業者、地方公共団体が自ら行う環境教育、環境学習の推進

3. 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法第5条の3第1項に基づき、5年ごとに策定されるもので、新たに平成30年度から令和4年度の5カ年の廃棄物処理施設整備計画が定められました。

表2. 1. 28 廃棄物処理施設整備計画

	内 容
基本的理念	(1) 基本原則に基づいた3Rの推進 (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率：21%→27% ・一般廃棄物最終処分場の残余年数：平成29年度の水準（20年分）を維持 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19%→21% ・廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合：40%→46%
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。 ・分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。 (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。 ・地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていく。 (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組む、地域の低炭素化に努める。 ・施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。 (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組み合わせによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。 (5) 災害対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。 (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。 (7) 地域住民等の理解と協力の確保 (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

4. 北海道循環型社会形成推進基本計画

北海道循環型社会形成推進基本計画は、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、令和2年3月に「北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）」を策定し、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を柱とし、北海道が講ずべき施策や、道民、NPO、事業者等に期待される役割等を示しています。計画の期間は令和2年度から概ね10年とし、期間の中間年度である令和6年度には必要な見直しを行います。

表2. 1. 29 北海道循環型社会形成推進基本計画

	内 容																																																					
計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。 ○企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3R（スリーアール）や適正処理が定着している社会。 ○家畜ふん尿、生ごみや林地未利用材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。 																																																					
基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物等の処理に由来する環境負荷をできる限り低減するため、第1に発生抑制（リデュース）、第2に再使用（リユース）、第3に再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）、第4に熱回収（サーマルリサイクル）、最後に適正処分という最優先順位を踏まえること。 ○循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び処分に当たっては、環境の保全上支障が生じないように適正に行うこと。 ○道民、NPO・NGO等、事業者、行政の各主体が役割を分担し、それぞれが自主的に又は互いに連携、協働して取組みが進められること。 																																																					
指標及び数値目標	<p>【物質フロー指標】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">（平成29年度）</th> <th style="text-align: center;">（令和6年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環利用率</td> <td style="text-align: center;">15.7%</td> <td style="text-align: center;">17%</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td style="text-align: center;">100万トン</td> <td style="text-align: center;">82万ト以下約18%減</td> </tr> </tbody> </table> <p>【取組指標及び目標】</p> <p>①環境に配慮した取組の推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">（令和元年度）</th> <th style="text-align: center;">（令和6年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ減量化、再使用、再利用のための具体的行動</td> <td style="text-align: center;">意識度 93.2% 実践度 21～68%</td> <td style="text-align: center;">意識度 95%以上 実践度 60～80%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>②廃棄物の適正処理の推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">（平成29年度）</th> <th style="text-align: center;">（令和6年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物の排出量</td> <td style="text-align: center;">187万ト</td> <td style="text-align: center;">170万ト 約10%削減</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の1人1日当たり排出量</td> <td style="text-align: center;">961g/人・日</td> <td style="text-align: center;">900g/人・日 約5%削減</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の排出量</td> <td style="text-align: center;">3,874万ト</td> <td style="text-align: center;">3,750万ト以下</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物のリサイクル率</td> <td style="text-align: center;">24.3%</td> <td style="text-align: center;">30%以上</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の再生利用率</td> <td style="text-align: center;">55.5%</td> <td style="text-align: center;">57%以上</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の最終処分量</td> <td style="text-align: center;">32万ト</td> <td style="text-align: center;">25万ト以下 20%削減</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の最終処分量</td> <td style="text-align: center;">68万ト</td> <td style="text-align: center;">57万ト以下 16%削減</td> </tr> </tbody> </table> <p>③バイオマスの利活用の推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">（平成28年度）</th> <th style="text-align: center;">（令和4年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物系バイオマス利活用率</td> <td style="text-align: center;">89.8%</td> <td style="text-align: center;">90%以上</td> </tr> <tr> <td>未利用バイオマス利活用率</td> <td style="text-align: center;">71.5%</td> <td style="text-align: center;">70%以上</td> </tr> <tr> <td>バイオマス活用推進計画策定</td> <td style="text-align: center;">54市町（平成30年度）</td> <td style="text-align: center;">60市町村</td> </tr> </tbody> </table>				（平成29年度）	（令和6年度）	循環利用率	15.7%	17%	最終処分量	100万トン	82万ト以下約18%減		（令和元年度）	（令和6年度）	ごみ減量化、再使用、再利用のための具体的行動	意識度 93.2% 実践度 21～68%	意識度 95%以上 実践度 60～80%以上		（平成29年度）	（令和6年度）	一般廃棄物の排出量	187万ト	170万ト 約10%削減	一般廃棄物の1人1日当たり排出量	961g/人・日	900g/人・日 約5%削減	産業廃棄物の排出量	3,874万ト	3,750万ト以下	一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30%以上	産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57%以上	一般廃棄物の最終処分量	32万ト	25万ト以下 20%削減	産業廃棄物の最終処分量	68万ト	57万ト以下 16%削減		（平成28年度）	（令和4年度）	廃棄物系バイオマス利活用率	89.8%	90%以上	未利用バイオマス利活用率	71.5%	70%以上	バイオマス活用推進計画策定	54市町（平成30年度）	60市町村
	（平成29年度）	（令和6年度）																																																				
循環利用率	15.7%	17%																																																				
最終処分量	100万トン	82万ト以下約18%減																																																				
	（令和元年度）	（令和6年度）																																																				
ごみ減量化、再使用、再利用のための具体的行動	意識度 93.2% 実践度 21～68%	意識度 95%以上 実践度 60～80%以上																																																				
	（平成29年度）	（令和6年度）																																																				
一般廃棄物の排出量	187万ト	170万ト 約10%削減																																																				
一般廃棄物の1人1日当たり排出量	961g/人・日	900g/人・日 約5%削減																																																				
産業廃棄物の排出量	3,874万ト	3,750万ト以下																																																				
一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30%以上																																																				
産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57%以上																																																				
一般廃棄物の最終処分量	32万ト	25万ト以下 20%削減																																																				
産業廃棄物の最終処分量	68万ト	57万ト以下 16%削減																																																				
	（平成28年度）	（令和4年度）																																																				
廃棄物系バイオマス利活用率	89.8%	90%以上																																																				
未利用バイオマス利活用率	71.5%	70%以上																																																				
バイオマス活用推進計画策定	54市町（平成30年度）	60市町村																																																				

5. 北海道廃棄物処理計画

北海道廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づき策定されたもので、廃棄物の「発生抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処理の確保」や「廃棄物処理施設整備計画」に加え、基本計画に示されている「バイオマスの利活用」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」等の取組を進めています。

令和2年3月には「北海道廃棄物処理計画（第5次）」（以下「道の計画」という。）として策定され、3Rのうちのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の優先、廃棄物系バイオマスの地域特性に応じた適切な再生利用や、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組等を推進することとしています。

表2. 1. 30 北海道廃棄物処理計画

内 容			
適正処理に関する 目標	【排出抑制】		
	一般廃棄物の排出量	(平成29年度) 1,873千t	(令和6年度) 1,700千t以下 約10%削減
	1人1日当たりのごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下
	1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	598g/人・日	550g/人・日以下
	産業廃棄物の排出量	38,741千t	37,500千t以下
	【適正な循環的利用】		
	一般廃棄物のリサイクル率	(平成29年度) 24.3%	(令和6年度) 30%以上
	産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57%以上
	【適正処理の確保】		
一般廃棄物の最終処分量	(平成29年度) 316千t	(令和6年度) 250千t以下 約20%削減	
産業廃棄物の最終処分量	679千t	570千t以下	
【バイオマスの利活用】			
廃棄物系バイオマス利活用率（排出量ベース）	(平成28年度) 89.8%	(令和4年度) 90%以上	
施策展開の基本的な考え方	<p>(1) 適正な管理 廃棄物を処理する施設における適正な維持管理等の確保、排出事業者における廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用及び適正処理の確保に向けた取組の推進により、廃棄物処理に伴う環境負荷を低減させます。</p> <p>(2) 協働による取組 道民、事業者及び行政が協働で廃棄物に関する諸問題に取組み、地域で相互に連携して的確に行動することにより、廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用や適正処理の確保を図ります。</p> <p>(3) 透明性の確保 廃棄物処理に関する様々な情報を提供又は公表するとともに、道民、事業者及び行政の相互の対話を促進することにより、情報の的確な伝達とそれに基づく適正な判断と行動を促し、廃棄物処理に関する透明性、信頼性を確保します。</p>		
処理に関する方針	<p>【一般廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保 ・ごみの広域的な処理 ・効率的なごみ処理事業の運営 ・災害廃棄物対策 ・生活排水対策 ・海岸漂着物対策の推進 		

1. 収集運搬技術

収集運搬車両としては、「環境負荷の少ない自動車の導入やバイオマス燃料の利用等を進める（国の基本方針）」とあるように、近年では低公害車の導入や、バイオマス燃料を利用した収集運搬車を導入する自治体もあります。

表2. 1. 31 収集運搬技術

	内 容
低公害車	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイブリッド車 ディーゼル燃料のエンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車で、窒素酸化物や粒子状物質の排ガスが従来のディーゼル車に比べ大幅に削減され、さらに温室効果ガスの発生も削減された車両である。 ○CNG（圧縮天然ガス）車 圧縮した天然ガスを燃料として使用する車両で、ディーゼル車に比べて排ガスや温室効果ガスの発生量が少ない車両であり、ランニングコストも安価であるが、車両費は割高となるほか、燃料補給場所の確保が必要である。 稚内市ではCNGの代替燃料として、バイオマスエネルギー施設にて生ごみや下水道汚泥から生成したメタンガスを圧縮した燃料を、CNG収集運搬車に利用している。 ○電動塵芥車 走行中の車両エンジン発電ユニットで発電し、塵芥作業用の電力を蓄電する方法であり、エンジンを停止したままで積込、排出作業ができる。 作業中の排ガスや温室効果ガスの発生量はゼロで騒音・振動も低い。 ハイブリッド車両との組み合わせも可能であるが、車両費は割高である。
バイオディーゼル燃料車	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオディーゼル燃料車 使用済みのてんぷら油やサラダ油などの食用の植物性油を原料とする燃料である。バイオディーゼル燃料は使用される際に二酸化炭素を排出するが、元となる植物が二酸化炭素を吸収するため、新たな二酸化炭素が発生しない（カーボン・ニュートラルとよばれている）とされている。 札幌市や旭川市、北見市では回収した使用済食用油を民間業者へ委託して、バイオディーゼル燃料として収集運搬車などで利用している。

2. 中間処理技術

中間処理技術には、無害化や減容化を目的とした焼却処理、資源化を目的としたリサイクル施設等があり、地域内で発生するごみを処理するためには、いくつかの中間処理技術を組み合わせて処理方法を検討する必要があります。

中間処理技術の目的別分類を表2.1.32に、対象とするごみの種類別分類を表2.1.33に示します。

表2.1.32 中間処理技術の目的別区分

施設区分		資源化	減容化	無害化
熱回収	1.焼却		◎	◎
	2.ガス化溶融	○	◎	◎
	3.焼却+灰溶融	○	◎	◎
リサイクル	4.炭化	◎	○	
	5.固形燃料化	◎	○	
	6.堆肥化	◎		
	7.飼料化	◎		
	8.メタン発酵	◎		
	9.リサイクル	破碎選別	○	◎
資源選別		◎		

※◎は主要な目的に該当するもの。

※○は副次的な目的に該当するもの。

表2. 1. 3.3 ごみの種類別分類一覧

プロセス	方式	可燃ごみ		不燃ごみ	粗大ごみ		資源ごみ	概要	特徴と課題
		生ごみ	不燃性		可燃性	不燃性			
1.焼却	①ストローカ式	○			△			ごみを火格子上で焼却する方式。	最も普及しているごみ焼却方式で、安定稼働に優れる。灰は埋立処分、灰溶融・資源化(セメント原料等)の後処理が必要。
	②流動床式	○						加熱した砂にごみを投入し焼却する方式。	加熱した砂の保熱で焼却するため、活泥等の焼却に優れる。
	③回転式(ロータリーキルン)	○						回転する筒状の炉にごみを投入し筒内の傾斜により移動しながら焼却する方式。	傾斜が緩やかであるため、様々なものの焼却が可能であるが、運転管理が難しく主として産廃向けである。
2.ガス化溶融	①シャフト式ガス化溶融 コークスベッド式 酸素式	○			△			投入したコークスを充填した縦型炉にごみを投入し・焼却・溶融する方式。	コークスで保熱されるためごみ質を選ばない。スラッグは資源化可能。
		○						縦型炉にごみを充填し下部から酸素を吹き込み高温燃焼・溶融する方式。	ごみのみで溶融を行うため、コークスベッド式にくらべ燃料費は少ない。スラッグは資源化可能。
	②流動床式ガス化溶融	○						低酸素濃度下の流動床炉でごみを炭化させ、発生した炭化物とガスを後段の溶融炉において高温で燃焼・溶融する方式。	安定燃焼が容易でなく運転管理が難しい。
3.焼却+灰溶融	③キルン式ガス化溶融	○						キルン式の炭化炉でごみを炭化し、炭化物とガスを後段の溶融炉で燃焼・溶融する方式。	流動床式焼却から発展した技術であり、安定したガス化が可能。スラッグは資源化可能。
		○						焼却灰を電気抵抗の加熱で溶融する方式。	ガス化の過程で熱量を消費するため発熱量の少ないごみには不向き。
	①電気溶融式 抵抗式 ②バーナー式 ③テルミット式	○				△		焼却灰をバーナーで加熱し溶融する方式。	炭化炉の構造が複雑で、トラフルが多い。スラッグは資源化可能。
4.炭化	①間接加熱式	○						バーナー等で加熱した低酸素濃度の空気を送ることにより炭化する方式。	ここ数年でメーカーが増え、新鋭の納入は難しい。
	②直接加熱式	○			△			ごみを低酸素濃度で燃焼させることにより炭化する方式。	電気抵抗により加熱しスラッグを生成する。スラッグは資源化可能。
5.固形燃料化	①J-カトレル式	○			△			ごみに生石灰を添加して加熱脱水し圧縮することです成形・固形燃料化する方式。	灰溶融に係る電気料金が高額となる。
	②RMJ式	○						ごみを乾燥させた後に消石灰を添加し成形・固形燃料化する方式。	プラズマ放電により加熱しスラッグを生成する。スラッグは資源化可能。
6.堆肥化	①ヤード式	○						ヤードにごみを堆積させ、送気ならびに重機攪拌により堆肥化する方式。	電気溶融に係る電気料金が高額となる。
	②機械式	○						糞料装置を備えた容器やプール等にごみを投入し、堆肥化する方式。	プラズマ放電による加熱しスラッグを生成する。スラッグは資源化可能。
7.飼料化	飼料化	○						生ごみ等を乾燥若しくは発酵させ、飼料化するもの。	灰溶融に係る電気料金が高額となる。
	①湿式	○						ごみを破碎後に加水しメタン発酵させメタンを生成する方式。	電気溶融に係る電気料金が高額となる。
8.メタン発酵	②乾式	○						ごみを選別後、キルン式の発酵装置に投入しメタン発酵させメタンを生成する方式。	電気溶融に係る電気料金が高額となる。
	①選別破碎	○			○			不燃ごみや粗大ごみを対象とし破碎選別する方式。	電気溶融に係る電気料金が高額となる。
9.リサイクル	②資源選別	○					○	容器包装ごみや資源ごみを選別・圧縮・梱包・保管等を行う方式。	電気溶融に係る電気料金が高額となる。

3. 最終処分技術

最終処分場の種類は、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分類され、産業廃棄物最終処分場は、安定した物質を埋め立てる安定型最終処分場、焼却灰・汚泥等を埋め立てる管理型最終処分場、有害物を埋め立てる遮断型最終処分場の3つのタイプに分かれます。一般廃棄物最終処分場は管理型最終処分場と同一機能を有する施設です。

最終処分場の機能としては、①保管・貯留機能、②環境保全機能、③地域還元機能の3つがあり、近年の環境保全の観点や最終処分場の予定地確保の困難性から、環境保全機能と地域還元機能が重要視されています。

表2. 1. 3 4 最終処分場の機能

処分場の機能 処分場の施設		保管・貯留機能	環境保全機能			地域還元機能
			地下水汚染防止	公共水域汚染防止	その他 (大気汚染防止生活環境保全等)	
主要施設	貯留構造物	◎		○		
	地下水集排水施設		○			
	遮水工	○	◎			
	雨水集排水施設			○		
	浸出水集排水施設	○	◎	◎		
	浸出水処理施設	○	◎	◎		
	埋立ガス処理施設	○			○	
	被覆施設	○	○	○	◎	
管理施設	搬入管理施設	◎			◎	
	監視(モニタリング)施設		◎	◎	◎	
	管理棟	○				
	管理道路	○			○	
	その他(洗車施設)			○	○	
関連施設	埋立前処理施設	○				
	搬入道路				○	
	飛散防止施設				○	
	立札、門扉、困障設備				○	
	防火設備				○	
	防災設備				◎	
地 施 域 還 元	跡地利用 集会場、周辺緑地など					◎

※◎は関係が極めて大きいもの。

※○は関係があるもの。

第6節 ごみ処理の評価

1. ごみ排出量の評価

(1) ごみ総排出量の評価

評価指標（項目）は1人1日当たりのごみ総排出量とし、評価基準は「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（以下「評価支援ツール」という。）」において、本組合構成町に対して北海道の類似市町村（産業構造、人口構造類似市町村）における数値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で111.4ポイントと評価基準より高い値となっています。

今後も発生抑制を意識した取組みを継続して進め、ごみ排出量が増加することのないように努めていく必要があります。

表2. 1. 35 ごみ総排出量の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
1人1日当たりのごみ総排出量(kg/人・日)	0.880	0.888	0.909	0.940	0.887	0.901	1.017
評価指数(-)	113.5	112.7	110.6	107.6	112.8	111.4	100.0

* 計画支援ツールの類似市町村の数値

(2) 生活系ごみ排出量の評価

評価指標は1人1日当たりの生活系ごみの排出量とし、評価基準は評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で96.3ポイントと評価基準を若干下回る水準となっています。

今後も、生活系ごみの発生抑制を図る取組みを維持するとともに、より高い目標に向け分別収集の徹底に努めるなど、排出量の削減に努めていく必要があります。

表2. 1. 36 生活系ごみ排出量の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
1人1日当たりの生活系ごみ排出量(kg/人・日)	0.759	0.763	0.782	0.807	0.764	0.775	0.747
評価指数(-)	98.4	97.9	95.3	92.0	97.7	96.3	100.0

* 計画支援ツールの類似市町村の数値

2. 再生利用の評価

評価指標は資源回収率（リサイクル率）とし、評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で129.1ポイントと評価基準を上回る値となっています。

今後も安定的に高い指数を維持していくためには、住民や事業者に対し、引き続き資源ごみの分別収集や集団資源回収への積極的な協力をお願いしていく必要があります。

表 2. 1. 37 資源回収率（リサイクル率）の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
資源回収率(t/t)	0.353	0.342	0.333	0.306	0.312	0.329	0.255
評価指数(-)	138.4	134.1	130.6	120.0	122.4	129.1	100.0

* 計画支援ツールの類似市町村の数値

3. 最終処分の評価

評価指標は最終処分率とし、評価基準は評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を 100 とした評価指数で評価します。

評価指数は、一部直接埋立を行っているものの、平均で 106.8 ポイントと評価基準より高い値で推移しています。

今後、広域参画によって最終処分率は低減されると思われませんが、広域参画までは、各構成町で連携した処理の構築を図るほか、分別ルールの徹底によるごみ減量化の推進、資源回収率の向上に取り組む必要があります。

表 2. 1. 38 最終処分率の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
最終処分率(t/t)	0.227	0.236	0.233	0.248	0.226	0.234	0.251
評価指数(-)	109.6	106.0	107.2	101.2	110.0	106.8	100.0

* 計画支援ツールの類似市町村の数値

4. 温室効果ガス排出量の評価

評価指標は 1 人 1 日当たりの排出量とし、評価基準は令和 2 年度における国の目標値（パリ協定に基づく目標値）とします。評価は、評価基準を 100 とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で 103.7 ポイントと評価基準を若干上回っています。

今後、広域参画によって中間処理から排出される二酸化炭素は低減されると思われませんが、広域参画までは、現状の運転管理を継続して行っていくとともに、省エネルギー運転に可能な限り取り組んでいくほか、各構成町においては、ごみの減量化や資源化の推進により中間処理量の削減に努めるとともに、委託業者が収集運搬車両の更新を必要とする場合には、二酸化炭素の排出量が少ない CNG 車や高燃費の収集運搬車の導入を促すなどの取り組みも必要です。

表 2. 1. 39 温室効果ガス排出量の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /年)	1,137,117.75	1,302,546.49	941,482.81	1,074,215.69	1,122,556.91	1,115,583.93	—
総人口 (人)	11,182	11,183	11,035	11,013	10,929	11,103	—
1人1日当たりの温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /人・日)	0.279	0.319	0.233	0.267	0.281	0.275	0.285
評価指数(-)	102.1	88.1	118.2	106.3	101.4	103.7	100.0

* パリ協定目標達成計画のうち 2020 年度目標排出量を 2020 年度の総人口推計値で除したもの。

5. ごみ処理経費の評価

評価指標は1人当たりの年間処理経費とし、評価基準は評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で119.4イントと評価基準を上回る水準で推移しています。

今後は、広域参画によって負担額等の経費削減が見込まれる可能性がありますが、収集運搬から中間処理、最終処分に至る全ての過程で処理・処分の効率化を図り、現状の経費を維持する必要があるとともに、施設の廃止まで、維持補修や適正な運転を進めるために必要となる経費があることも留意する必要があります。

表2. 1. 40 ごみ処理経費の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
1人当たりの年間ごみ処理経費(円/人・年)	18,413	19,099	19,985	19,386	22,921	19,961	24,766
評価指数(一)	125.7	122.9	119.3	121.7	107.4	119.4	100.0

* 計画支援ツールの類似市町村の数値

6. 評価の取りまとめ

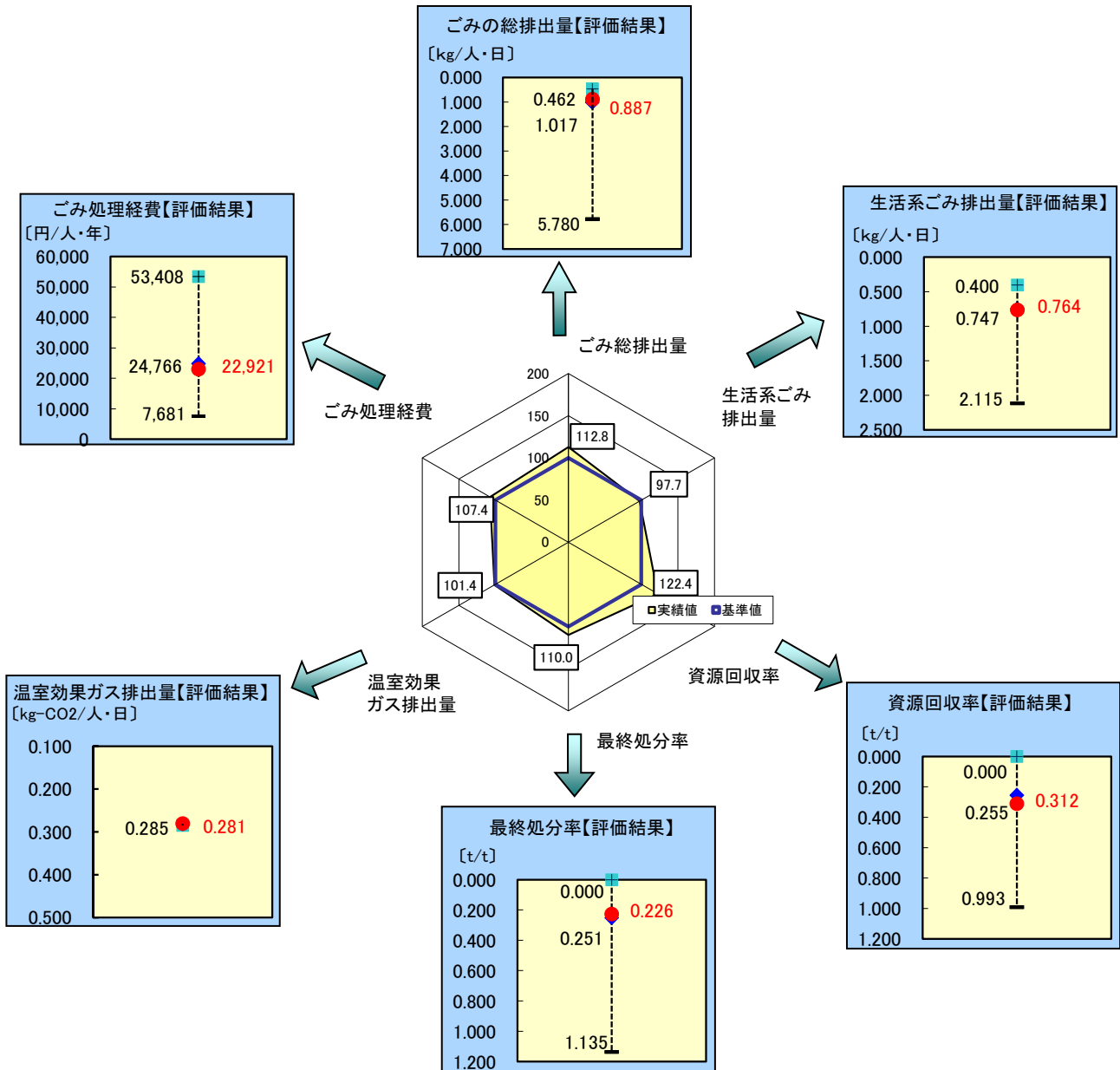
ここでは、組合全体におけるごみ処理システムの評価結果を「一般廃棄物処理システム比較分析表」としてまとめます。

「一般廃棄物処理システム比較分析表」は、評価項目と評価指数をレーダーチャートで示し、各評価項目について評価基準と比較評価した結果を分析欄に記述する形式のもので、「処理システムの指針」に示されているものです。

【一般廃棄物処理システム比較分析表】

北十勝2町環境衛生処理組合

人口：10,920人（令和3年10月末日） 総面積：955.19km²
 構成町構造 都市形態：町村、人口区分：Ⅰ、産業構造ⅠⅡ次・Ⅲ次人口比率66.3%
 類似市町村 都市形態：町村、人口区分Ⅰ人～10000人未満、産業構造ⅠⅡ次・Ⅲ次人口比率80%未満
 類似市町村数：90市町村



標準的な指標	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	1人1日当たり生 活系ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	温室効果ガスの人 口1人当たり排出 量 (kg-CO ₂ /人・日)	人口1人当たり年間 処理経費 (円/人・年)
平均	1.017	0.747	0.255	0.251	0.285	24,766
最大	5.780	2.115	0.993	1.135		53,408
最小	0.462	0.400	0.000	0.000		7,681
標準偏差	0.620	0.238	0.159	0.200		9,029
組合実績	0.887	0.764	0.312	0.226	0.281	22,921
指数値	112.8	97.7	122.4	110.0	101.4	107.4

1. 発生抑制・資源化に係る課題

(1) 発生抑制に係る課題

1人1日当たりのごみ総排出量は令和6年度における北海道の目標値とほぼ同じ水準にあり、各種リサイクルの推進により発生抑制が図られています。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量では、北海道の目標値よりは多い水準にあり、今後も発生抑制に対する分別収集の徹底や意識向上を図る必要があります。

一方、直接搬入ごみの約半分を占めている事業系ごみについては、排出量そのものは多い水準にあるとは言えませんが、今後とも事業者がごみの減量化を推進するような事業活動を自主的、かつ積極的に図っていく必要があります。

このため、今後とも組合構成町と連携して、町民・事業者に対して、ごみの発生抑制について周知徹底を図っていくことが必要となります。

(2) 資源化に係る課題

容器包装廃棄物の分別収集や小型家電リサイクルなどに取り組んでいることからリサイクル率は、全国及び全道平均値を越えた値であり、令和6年度の北海道の目標値を既に達成している水準にあります。

しかし、ごみの中には今なお多くの資源ごみが混入している状況も見られ、さらなる分別収集の周知徹底を図る必要があります。

また、今後の課題としては、持続可能な社会と低炭素社会の実現を目指した製品プラスチック廃棄物の処理や生ごみ等の堆肥化、減容化等に向けた取組みの検討を進める必要があります。

2. 収集・運搬に係る課題

現在、ごみの収集・運搬は各構成町が行っていますが、分別区分の多様化により収集運搬作業への負担も多くなってきているほか、広域参画に伴う収集体制の強化が必要となることから、委託方法についても検討を進める必要があります。

また、燃やせるごみの中には、多くの資源ごみが混入している状況も見られることから、ごみ出しルール周知徹底を図るため、収集委託業者と協力した体制作りを進めていく必要があります。

3. 中間処理に係る課題

(1) 焼却処理施設に係る課題

現在、資源ごみを除くごみの処理については、本組合の焼却処理施設にて処理を行っていますが、令和10年度から予定している広域参画に伴い、既存焼却処理施設を廃止する計画としています。

このため、広域参画までは、適正な維持管理・補修等に努めていく必要があります。

また、広域参画に合わせて整備を予定している「中継施設（直接搬入ごみ専用施設）」の建設へ向けて、関係機関との協議を進めるほか、既存焼却処理施設の廃止及び解体についても検討を進める必要があります。

(2) 資源化施設に係る課題

本組合で所有する資源化施設はありませんが、各構成町にてリサイクルを実施しています。

今後も現在の体制を維持していくため、各構成町にて委託業者への支援方法等を含めた検討を進める必要があるほか、既存施設の老朽化による更新等が必要になる場合は、関係機関と協議を進め施設更新等の対策を講じる必要があります。

4. 最終処分に係る課題

現在は本組合の最終処分場で埋立処分を実施していますが、残余年数がわずかであることから、広域参画まで埋立処分を継続するため、令和4年度に最終処分場の嵩上げ事業へ向けた調査・設計を実施しています。

広域参画までは、本組合の最終処分場の嵩上げ工事を進める計画としていますが、より安全に最終処分量を確保するためにも資源ごみの分別徹底や発生抑制など、さらなる延命化に協力する必要があります。

また、広域参画後は、最終処分場について埋立終了する必要があり、適正な廃止ができるまで、維持管理の徹底や定期的なモニタリングに努めるため、関係機関に協力して早期廃止を目指す必要があります。

5. 温室効果ガス排出量に係る課題

1人1日当たりの温室効果ガス排出量は、国の目標である令和2年度におけるパリ協定書の目標達成値と同等程度の排出量にあります。

今後は、広域参画により中間処理における排出量の削減が図られると思いますが、持続した温室効果ガスの低減を目指すための課題を以下に整理します。

- ① 収集運搬過程では、収集方式、収集頻度、収集ルート等の収集運搬体制の見直しにより効率化を図り、総トリップ数*の削減に取り組む必要があります。
また、低公害型の収集車両の導入についても推進していくことが必要です。
- ② 資源化処理過程や中継施設では、効率的な運転管理に努め、省エネルギー運転を実践していくことも必要です。

6. ごみ処理経費に係る課題

現在、ごみ処理経費に関しては、類似市町村の平均と比較し同等の水準で推移している状況にあります。

今後は、広域参画による収集運搬経費が増加することが考えられるほか、広域施設の新中間処理施設建設の負担額も加算されることから、ごみ処理費用は増額する可能性があります。

また、本組合の中継施設に係る経費と共に、焼却処理施設や最終処分場の廃止に向けた費用負担の増加も考えられます。

このため、広域参画後において広域事務組合に対しては、施設の補修費や維持管理に関わる経費を削減することに努める様に要望していくほか、収集運搬等の過程で作業の効率化を図り、コスト削減に努める必要があります。

用語の定義

*トリップ数

ある地点からある地点に移動する単位をトリップと言い、収集過程での地点移動回数のことを言います。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

次世代に豊かな自然と限りある天然資源を引き継いでいくためには、「循環型社会形成推進基本法」の基本理念である「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が可能なかぎり低減される循環型社会の実現」をめざす必要があります。

このためには、町民・事業者・行政の3者がそれぞれの責任と役割を十分に認識し、相互に連携したうえで、それぞれの立場で環境に配慮した持続可能で具体的な行動を起こすことが最も重要です。

以上を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

次世代に豊かな自然と限りある資源を引き継いで行くために、町民、事業者、行政が協働・連携し、一体となって「循環型社会」の実現をめざします。

第2節 基本方針

「第6期上土幌町総合計画」で示された環境づくりのテーマである“人と自然が調和したまちづくり”「土幌町第6期町づくり総合計画（後期）」で示された環境まちづくりのテーマである“豊かな環境を守り、育てるまち”に位置づけられ、廃棄物に関する主要施策を各構成町にて定めています。これらの施策を踏まえ、本計画における基本方針を定めます。

基本方針1：3R*のより一層の推進、食品ロスの削減を目指します。



- ・ 3R運動を更に推進し、ごみの減量化や再資源化を促進することにより、環境保全と経済活動が調和した持続可能な循環型社会の実現を目指します。
- ・ 家庭や飲食店などから排出される食べ残し削減へ向けた意識啓発を図り、食品ロスの削減を目指します。
- ・ ごみの分別の徹底へ向けた意識啓発に努めます。
- ・ 生ごみの減量化・資源化・エネルギー化に向けた意識啓発の推進や支援の検討を行うなど、生ごみの有効活用の実現へ向けた取組みを進めます。

基本方針2：町民・事業者・行政のパートナーシップを構築します。



- ・町民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確にし、互いに協働・連携して行動できる仕組みをつくり、わかりやすい目標のもと、ごみの分別の徹底やごみの減量化・資源化を積極的に推進していきます。

基本方針3：ごみ処理体制の新たな整備による適正な処理・処分を推進します。



- ・広域事務組合など関係自治体との連携による広域処理への移行を進めるほか、ごみの適正な処理・処分を推進し、環境負荷の低減に取り組めます。
- ・広域処理移行に合わせ、「ごみ中継施設」の整備を進めます。
- ・ごみの減量化や資源化の推進により中間処理量の削減に努めます。

基本方針4：美化運動・不法投棄対策を進め、安全できれいなまちづくりを推進します。



- ・不法投棄、不法焼却に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止、早期対応に努めるとともに、意識啓発により不法投棄等を許さない環境づくりに努めます。

基本方針5：循環型社会が実現できるよう環境教育・環境学習の充実を図ります。



- ・全ての町民・事業者が環境問題に関する情報を共有し、環境にやさしいライフスタイルや事業スタイルを実践できるよう環境教育・環境学習の場と機会を積極的に提供します。
- ・小中学校における環境教育・環境学習を支援し、次世代の循環型社会の担い手を育てていきます。

1. 中間処理計画

中間処理に関する基本事項を以下に設定します。

- ① 広域事務組合の新中間処理施設の供用開始に合わせ、広域処理へスムーズに移行できるよう関係自治体と連携し、整備推進に努めます。
- ② 広域処理移行に合わせ、直接搬入ごみの中継を行うため本組合及び各構成町と連携し、中継施設の整備を進めます。
- ③ 資源化施設の整備等について、関係自治体と協議・検討を進めます。
- ④ 広域処理へ移行後、本組合の中間処理施設を適正に廃止し、解体を進めます。

2. 最終処分計画

最終処分に関する基本事項を以下に設定します。

- ① 広域処理移行までは、本組合の最終処分場の延命化に努めます。
- ② 広域処理移行後においては、本組合の最終処分場の廃止に向けて、各構成町と連携し、維持管理に努めるとともに、廃止確認後は適正に廃止し、解体を進めます。

第3節 ごみの処理主体

令和9年度までのごみ処理主体は、現在の形態を維持しますが、令和10年度以降は、広域処理へ参画するため、広域事務組合が主体となり中間処理と最終処分を行うものとします。

表 2. 2. 1 ごみの処理主体

ごみの分類	排出抑制	ごみの分別	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ	排出者	排出者	構成町(委託) 又は排出者	【令和9年度まで】 本組合	【令和9年度まで】 本組合
燃やせないごみ				【令和10年度以降】 広域事務組合	【令和10年度以降】 広域事務組合
大型ごみ					
資源ごみ					
缶類					
びん類					
ペットボトル					
発泡スチロールトレイ					
プラスチック製容器包装					
紙製容器包装					
古紙類(新聞・雑誌類)					
ダンボール類					
金属類					
その他(紙類)					
小型家電リサイクル品			【保管】 構成町	—	
電池・蛍光管等			【再生処理】 再生処理業者		

第4節 ごみの発生量及び処理量の見込み

1. 人口の将来予測

(1) 人口動態

行政区域内人口の将来予測を行うにあたって、過去10カ年の人口動態を整理します。

行政区域内人口において上士幌町は平成29年度に増加に転じ、その後横ばい傾向で推移し、士幌町は微減傾向で推移しています。また世帯数は微増または横ばい傾向にあります。

なお、全行政区域内人口が計画収集人口となっています（自家処理人口は存在していません）。

表2.2.2 行政区域内人口の推移

年度	行政区域内人口〔人〕			世帯数〔世帯〕		
		上士幌町	士幌町		上士幌町	士幌町
平成24年度	11,665	5,098	6,567	5,039	2,350	2,689
平成25年度	11,523	5,035	6,488	5,028	2,354	2,674
平成26年度	11,312	4,906	6,406	5,010	2,332	2,678
平成27年度	11,240	4,896	6,344	5,104	2,392	2,712
平成28年度	11,142	4,908	6,234	5,128	2,436	2,692
平成29年度	11,182	4,959	6,223	5,239	2,499	2,740
平成30年度	11,183	5,017	6,166	5,294	2,543	2,751
令和元年度	11,035	4,957	6,078	5,310	2,552	2,758
令和2年度	11,013	4,986	6,027	5,367	2,603	2,764
令和3年度	10,929	4,954	5,975	5,368	2,610	2,758

※各年度9月末現在

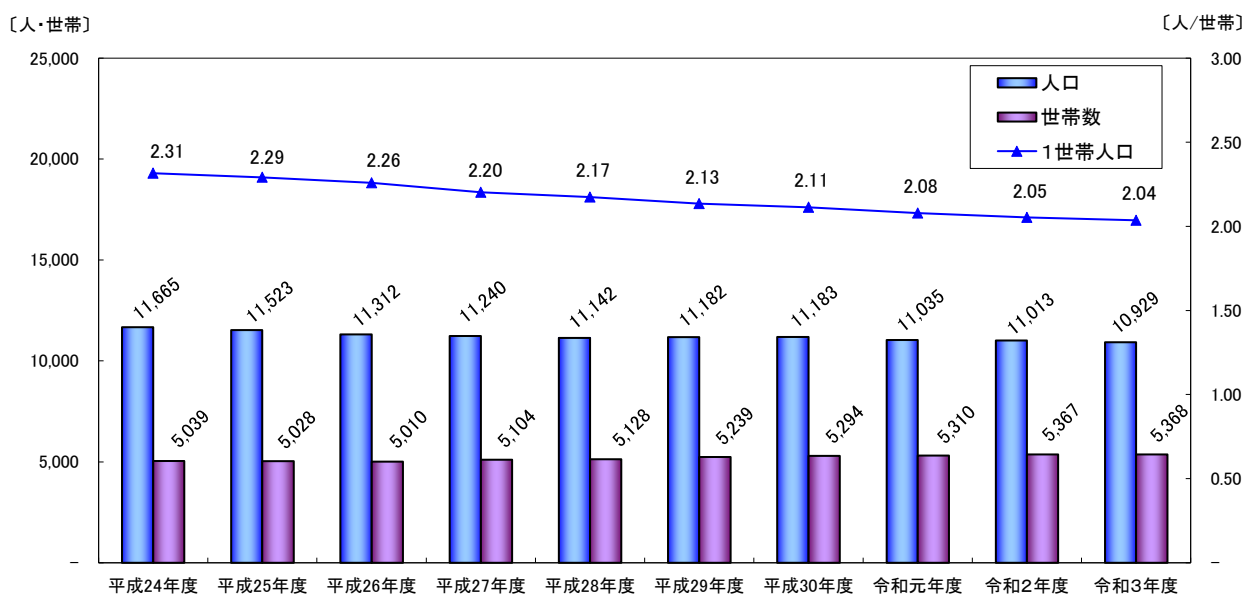


図2.2.1 行政区域内人口の推移

(2) 行政区域内人口の推計

将来人口の推計は、過去 10 年間の人口をもとにしたトレンド法（時系列解析法）による推計や各町にて策定している人口ビジョンなどを用いていますが、本計画における将来人口の推計は、上士幌町第 6 期総合計画及び士幌町第 6 期町づくり総合計画（後期）の人口将来目標値を採用するものとします。

表 2. 2. 3 行政区域内人口の推計〔人〕

年度	組合合計	行政区域内人口	
		上士幌町	士幌町
令和4年度	10,815	4,943	5,872
令和5年度	10,762	4,950	5,812
令和6年度	10,707	4,955	5,752
令和7年度	10,655	4,962	5,693
令和8年度	10,623	4,969	5,654
令和9年度	10,589	4,974	5,615
令和10年度	10,557	4,981	5,576
令和11年度	10,525	4,988	5,537
令和12年度	10,493	4,993	5,500
令和13年度	10,462	5,000	5,462
令和14年度	10,424	5,000	5,424
令和15年度	10,386	5,000	5,386
令和16年度	10,348	5,000	5,348
令和17年度	10,311	5,000	5,311
令和18年度	10,269	5,000	5,269
令和19年度	10,227	5,000	5,227

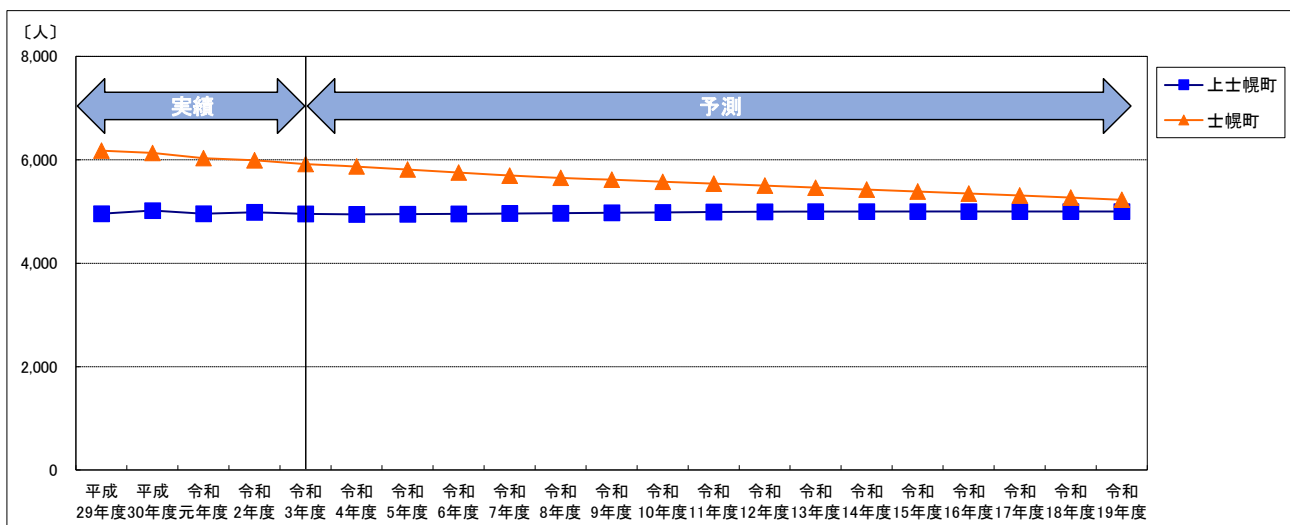


図 2. 2. 2 行政区域内人口の推計

(3) 計画収集人口

計画収集人口は、現状どおり、全行政区域内人口とします。

計画収集人口	各構成町の全行政区域内人口
--------	---------------

2. ごみ排出量の将来推計と減量目標

(1) 生活系ごみ

生活系ごみにおける1人1日当たり平均排出量の将来予測値は、過去5年間の実績をもとにトレンド法（時系列解析法）を用いて算出します。

予測結果では、過去の実績傾向を反映して計画目標年次における予測値は、上士幌町で822g/人・日まで増加、士幌町では911g/人・日まで増加する結果となりましたが、ここ数年の新型コロナウイルス感染症の影響によるごみ排出量の増加が収束傾向にあることや、今後の発生抑制に対する取組みによる排出量の減少が想定されます。

今後は、分別の徹底や資源化への取組み、各家庭における生ごみ発生抑制の取組みによる減量効果が期待できることから、排出量は減少で推移することが予測され、生活系ごみの目標値としては、令和19年度までに北海道廃棄物処理計画の目標値550g/人・日（令和6年度目標）を目指すものとします。

減量目標値	生活系ごみの1人1日当たり排出量を令和19年度まで北海道の目標値である550g/人・日を目指します。
-------	--

表2.2.4 減量目標に基づく生活系ごみ量の推計

年度	1人1日当たり排出量[g/人・日]						年間排出量[t/年]		
	推計値(トレンド法による推計)			目標値(採用値)			目標値(採用値)		
	組合	上士幌町	士幌町	組合	上士幌町 目標550	士幌町 目標550	組合	上士幌町	士幌町
令和4年度	791	778	801	750	741	758	2,962	1,337	1,625
令和5年度	796	781	808	736	728	744	2,893	1,315	1,578
令和6年度	801	784	816	723	715	730	2,826	1,293	1,533
令和7年度	806	787	823	710	703	716	2,761	1,273	1,488
令和8年度	811	790	830	696	690	702	2,700	1,251	1,449
令和9年度	817	793	838	683	677	688	2,639	1,229	1,410
令和10年度	821	795	845	669	664	674	2,579	1,207	1,372
令和11年度	826	798	852	657	652	661	2,523	1,187	1,336
令和12年度	832	801	860	643	639	647	2,464	1,165	1,299
令和13年度	837	804	867	630	626	633	2,404	1,142	1,262
令和14年度	842	807	874	616	613	619	2,344	1,119	1,225
令和15年度	847	810	881	603	601	605	2,286	1,097	1,189
令和16年度	852	813	889	590	588	591	2,227	1,073	1,154
令和17年度	857	816	896	576	575	577	2,168	1,049	1,119
令和18年度	862	819	903	563	562	563	2,109	1,026	1,083
令和19年度	867	822	911	550	550	550	2,053	1,004	1,049

(2) 事業系ごみ

事業系ごみにおける年間排出量の将来予測は、過去5年間の実績を基にトレンド法（時系列解説法）を用いて算出します。

予測結果では、過去の実績傾向が反映され上士幌町では、計画目標年度における予測値は、91 t/年まで減少する結果となり、士幌町では横ばいで推移する結果となりましたが、発生抑制の取組みによる減少は見込まれるものの上士幌町の予測結果の様に急激な減少に転じることは考えにくく、減少傾向は緩やかに推移することが想定されます。

今後は、生活系ごみ同様に分別の徹底や資源化への取組み、各事業所における発生抑制の取組みによる減量効果が期待できることから、排出量は減少で推移することが予測され、将来目標値としては、令和3年度の実績値に対して令和19年度の目標年度で10%の削減を見込むものとします。

将来予測値	計画目標年次における事業系ごみ排出量を令和3年度比で10%の削減を目指します。
--------------	--

表 2. 2. 5 減量目標に基づく事業系ごみ量の推計

年度	事業系ごみの排出量[t/年]					
	推計値(トレンド法による推計)			目標値(採用値)		
	組合	上士幌町	士幌町	組合	上士幌町	士幌町
令和4年度	383	256	127	361	239	122
令和5年度	391	264	127	358	237	121
令和6年度	396	269	127	356	236	120
令和7年度	398	271	127	353	234	119
令和8年度	398	271	127	352	233	119
令和9年度	395	268	127	349	231	118
令和10年度	389	262	127	347	230	117
令和11年度	381	254	127	344	228	116
令和12年度	370	243	127	343	227	116
令和13年度	356	229	127	340	225	115
令和14年度	340	213	127	338	224	114
令和15年度	321	194	127	335	222	113
令和16年度	299	172	127	334	221	113
令和17年度	275	148	127	331	219	112
令和18年度	248	121	127	329	218	111
令和19年度	218	91	127	326	216	110

(3) 年間排出量の予測結果

前項の1人1日当たり排出量より、各年度における生活系ごみ（収集ごみと直接搬入ごみ）の排出量と事業系ごみにおける排出量を以下に示します。

なお、生活系ごみのうち収集ごみと直接搬入ごみの比率は、過去5年間の平均割合上士幌町 88.69%、士幌町 86.86%を用いて算定します。

表 2. 2. 6 年間排出量の予測結果

年度	組合 年間排出量[t/年]										1人1日当たり排出量 [g/人・日]	
	上士幌町 年間排出量[t/年]					1人1日当たり排出量 [g/人・日]	士幌町 年間排出量[t/年]					1人1日当たり排出量 [g/人・日]
	生活系ごみ		事業系ごみ	生活系ごみ			事業系ごみ					
収集	直接搬入	収集		直接搬入	事業系ごみ							
令和4年度	3,323	1,576	1,186	151	239	874	1,747	1,411	214	122	815	842
令和5年度	3,251	1,552	1,166	149	237	859	1,699	1,371	207	121	801	828
令和6年度	3,182	1,529	1,147	146	236	845	1,653	1,331	202	120	787	814
令和7年度	3,114	1,507	1,129	144	234	832	1,607	1,292	196	119	773	801
令和8年度	3,052	1,484	1,110	141	233	818	1,568	1,259	190	119	760	787
令和9年度	2,988	1,460	1,090	139	231	804	1,528	1,225	185	118	746	773
令和10年度	2,926	1,437	1,071	136	230	790	1,489	1,192	180	117	732	759
令和11年度	2,867	1,415	1,053	134	228	777	1,452	1,160	176	116	718	746
令和12年度	2,807	1,392	1,033	132	227	764	1,415	1,128	171	116	705	733
令和13年度	2,744	1,367	1,013	129	225	749	1,377	1,096	166	115	691	719
令和14年度	2,682	1,343	992	127	224	736	1,339	1,064	161	114	676	705
令和15年度	2,621	1,319	973	124	222	723	1,302	1,033	156	113	662	691
令和16年度	2,561	1,294	952	121	221	709	1,267	1,002	152	113	649	678
令和17年度	2,499	1,268	930	119	219	695	1,231	972	147	112	635	664
令和18年度	2,438	1,244	910	116	218	682	1,194	941	142	111	621	650
令和19年度	2,379	1,220	890	114	216	668	1,159	911	138	110	607	637

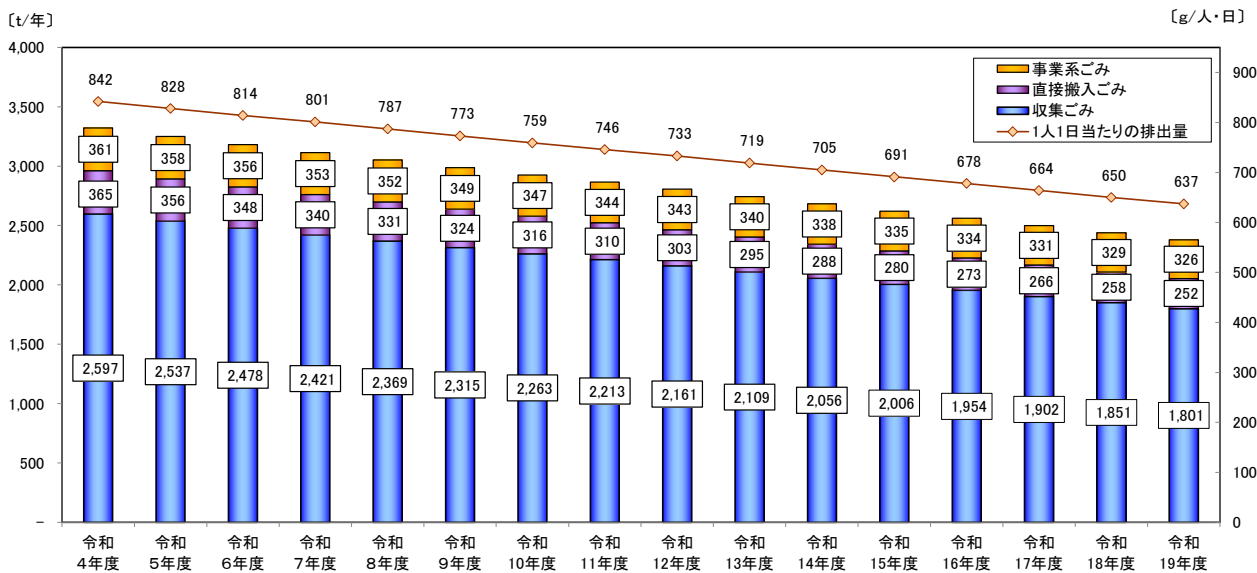


図 2. 2. 3 ごみ排出量の予測結果

3. 分別区分毎の排出量の予測

(1) ごみ分別区分毎の排出量

現在のごみ分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの4分別区分となっています。

今後においても当面は、現状の分別区分を維持する計画であることから、過去の実績の比率を用いて、ごみ区分ごとの排出量の予測を行うものとします。

表 2. 2. 7 過去5年平均の分別区分毎の搬入量と割合 (t/年)

			上士幌町		士幌町	
			平均ごみ量	搬入比率	平均ごみ量	搬入比率
生活系ごみ	収集ごみ	燃やせるごみ	679.18	54.75%	706.82	46.94%
		燃やせないごみ	142.59	11.50%	142.19	9.44%
		大型ごみ	36.64	2.95%	30.50	2.03%
		資源ごみ	382.12	30.80%	626.32	41.59%
		計	1,240.53	100.00%	1,505.83	100.00%
	直接搬入ごみ	燃やせるごみ	96.63	61.10%	142.30	62.44%
		燃やせないごみ	61.53	38.90%	85.60	37.56%
		計	158.15	100.00%	227.90	100.00%
				11.31%		13.14%
				100.00%		100.00%
事業系ごみ	燃やせるごみ	172.42	80.41%	94.80	76.82%	
	燃やせないごみ	42.00	19.59%	28.60	23.18%	
	計	214.42	100.00%	123.40	100.00%	

【上士幌町】

表 2. 2. 8 上士幌町ごみ分別区分ごとの排出量の予測

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
合計ごみ量[t/年]	1,576	1,552	1,529	1,507	1,484	1,460	1,437	1,415	1,392	1,367	1,343	1,319	1,294	1,268	1,244	1,220
燃やせるごみ[t/年]	934	921	907	894	880	868	854	842	830	815	801	787	774	759	744	732
燃やせないごみ[t/年]	242	238	235	232	229	224	221	218	214	210	207	203	199	196	193	188
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	365	359	353	348	342	336	330	324	318	312	306	300	293	286	280	274
生活系ごみ量[t/年]	1,337	1,315	1,293	1,273	1,251	1,229	1,207	1,187	1,165	1,142	1,119	1,097	1,073	1,049	1,026	1,004
燃やせるごみ[t/年]	742	730	717	706	693	682	669	659	647	634	621	608	596	583	569	558
燃やせないごみ[t/年]	195	192	189	186	183	179	176	173	170	166	163	160	156	153	150	146
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	365	359	353	348	342	336	330	324	318	312	306	300	293	286	280	274
収集ごみ量[t/年]	1,186	1,166	1,147	1,129	1,110	1,090	1,071	1,053	1,033	1,013	992	973	952	930	910	890
燃やせるごみ[t/年]	650	639	628	618	607	597	586	577	566	555	543	532	522	510	498	488
燃やせないごみ[t/年]	136	134	132	130	128	125	123	121	119	116	114	112	109	107	105	102
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	365	359	353	348	342	336	330	324	318	312	306	300	293	286	280	274
直接搬入ごみ量[t/年]	151	149	146	144	141	139	136	134	132	129	127	124	121	119	116	114
燃やせるごみ[t/年]	92	91	89	88	86	85	83	82	81	79	78	76	74	73	71	70
燃やせないごみ[t/年]	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44
事業系ごみ量[t/年]	239	237	236	234	233	231	230	228	227	225	224	222	221	219	218	216
燃やせるごみ[t/年]	192	191	190	188	187	186	185	183	183	181	180	179	178	176	175	174
燃やせないごみ[t/年]	47	46	46	46	46	45	45	45	44	44	44	43	43	43	43	42

【士幌町】

表 2. 2. 9 士幌町のごみ分別区分ごとの排出量の予測

項目	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度	令和 19年度
合計ごみ量[t/年]	1,747	1,699	1,653	1,607	1,568	1,528	1,489	1,452	1,415	1,377	1,339	1,302	1,267	1,231	1,194	1,159
燃やせるごみ[t/年]	890	866	842	820	800	782	761	743	726	707	688	668	652	634	616	599
燃やせないごみ[t/年]	241	235	230	224	218	212	208	203	197	192	186	183	178	173	168	163
大型ごみ[t/年]	29	28	27	26	26	25	24	24	23	22	22	21	20	20	19	18
資源ごみ[t/年]	587	570	554	537	524	509	496	482	469	456	443	430	417	404	391	379
生活系ごみ量[t/年]	1,625	1,578	1,533	1,488	1,449	1,410	1,372	1,336	1,299	1,262	1,225	1,189	1,154	1,119	1,083	1,049
燃やせるごみ[t/年]	796	773	750	729	709	691	671	654	637	619	600	581	565	548	531	514
燃やせないごみ[t/年]	213	207	202	196	190	185	181	176	170	165	160	157	152	147	142	138
大型ごみ[t/年]	29	28	27	26	26	25	24	24	23	22	22	21	20	20	19	18
資源ごみ[t/年]	587	570	554	537	524	509	496	482	469	456	443	430	417	404	391	379
収集ごみ量[t/年]	1,411	1,371	1,331	1,292	1,259	1,225	1,192	1,160	1,128	1,096	1,064	1,033	1,002	972	941	911
燃やせるごみ[t/年]	662	644	624	607	590	575	559	544	530	515	499	484	470	456	442	428
燃やせないごみ[t/年]	133	129	126	122	119	116	113	110	106	103	100	98	95	92	89	86
大型ごみ[t/年]	29	28	27	26	26	25	24	24	23	22	22	21	20	20	19	18
資源ごみ[t/年]	587	570	554	537	524	509	496	482	469	456	443	430	417	404	391	379
直接搬入ごみ量[t/年]	214	207	202	196	190	185	180	176	171	166	161	156	152	147	142	138
燃やせるごみ[t/年]	134	129	126	122	119	116	112	110	107	104	101	97	95	92	89	86
燃やせないごみ[t/年]	80	78	76	74	71	69	68	66	64	62	60	59	57	55	53	52
事業系ごみ量[t/年]	122	121	120	119	119	118	117	116	116	115	114	113	113	112	111	110
燃やせるごみ[t/年]	94	93	92	91	91	91	90	89	89	88	88	87	87	86	85	85
燃やせないごみ[t/年]	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	25

【組合合計】

表 2. 2. 10 組合合計ごみ分別区分ごとの排出量の予測

項目	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度	令和 19年度
合計ごみ量[t/年]	3,323	3,251	3,182	3,114	3,052	2,988	2,926	2,867	2,807	2,744	2,682	2,621	2,561	2,499	2,438	2,379
燃やせるごみ[t/年]	1,824	1,787	1,749	1,714	1,680	1,650	1,615	1,585	1,556	1,522	1,489	1,455	1,426	1,393	1,360	1,331
燃やせないごみ[t/年]	483	473	465	456	447	436	429	421	411	402	393	386	377	369	361	351
大型ごみ[t/年]	64	62	61	59	59	57	56	55	53	52	51	50	48	47	46	44
資源ごみ[t/年]	952	929	907	885	866	845	826	806	787	768	749	730	710	690	671	653
生活系ごみ量[t/年]	2,962	2,893	2,826	2,761	2,700	2,639	2,579	2,523	2,464	2,404	2,344	2,286	2,227	2,168	2,109	2,053
燃やせるごみ[t/年]	1,538	1,503	1,467	1,435	1,402	1,373	1,340	1,313	1,284	1,253	1,221	1,189	1,161	1,131	1,100	1,072
燃やせないごみ[t/年]	408	399	391	382	373	364	357	349	340	331	323	317	308	300	292	284
大型ごみ[t/年]	64	62	61	59	59	57	56	55	53	52	51	50	48	47	46	44
資源ごみ[t/年]	952	929	907	885	866	845	826	806	787	768	749	730	710	690	671	653
収集ごみ量[t/年]	1,186	1,166	1,147	1,129	1,110	1,090	1,071	1,053	1,033	1,013	992	973	952	930	910	890
燃やせるごみ[t/年]	1,312	1,283	1,252	1,225	1,197	1,172	1,145	1,121	1,096	1,070	1,042	1,016	992	966	940	916
燃やせないごみ[t/年]	269	263	258	252	247	241	236	231	225	219	214	210	204	199	194	188
大型ごみ[t/年]	64	62	61	59	59	57	56	55	53	52	51	50	48	47	46	44
資源ごみ[t/年]	952	929	907	885	866	845	826	806	787	768	749	730	710	690	671	653
直接搬入ごみ量[t/年]	151	149	146	144	141	139	136	134	132	129	127	124	121	119	116	114
燃やせるごみ[t/年]	226	220	215	210	205	201	195	192	188	183	179	173	169	165	160	156
燃やせないごみ[t/年]	139	136	133	130	126	123	121	118	115	112	109	107	104	101	98	96
事業系ごみ量[t/年]	239	237	236	234	233	231	230	228	227	225	224	222	221	219	218	216
燃やせるごみ[t/年]	286	284	282	279	278	277	275	272	272	269	268	266	265	262	260	259
燃やせないごみ[t/年]	75	74	74	74	74	72	72	72	71	71	70	69	69	69	69	67

4. 資源化の目標と資源化量・資源回収率（リサイクル率）

（1）資源回収率の目標

容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法の施行により、資源ごみの分別区分が細分化される中、ごみの減量化、資源化への理解も進み、適正な分別回収が行われているところです。

一方で、正しく分別すれば資源化可能なものが燃やせるごみ、燃やせないごみに混入しているという実態もあります。

燃やせるごみ、燃やせないごみに混入していると思われる資源ごみは以下のとおりです。

燃やせるごみ：紙製容器包装、紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌類、その他紙類

燃やせないごみ：無色・茶色・その他ガラス容器（びん）、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ、スチール製・アルミニウム製容器包装（缶）、使用済小型家電

近年のデジタル化に伴う紙媒体の脱却や容器包装廃棄物の軽量化に伴い、資源回収量が減少する可能性もありますが、各構成町としては、ホームページや広報誌等を活用し、分別回収の徹底を図るとともに、地域における資源集団回収の取組みを引き続き支援していく取組みを進めるものとしています。

この取組みにより、各構成町において、それぞれ資源化率の目標を定めるものとしませんが、上士幌町においては、「上士幌町一般廃棄物処理基本計画」にて、令和19年度に資源回収率30.0%の達成を目標に定めていることから、これに準拠して資源化率30%を目標とします。

士幌町では、令和3年度実績において既に資源化率30%を超えていますが、近年の資源回収率は減少傾向にあり、新たな目標を定め取組みを進める必要があります。

過去5年間実績では、平成29年度の41.2%が最も高い資源回収率ですが、さらなる資源化への取組みにより、平成29年度の実績を超える資源回収も可能であると判断し、資源回収率42.0%を目標とします。

以上より、本計画では構成町の資源回収へ向けた取組みにより、組合平均で資源回収率36.0%以上を目指すものとしします。

資源化目標値	資源回収率（リサイクル率）を令和19年度において36%以上目指します。
---------------	--

(2) 資源化量の予測

資源集団回収の取組み、分別収集の徹底や小型家電リサイクルの取組み、広域事務組合の新中間処理施設における破碎後の有価物回収量の増加などによって見込まれる資源化量を以下に示します。

表 2. 2. 1 1 取組み毎の合計資源化量の予測

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
組合資源化量の予測[t/年]	1,137	1,115	1,098	1,079	1,064	1,048	1,067	1,052	1,034	1,016	998	980	962	947	928	911
資源集団回収量[t/年]	166	164	164	163	162	162	161	160	159	159	158	157	156	156	155	154
再資源化量[t/年]	952	933	916	899	885	869	853	839	824	808	793	777	761	746	730	715
使用済小型家電回収量[t/年]	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
破碎後有価物回収量[t/年]	16	15	15	14	14	14	50	50	48	47	45	44	43	43	41	40
資源回収率[%]	32.6	32.7	32.8	32.9	33.1	33.3	34.6	34.8	34.9	35.0	35.1	35.3	35.4	35.7	35.8	36.0
上士幌町資源化量の予測[t/年]	426	421	419	416	413	409	423	420	415	411	406	401	396	392	386	382
資源集団回収量[t/年]	51	51	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
再資源化量[t/年]	365	361	358	355	352	348	344	341	337	333	329	325	320	316	311	307
使用済小型家電回収量[t/年]	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
破碎後有価物回収量[t/年]	9	8	8	8	8	8	26	26	25	25	24	23	23	23	22	22
資源回収率[%]	26.2	26.3	26.5	26.7	26.9	27.1	28.4	28.6	28.7	29.0	29.1	29.2	29.4	29.7	29.8	30.0
士幌町資源化量の予測[t/年]	711	694	679	663	651	639	644	632	619	605	592	579	566	555	542	529
資源集団回収量[t/年]	115	113	112	111	110	110	109	108	107	107	106	105	104	104	103	102
再資源化量[t/年]	587	572	558	544	533	521	509	498	487	475	464	452	441	430	419	408
使用済小型家電回収量[t/年]	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
破碎後有価物回収量[t/年]	7	7	7	6	6	6	24	24	23	22	21	21	20	20	19	18
資源回収率[%]	38.2	38.3	38.5	38.6	38.8	39.0	40.3	40.5	40.7	40.8	41.0	41.2	41.3	41.6	41.8	42.0

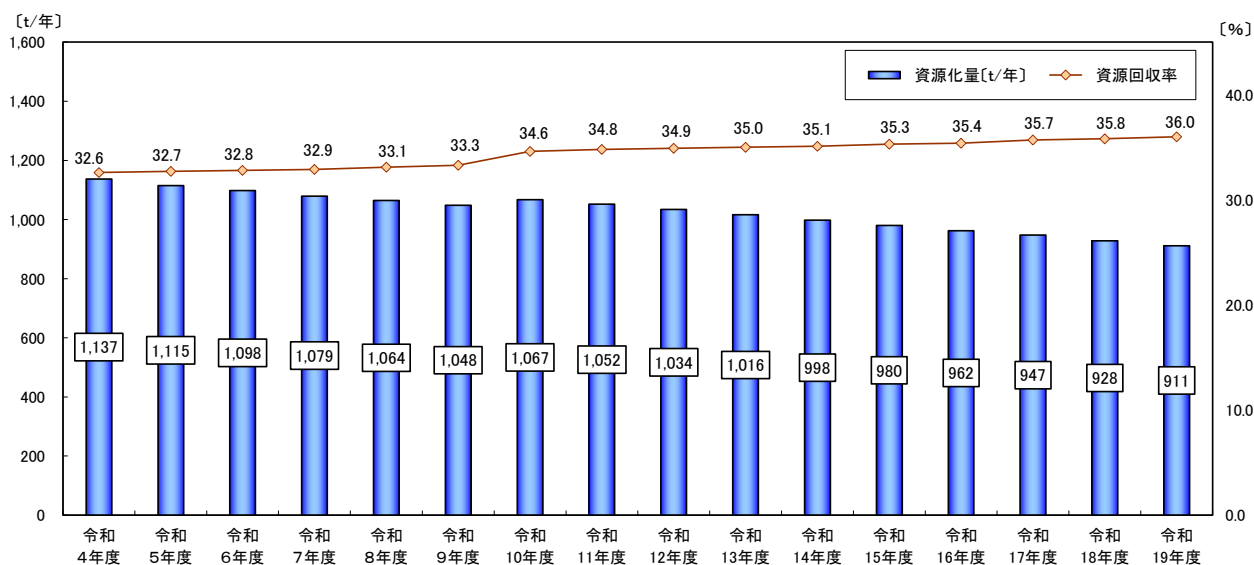


図 2. 2. 4 資源化目標に基づく資源化量の推計

5. 減量化・資源化の目標達成におけるごみ排出量の予測

減量化・資源化の目標を達成した場合の燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの排出量を以下に示します。

【上土幌町】

表 2. 2. 1 2 上土幌町 資源化目標達成における分別区分毎の排出量の予測

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
合計ごみ量[t/年]	1,576	1,552	1,529	1,507	1,484	1,460	1,437	1,415	1,392	1,367	1,343	1,319	1,294	1,268	1,244	1,220
燃やせるごみ[t/年]	932	919	900	885	870	859	841	827	812	796	782	768	752	735	719	705
燃やせないごみ[t/年]	241	235	234	231	226	218	217	213	210	205	200	194	191	187	184	179
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	368	364	361	358	355	351	347	344	340	336	332	328	323	319	314	310
生活系ごみ量[t/年]	1,337	1,315	1,293	1,273	1,251	1,229	1,207	1,187	1,165	1,142	1,119	1,097	1,073	1,049	1,026	1,004
燃やせるごみ[t/年]	740	728	710	697	683	673	656	644	629	615	602	589	574	559	544	531
燃やせないごみ[t/年]	194	189	188	185	180	173	172	168	166	161	156	151	148	144	141	137
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	368	364	361	358	355	351	347	344	340	336	332	328	323	319	314	310
収集ごみ量[t/年]	1,186	1,166	1,147	1,129	1,110	1,090	1,071	1,053	1,033	1,013	992	973	952	930	910	890
燃やせるごみ[t/年]	648	637	621	609	597	588	573	562	548	536	524	513	500	486	473	461
燃やせないごみ[t/年]	135	131	131	129	125	119	119	116	115	111	107	103	101	98	96	93
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	368	364	361	358	355	351	347	344	340	336	332	328	323	319	314	310
直接搬入ごみ量[t/年]	151	149	146	144	141	139	136	134	132	129	127	124	121	119	116	114
燃やせるごみ[t/年]	92	91	89	88	86	85	83	82	81	79	78	76	74	73	71	70
燃やせないごみ[t/年]	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44
事業系ごみ量[t/年]	239	237	236	234	233	231	230	228	227	225	224	222	221	219	218	216
燃やせるごみ[t/年]	192	191	190	188	187	186	185	183	183	181	180	179	178	176	175	174
燃やせないごみ[t/年]	47	46	46	46	46	45	45	45	44	44	44	43	43	43	43	42

【土幌町】

表 2. 2. 1 3 土幌町 資源化目標達成における分別区分毎の排出量の予測

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
合計ごみ量[t/年]	1,747	1,699	1,653	1,607	1,568	1,528	1,489	1,452	1,415	1,377	1,339	1,302	1,267	1,231	1,194	1,159
燃やせるごみ[t/年]	885	861	835	812	788	768	749	725	708	690	669	648	629	612	592	574
燃やせないごみ[t/年]	242	234	229	221	217	210	203	201	193	187	181	178	174	166	162	157
大型ごみ[t/年]	29	28	27	26	26	25	24	24	23	22	22	21	20	20	19	18
資源ごみ[t/年]	591	576	562	548	537	525	513	502	491	478	467	455	444	433	421	410
生活系ごみ量[t/年]	1,625	1,578	1,533	1,488	1,449	1,410	1,372	1,336	1,299	1,262	1,225	1,189	1,154	1,119	1,083	1,049
燃やせるごみ[t/年]	791	768	743	721	697	677	659	636	619	602	581	561	542	526	507	489
燃やせないごみ[t/年]	214	206	201	193	189	183	176	174	166	160	155	152	148	140	136	132
大型ごみ[t/年]	29	28	27	26	26	25	24	24	23	22	22	21	20	20	19	18
資源ごみ[t/年]	591	576	562	548	537	525	513	502	491	478	467	455	444	433	421	410
収集ごみ量[t/年]	1,411	1,371	1,331	1,292	1,259	1,225	1,192	1,160	1,128	1,096	1,064	1,033	1,002	972	941	911
燃やせるごみ[t/年]	657	639	617	599	578	561	547	526	512	498	480	464	447	434	418	403
燃やせないごみ[t/年]	134	128	125	119	118	114	108	108	102	98	95	93	91	85	83	80
大型ごみ[t/年]	29	28	27	26	26	25	24	24	23	22	22	21	20	20	19	18
資源ごみ[t/年]	591	576	562	548	537	525	513	502	491	478	467	455	444	433	421	410
直接搬入ごみ量[t/年]	214	207	202	196	190	185	180	176	171	166	161	156	152	147	142	138
燃やせるごみ[t/年]	134	129	126	122	119	116	112	110	107	104	101	97	95	92	89	86
燃やせないごみ[t/年]	80	78	76	74	71	69	68	66	64	62	60	59	57	55	53	52
事業系ごみ量[t/年]	122	121	120	119	119	118	117	116	116	115	114	113	113	112	111	110
燃やせるごみ[t/年]	94	93	92	91	91	91	90	89	89	88	88	87	87	86	85	85
燃やせないごみ[t/年]	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	25

【組合合計】

表 2. 2. 14 組合合計 資源化目標達成における分別区分毎の排出量の予測

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
合計ごみ量[t/年]	3,323	3,251	3,182	3,114	3,052	2,988	2,926	2,867	2,807	2,744	2,682	2,621	2,561	2,499	2,438	2,379
燃やせるごみ[t/年]	1,817	1,780	1,735	1,697	1,658	1,627	1,590	1,552	1,520	1,486	1,451	1,416	1,381	1,347	1,311	1,279
燃やせないごみ[t/年]	483	469	463	452	443	428	420	414	403	392	381	372	365	353	346	336
大型ごみ[t/年]	64	62	61	59	59	57	56	55	53	52	51	50	48	47	46	44
資源ごみ[t/年]	959	940	923	906	892	876	860	846	831	814	799	783	767	752	735	720
生活系ごみ量[t/年]	2,962	2,893	2,826	2,761	2,700	2,639	2,579	2,523	2,464	2,404	2,344	2,286	2,227	2,168	2,109	2,053
燃やせるごみ[t/年]	1,531	1,496	1,453	1,418	1,380	1,350	1,315	1,280	1,248	1,217	1,183	1,150	1,116	1,085	1,051	1,020
燃やせないごみ[t/年]	408	395	389	378	369	356	348	342	332	321	311	303	296	284	277	269
大型ごみ[t/年]	64	62	61	59	59	57	56	55	53	52	51	50	48	47	46	44
資源ごみ[t/年]	959	940	923	906	892	876	860	846	831	814	799	783	767	752	735	720
収集ごみ量[t/年]	1,186	1,166	1,147	1,129	1,110	1,090	1,071	1,053	1,033	1,013	992	973	952	930	910	890
燃やせるごみ[t/年]	1,305	1,276	1,238	1,208	1,175	1,149	1,120	1,088	1,060	1,034	1,004	977	947	920	891	864
燃やせないごみ[t/年]	269	259	256	248	243	233	227	224	217	209	202	196	192	183	179	173
大型ごみ[t/年]	64	62	61	59	59	57	56	55	53	52	51	50	48	47	46	44
資源ごみ[t/年]	959	940	923	906	892	876	860	846	831	814	799	783	767	752	735	720
直接搬入ごみ量[t/年]	151	149	146	144	141	139	136	134	132	129	127	124	121	119	116	114
燃やせるごみ[t/年]	226	220	215	210	205	201	195	192	188	183	179	173	169	165	160	156
燃やせないごみ[t/年]	139	136	133	130	126	123	121	118	115	112	109	107	104	101	98	96
事業系ごみ量[t/年]	239	237	236	234	233	231	230	228	227	225	224	222	221	219	218	216
燃やせるごみ[t/年]	286	284	282	279	278	277	275	272	272	269	268	266	265	262	260	259
燃やせないごみ[t/年]	75	74	74	74	74	72	72	72	71	71	70	69	69	69	69	67

表 2. 2. 15 ごみ総排出量の予測

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	
行政区域内人口〔人〕	10,815	10,762	10,707	10,655	10,623	10,589	10,557	10,525	10,493	10,462	10,424	10,386	10,348	10,311	10,269	10,227	
集団資源回収〔t/年〕	166	164	164	163	162	162	161	160	159	159	158	157	156	156	155	154	
収集ごみ	燃やせるごみ〔t/年〕	1,305	1,276	1,238	1,208	1,175	1,149	1,120	1,088	1,060	1,034	1,004	977	947	920	891	864
	燃やせないごみ〔t/年〕	269	259	256	248	243	233	227	224	217	209	202	196	192	183	179	173
	大型ごみ〔t/年〕	64	62	61	59	59	57	56	55	53	52	51	50	48	47	46	44
	資源ごみ〔t/年〕	959	940	923	906	892	876	860	846	831	814	799	783	767	752	735	720
	2,597	2,537	2,478	2,421	2,369	2,315	2,263	2,213	2,161	2,109	2,056	2,006	1,954	1,902	1,851	1,801	
直接搬入ごみ	燃やせるごみ〔t/年〕	226	220	215	210	205	201	195	192	188	183	179	173	169	165	160	156
	燃やせないごみ〔t/年〕	139	136	133	130	126	123	121	118	115	112	109	107	104	101	98	96
	燃やせるごみ〔t/年〕	286	284	282	279	278	277	275	272	272	269	268	266	265	262	260	259
	燃やせないごみ〔t/年〕	75	74	74	74	74	72	72	72	71	71	70	69	69	69	69	67
	361	358	356	353	352	349	347	344	343	340	338	335	334	331	329	326	
	726	714	704	693	683	673	663	654	646	635	626	615	607	597	587	578	
ごみ総排出量〔t/年〕	3,489	3,415	3,346	3,277	3,214	3,150	3,087	3,027	2,966	2,903	2,840	2,778	2,717	2,655	2,593	2,533	
1人1日当たりの総排出量〔g/人・日〕	884	869	856	843	829	815	801	788	774	760	746	733	719	705	692	679	

区分	令和3年度実績	令和19年度目標
資源化回収率	31.2%	36.0% (4.8%増加)
減量化量	887 g/人・日	679 g/人・日 (23.5%削減)

令和3年度の実績に対する資源化率は4.8%増加し、36%の資源化率の達成が見込まれるほか、総排出量における（集団資源回収を含む）1人1日当たり排出量ベースで、23.5%の大幅な削減が期待できます。

第5節 温室効果ガス削減目標

ごみ処理に伴う1人1日当たりの温室効果ガス(CO₂換算)排出量は、令和3年度実績で0.283kg-CO₂/人・日であり、令和2年度における国の目標値である0.285kg-CO₂/人・日を既に下回る状況にあります。

今後は、現在計画が進められている広域事務組合の新中間処理施設の供用開始に合わせ、広域処理へ参画することによって、現有施設よりも高効率の焼却施設による処理が実現されることから、現在の値を下回る数値が期待できます。

また、生ごみの有効利用の実現によっては、さらなる温室効果ガスの削減が可能となることから、本計画においては、国の目標値である0.285kg-CO₂/人・日以下を維持することに努めます。

温室効果ガス 削減目標値	計画目標年次における温室効果ガス(CO ₂)排出量を0.285kg/人・日以下の維持に努めます。
-----------------	--

第6節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの取組みの優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めており、ごみの発生抑制は最優先に位置づけられています。

ごみの発生を抑制するには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに協働して積極的に取り組んでいく必要があります。

以下に、町民・事業者・町及び組合のそれぞれが果たすべき役割を整理します。



図2. 2. 5 発生抑制のための町民・事業者・行政の役割分担

町民の役割

1. ライフスタイルの見直し

商品の選択から購入、消費、廃棄に至るまでごみを発生させない、出さないライフスタイルを実践します。

- ① 簡易包装品やリターナブル容器を選択し、過剰包装を求めないよう自粛します。また、買物袋持参運動（マイバック運動）を実践し、レジ袋や紙袋の使用削減に取り組めます。
- ② 可能なかぎり使い捨て商品の購入を避け、リサイクル品やエコマーク認定商品等の環境にやさしい製品を選択するグリーン購入に努めます。
- ③ 料理を工夫し調理くず、食べ残しを削減するエコクッキングなどの食品ロスへの実践や水切りの徹底による生ごみの減量化に取り組めます。
- ④ 生ごみ処理機やコンポスターを使用して生ごみの堆肥化・減容化に取り組めます。
- ⑤ 物を大切にし、故障や破損した場合は修理して使用するなど、安易に物を廃棄しないライフスタイルを心がけます。

2. 地域活動への積極的参加

行政や各種団体が実施するリサイクル活動への参加やインターネットツールを活用するなど、再利用、再資源化に努めるとともに、町内会などで行っている資源集団回収への取り組みを率先して行うよう、参加協力を呼びかけていきます。

また、小型家電リサイクル品の回収や販売店等による店頭回収を実施している事業者を周知していきます。

3. 行政の施策等への協力

ごみ出しルールの遵守、資源ごみの分別の徹底等、行政が実施する減量化・資源化施策に積極的に協力します。また、行政が主催する環境教育・環境学習の場へ積極的に参加します。

事業者の役割

1. 製品の製造業者における発生抑制

- ① 材料、製造プロセス等を見直し、生産・製造過程で発生する廃棄物の減量化・資源化を図るとともに、自ら積極的にリサイクル品の利用拡大に努めます。
- ② 繰り返し使用できる製品や長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品を製造、販売します。
- ③ 拡大生産者責任*の考え方に則して、製品の回収処理や再資源化に積極的に取り組めます。

用語の定義

* 拡大生産者責任 (Extend Producer Responsibility)

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄されたあとにおいても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

2. 製品の流通・販売業者における発生抑制

- ① 使い捨て製品の販売や過剰包装を自粛し、簡易包装やマイバック運動を推奨します。
- ② 修理やリフォームに関する取組みを推進します。
- ③ 店頭回収に積極的に取組み、回収ルートの確保に努めます。

3. 事業活動全般での発生抑制

- ① 「事業活動に伴って排出されるごみは、事業者自らが処理責任を負う」ということを常に認識し、行動します。
- ② 引続きOA用紙の資源回収活動に取り組むとともに、IT化によるペーパーレス化を推進します。
- ③ 使い捨て製品の使用を抑制し、再生品の使用等環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。
- ④ 地域における環境活動に参加するとともに、従業員に対する環境教育を行います。

4. 食品廃棄物の発生抑制

- ① 食品小売業においては、消費期限前に商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。
- ② 外食産業においては、メニュー、盛付けの工夫や食べ残しが無かった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しなどの食品ロスの削減に積極的に取り組むものとします。
- ③ 食品小売業や外食産業においては、自らの取組みを適切に情報提供することにより消費者の理解の促進に努めます。

5. レジ袋の有料化・包装の簡素化の推進

レジ袋の使用を抑制するため、令和2年7月より実施されているレジ袋の有料化を進めるとともに、簡易包装等の取組みを推進していきます。

行政の役割

1. 教育・啓発活動の充実

- ① ホームページや広報誌、ごみ分別アプリへの情報掲載、啓発パンフレット等の発行・配布を通じて、ごみ処理の現状や3Rに関する情報提供・普及活動を積極的に行います。
- ② ビデオ教材や副読本等を利用し、小中学校などでの教育啓発活動、出前講座や施設見学会・体験学習等のイベントの開催を通じて環境学習の充実を図ります。
- ③ 住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して、ごみ減量化・資源化に取り組んでいけるよう、年度ごとの取組み目標や成果などを発信します。

2. 生ごみの減量化・資源化の推進

各家庭において生ごみの排出の際の水切りをしっかりと実践することや、食べ残し・手つかず食品などの食品ロスを発生させないことが生ごみ減量化につながるため、家庭での取組みについて周知を図ります。また、コンポスターや生ごみ処理機による減量化・資源化を促進するため、普及啓発の方策を検討します。

3. 廃棄物処理施設の適正な管理・運営への協力

効率的な運営と持続可能な廃棄物処理を維持すべく、広域処理参画までは、現有施設において適正な管理・運営を継続するほか、広域処理参画後は広域事務組合と連携し、廃棄物の適正な受入れ・処理に協力していきます。

4. 多量排出事業者への減量化指導の徹底

多量排出事業所に対し、排出者責任を明確に示し、自己処理責任の周知徹底を図るとともに、計画的な事業系ごみの発生抑制対策を促します。

5. 行政における率先取組み

構成町が自ら発生抑制とリサイクルに積極的に取り組むとともに、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するなど、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

6. 適正なごみ処理手数料の検討

現在のごみ処理手数料（指定袋、指定シール）は、平成 17 年の有料化以降、据え置きとなっています。広域事務組合の処理施設への移行後も、これを維持していくことを前提としていますが、今後、焼却施設の維持管理費増加や最終処分場の改修、中継施設の整備など新たな財政負担が見込まれることから、ごみ減量化によるコスト削減により料金体系維持に努めるとともに、適正なごみ処理手数料についての検討を行っていきます。

7. 資源集団回収の強化・拡大と資源回収業者への支援

資源集団回収は、各町内会や各種団体が独自に実施しています。今後も資源集団回収を推進するため、奨励金を継続するとともに、回収品目等の拡大についても資源回収業者と協議を進め、持続可能な資源集団回収のシステム構築を進めます。

8. 不適正処理・不法投棄対策の強化

野焼きによる不適正処理及び不法投棄については、巡回パトロールを行い、地域住民とともに監視・指導体制の強化を図ります。

第7節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

現状の分別区分は「処理システム指針」の類型Ⅱを基本としており、今後も引き続き類型Ⅱを維持するものとします。

なお、分別収集区分は生活系ごみを対象に設定されたものですが、事業系ごみについても適正処理の観点から、本分別区分に準じて搬入するよう排出事業者を指導していくものとします。

表 2. 2. 16 分別区分

分別収集区分			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別。紙製容器は古紙類と同時収集。
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 発泡スチロール、白色トレイ	
		①-6 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・紙類)の資源ごみ		
③資源回収する小型家電			
④回収する有害ごみ(電池、水銀体温計、蛍光灯等)			
⑤燃やせるごみ			
⑥燃やせないごみ			
⑦大型ごみ			

第8節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制

【収集エリア】

現在の収集エリアは上士幌町で6エリア、士幌町で6エリアと公共施設に区分されています。

今後も現在の全行政区域を一つの収集区域として維持します。なお、地域世帯数の変動や分別区分の増加など状況によって、収集エリアの見直しも検討していきます。

【収集頻度】

収集・運搬は現状どおり、本組合の構成町が行います。

収集頻度については、現行水準の維持を基本とし、今後の収集量の推移、周辺市町村の動向、町民のニーズ等諸条件の変化を見ながら見直しも検討していきます。

【収集方式・収集形態】

・収集方式

収集作業の効率性を考慮し、現状どおりステーション方式(集積方式)と戸別収集方式の併用を基本とします。

・ステーション管理

ごみ出しのモラルが悪い地域や共同住宅等については、専用ステーションの設置や清掃員による見守りを強化するほか、違反者への対応を行政区長や住宅管理者と協議していきます。

・収集形態

分別の徹底、収集作業の安全性・効率性、町の景観維持の観点から今後も指定袋制を継続していきます。

・高齢者対策

ごみ出しが困難な高齢者や障がい者に対しては、家族・近隣住民によるサポートや介護支援ボランティア制度によるごみ出し方法を検討し、支援していきます。

【収集・運搬業者】

収集運搬は、民間委託によりコスト縮減が図れることから、今後も生活系ごみの収集・運搬は、構成町内の許可業者などへの長期継続委託を実施するなど、効率的な委託契約を進めていくものとします。

なお、分別区分や収集頻度の変更が必要な場合は、各構成町において契約の見直しを行い、持続可能な収集・運搬体制を構築していきます。

表 2. 2. 17 収集・運搬体制

分類	収集頻度	収集方式	収集形態		収集・運搬
資源回収する容器包装	上土幌: 2~3回/月 土幌: 1回/週~2回/月	ステーション方式 戸別収集方式	空き缶	サンテナカゴ、透明袋	委託
資源回収する古紙類			ペットボトル	透明・半透明袋	
			空きびん	透明・半透明袋	
			プラスチック製容器包装	透明・半透明袋	
			発泡スチロール・白色トレイ	透明・半透明袋	
			紙製容器包装	透明・半透明袋	
			ひも縛り		
資源回収する小型家電	上土幌: 随時 土幌: 3回/年	上土幌: 窓口回収 土幌: 戸別方式	上土幌: 役場庁舎内で回収 土幌: 透明・半透明袋		業者回収 委託
回収する乾電池・蛍光灯	上土幌: 2回/月 土幌: 2回/月	ステーション方式 戸別収集方式	透明・半透明袋		委託
燃やせるごみ	上土幌: 1回/週 土幌: 1回/週~2回/月		指定有料袋		
燃やせないごみ	上土幌: 2回/月 土幌: 2回/月		指定有料袋		
大型ごみ	上土幌: 2回/年 土幌: 3回/年		指定有料シール		

(2) 特別管理一般廃棄物の取扱い

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性及びその他の人の健康、または生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある廃棄物として、以下のものが特別管理一般廃棄物に指定されています。

- 廃棄物焼却炉の集じん灰
- 感染性一般廃棄物

特別管理一般廃棄物の取り扱いについては、従来どおり、排出事業者と製造業者が回収・処理をすることとし、広報誌やパンフレット等の広報などを活用し周知徹底を図ります。

(3) 適正処理困難物

本組合で処理ができない適正処理困難物(表2.2.18)については、製造業者、販売店、専門の処理業者・リサイクル業者へ引き取りを依頼するよう指導し、収集・運搬対象から除外します。

また、家電リサイクル法対象品目のテレビ(ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ)、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機及びパソコン用CRTモニター(小型家電リサイクル品を除く)に関してはそれぞれ関係リサイクル法に基づくリサイクルルートの活用を指導します。

小型家電リサイクル法の対象品目(電話機や携帯電話、デジタルカメラ、映像用機器、ゲーム機や時計などの電子機器類)については、町で取組む無料回収への協力及び周知を進めていきます。

なお、適正処理困難物や家電リサイクル法、資源有効利用促進法、小型家電リサイクル法に基づく対象品目が、ごみステーションに排出されないように排出ルールの周知徹底を図っていきます。

表2.2.18 適正処理困難物

適正処理困難物	最大の辺または径が2mを超えるもの、体積が2立法メートルを超えるもの、重量が100kgを超えるもの。 収集・運搬、処分する機材、施設を著しく汚損し、破壊するおそれのあるもの。 収集・運搬、処分の際、作業員の安全上、特に危害を及ぼすもの。 産業廃棄物、家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン(室外機含む))、廃油類(オイル、食用油)、その他油脂類、オイルエレメント、ガソリン、灯油、塗料およびこれらの入った缶、消火器、自動車、オートバイ、スクーター、タイヤ、バッテリー、感染性医療廃棄物(注射針など)、薬品類(農薬、化学薬品、火薬、肥料、危険有害物)、ピアノ、ウォーターベッド、ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)、パソコン、その他処理困難なもの。
---------	---

2. 中間処理計画

(1) 中間処理の方法

令和9年度までは現在の処理システムを継続して行い、令和10年度以降は広域事務組合の新中間処理施設供用開始に伴い、新たにごみ処理システムによる適正処理を推進します。

ごみの分別区分ごとの処理・処分システムについて、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に示されている「適正な循環的利用及び適正処分の方法」としてまとめます。

中間処理対象物（令和9年度まで）

- 焼却処理施設（本組合）：燃やせるごみ
- 移動式破碎機（本組合）：一部燃やせないごみ、大型ごみ
- 資源回収（各構成町）：資源ごみ（缶類・びん類、ペットボトル、発泡スチロールトレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙類等）

中間処理対象物（令和10年度以降）

- 焼却処理施設（広域事務組合）：燃やせるごみ
- 破碎処理施設（広域事務組合）：燃やせないごみ、大型ごみ
- 資源回収（各構成町）：資源ごみ（缶類・びん類、ペットボトル、発泡スチロールトレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙類等）

表 2. 2. 19 適正な循環的利用及び適正処分の方法

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法		
①資源回収する容器包装	①-1 空き缶(金属含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間業者に委託 ・素材別に排出源で分別する。 		○金属類の回収業者への売却による再生利用
	①-2 空きびん	<ul style="list-style-type: none"> ・大山古物商店、中士幌リサイクルセンターにおいて異物の除去、種類の選別を行い、種類に応じて圧縮または梱包を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル協会の引き取りによる再商品化 ○除去した異物は本組合(令和10年度以降は広域事務組合)の焼却施設または埋立施設で適正処分 ○発泡スチロールはインゴットにし再生業者へ売却
	①-3 ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。 		
	①-4 プラスチック製容器包装			
	①-5 発泡スチロール白色トレイ			
	①-6 紙製容器包装			
②資源回収する古紙類の資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・民間業者に委託 ・古紙類は排出源で分別する。大山古物商店及び中士幌リサイクルセンターにおいて、異物除去及び必要に応じて梱包し、売却する。 		<ul style="list-style-type: none"> ○回収業者への売却による再生利用 ○除去した異物は本組合の焼却施設で適正処分 	
③資源回収する使用済小型家電	<ul style="list-style-type: none"> ・各構成町が運営 ・排出源で分別し、上士幌町は役場庁舎内で引き取り、士幌町は収集して回収する。 		○資源化業者にて引き取りし全量を再生利用	
④回収する有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・各構成町が運営 ・排出源で分別し、性状に見合った処理及び保管。 		○再生業者にて引き取りし再生利用	
⑤燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・排出源で分別する R9まで本組合が運営 R10以降広域事務組合が運営 ・ストーブ式による従来型または高効率の焼却方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・R9まで本組合の焼却施設で処理 R10以降、直接搬入ごみは中継施設で積替えし、収集ごみは直接、広域事務組合の新中間処理施設へ運搬して焼却処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○R10以降広域事務組合では、発電によるコジェネレーション(電気、熱エネルギー回収)を基本とし、施設内利用と売電を実施予定 	
		焼却灰		<ul style="list-style-type: none"> R9まで本組合の最終処分場で処分 R10以降広域事務組合の最終処分場で処分
		ばいじん		<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤により安定化処理し、最終処分場で処分 (R9まで本組合、R10以降広域事務組合)
⑥燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・排出源で分別する R9まで本組合が運営 ・直接埋立・一部破砕方式 R10以降広域事務組合が運営 ・破砕・選別方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・R9まで本組合にて金属等の有価物の回収、かさばるものは移動式破砕機で処理し、残渣は焼却処理または埋立 	<ul style="list-style-type: none"> ○金属等の回収業者への売却による再生利用 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・R10以降、中継施設で直接搬入される金属等の有価物の回収、それ以外は、中継運搬し、収集ごみは直接広域事務組合へ運搬して破砕選別処理により有価物を回収、残渣は焼却または埋立 	<ul style="list-style-type: none"> ○R9まで処理残渣は、本組合の焼却処理、埋立処分 ○R10以降処理残渣は、広域事務組合で焼却処理、埋立処分 	
⑦大型ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・排出源で分別する R9まで本組合が運営 ・直接埋立・一部破砕方式 R10以降広域事務組合が運営 ・破砕・選別方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・R9まで本組合にて金属等の有価物の回収、木材の回収、木製品の破砕による助燃材利用、残渣は埋立処分、かさばるものは移動式破砕機で処理し、残渣は焼却処理または埋立 	<ul style="list-style-type: none"> ○金属等の回収業者への売却による再生利用 ○木材は業者へ引き渡し資源化 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・R10以降、中継施設で直接搬入される金属等の有価物の回収、それ以外の直接搬入ごみは簡易破砕して運搬、収集ごみは直接広域事務組合に運搬して破砕選別処理により有価物を回収、残渣は焼却または埋立 	<ul style="list-style-type: none"> ○R9まで処理残渣は、本組合の焼却処理、埋立処分 ○R10以降処理残渣は、広域事務組合で焼却処理、埋立処分 	

(2) 中間処理量

令和9年度までは、本組合にて中間処理を行うものとし、令和10年度から広域事務組合の新中間処理施設で処理を行う計画とします。

なお、広域参画後における分別ごとの搬入量は、表2.2.12～14「資源化目標達成における分別区分毎の排出量の予測」により中間処理量の予測を行います。

【焼却処理量】

焼却対象ごみとして、燃やせるごみ、破碎・選別処理後の可燃物、資源ごみ処理残渣とし、令和9年度までは本組合で、令和10年度から広域事務組合の新中間処理施設にて焼却処理を行います。

なお、令和9年度まで北十勝組合で処理して発生する焼却残渣率は、実績平均値15.65%を用いて予測を行います。令和10年度供用開始を目指し広域事務組合にて整備を進める新中間処理施設においては、焼却施設が高効率のストーカ式焼却施設となる見込みであるため、焼却残渣率は13%として計画します。

表2.2.20 焼却処理量の推計

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
焼却処理量[t/年]	1,863	1,827	1,781	1,742	1,702	1,669	1,950	1,906	1,865	1,822	1,778	1,736	1,695	1,650	1,607	1,566
直接焼却量[t/年]	1,817	1,780	1,735	1,697	1,658	1,627	1,590	1,552	1,520	1,486	1,451	1,416	1,381	1,347	1,311	1,279
中間処理後焼却量[t/年]	46	47	46	45	44	42	360	354	345	336	327	320	314	303	296	287
破碎処理後焼却量[t/年]	42	43	42	41	40	38	356	350	341	332	323	316	310	299	293	284
資源ごみ残渣焼却量[t/年]	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
上士幌町焼却量[t/年]	957	945	926	910	894	882	1,029	1,011	994	974	955	937	918	897	879	860
直接焼却量[t/年]	932	919	900	885	870	859	841	827	812	796	782	768	752	735	719	705
中間処理後焼却量[t/年]	25	26	26	25	24	23	188	184	182	178	173	169	166	162	160	155
破碎処理後焼却量[t/年]	23	24	24	23	22	21	186	182	180	176	171	167	164	160	158	153
資源ごみ残渣焼却量[t/年]	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
士幌町焼却量[t/年]	885	861	835	812	788	768	749	725	708	690	669	648	629	612	592	574
直接焼却量[t/年]	885	861	835	812	788	768	749	725	708	690	669	648	629	612	592	574
中間処理後焼却量[t/年]	21	21	20	20	20	19	172	170	163	158	154	151	148	141	136	132
破碎処理後焼却量[t/年]	19	19	18	18	18	17	170	168	161	156	152	149	146	139	135	131
資源ごみ残渣焼却量[t/年]	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
焼却処理後量[t/年]	1,863	1,827	1,781	1,742	1,702	1,669	1,950	1,906	1,865	1,822	1,778	1,736	1,695	1,650	1,607	1,566
焼却残渣量(飛灰含む)[t/年]	284	279	272	266	260	255	249	243	238	233	227	222	216	211	205	200
上士幌町焼却処理後量[t/年]	147	145	142	140	137	135	134	131	129	127	124	122	119	117	114	112
焼却残渣量[t/年]	147	145	142	140	137	135	134	131	129	127	124	122	119	117	114	112
士幌町焼却量[t/年]	137	134	130	126	123	120	115	112	109	106	103	100	97	94	91	88
焼却残渣量[t/年]	137	134	130	126	123	120	115	112	109	106	103	100	97	94	91	88

【破碎処理量】

破碎対象ごみとして、燃やせないごみと大型ごみとし、令和9年度まで本組合の移動式破碎機で処理し、令和10年度から広域事務組合の新中間処理施設で破碎選別処理を行います。

なお、本組合での破碎処理量と破碎処理後量は、過去の実績比率を用いての予測を行い、広域事務組合での破碎処理量は、燃やせないごみと大型ごみの合計量とし、破碎選別処理後量は、広域事務組合構成市の実績データ（一般廃棄物処理実態調査平成29年度から令和2年度）の実績比率を用いて予測を行います。

表2.2.21 破碎処理量の推計

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
破碎対象ごみ量[t/年]	547	531	524	511	502	485	476	469	456	444	432	422	413	400	392	380
燃やせないごみ[t/年]	483	469	463	452	443	428	420	414	403	392	381	372	365	353	346	336
大型ごみ[t/年]	64	62	61	59	59	57	56	55	53	52	51	50	48	47	46	44
上土幌町破碎対象ごみ量[t/年]	276	269	268	264	259	250	249	244	240	235	229	223	219	214	211	205
燃やせないごみ[t/年]	241	235	234	231	226	218	217	213	210	205	200	194	191	187	184	179
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
土幌町破碎対象ごみ量[t/年]	271	262	256	247	243	235	227	225	216	209	203	199	194	186	181	175
燃やせないごみ[t/年]	242	234	229	221	217	210	203	201	193	187	181	178	174	166	162	157
大型ごみ[t/年]	29	28	27	26	26	25	24	24	23	22	22	21	20	20	19	18
破碎対象ごみ処理量[t/年]	547	531	524	511	502	485	476	469	456	444	432	422	413	400	392	380
その他処理量(直接埋立量)[t/年]	253	244	241	235	231	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上土幌町破碎対象ごみ量[t/年]	114	110	110	109	107	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土幌町破碎対象ごみ量[t/年]	139	134	131	126	124	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破碎処理量[t/年]	294	287	283	276	271	262	476	469	456	444	432	422	413	400	392	380
破碎可燃物[t/年]	42	43	42	41	40	38	356	350	341	332	323	316	310	299	293	284
破碎不燃物[t/年]	236	229	226	221	217	210	70	69	67	65	64	62	60	58	58	56
破碎有価物[t/年]	16	15	15	14	14	14	50	50	48	47	45	44	43	43	41	40
上土幌町破碎処理量[t/年]	162	159	158	155	152	147	249	244	240	235	229	223	219	214	211	205
破碎可燃物[t/年]	23	24	24	23	22	21	186	182	180	176	171	167	164	160	158	153
破碎不燃物[t/年]	130	127	126	124	122	118	37	36	35	34	34	33	32	31	31	30
破碎有価物[t/年]	9	8	8	8	8	8	26	26	25	25	24	23	23	23	22	22
土幌町破碎処理量[t/年]	132	128	125	121	119	115	227	225	216	209	203	199	194	186	181	175
破碎可燃物[t/年]	19	19	18	18	18	17	170	168	161	156	152	149	146	139	135	131
破碎不燃物[t/年]	106	102	100	97	95	92	33	33	32	31	30	29	28	27	27	26
破碎有価物[t/年]	7	7	7	6	6	6	24	24	23	22	21	21	20	20	19	18

※令和9年度まで本組合の実績比率(破碎可燃 14.71%、破碎不燃 80.00%、破碎有価物 5.29%)

※令和10年度以降 広域事務組合の実績比率(破碎可燃 74.82%、破碎不燃 14.66%、破碎有価物 10.52%)

【資源化処理量】

資源化処理は、広域処理参画後も大山古物商店及び中士幌リサイクルセンターにて継続して行うほか、使用済小型家電も継続して直接資源化を行う計画とします。

なお、種類別の資源化量は、過去5年間の資源化量の実績より求めた比率を用いて将来の資源化量の予測を行うものとします。

表 2. 2. 22 資源化処理量の推計

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度		
上士幌町	資源化量(t/年)	無色ガラス容器	16	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	13	13	13	
		茶色ガラス容器	22	22	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	19	19	19	18	
		その他ガラス容器	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	10	10	
		ペットボトル	21	21	21	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	18	18	18	
		紙製容器包装	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
		プラスチック製容器包装	51	50	51	50	50	49	48	48	48	47	46	46	46	44	44	43	43
		白色トレイ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	
		スチール製容器包装	14	14	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	
		アルミニウム製容器包装	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
		紙パック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		段ボール	67	67	66	66	65	64	64	63	62	62	61	60	59	59	58	57	
		新聞紙	45	44	44	44	43	42	42	42	41	41	40	40	39	39	38	37	
		雑誌類	64	63	63	62	61	60	60	59	59	58	57	56	55	55	54		
		その他紙類	33	33	32	32	32	31	31	31	30	30	29	29	29	28	28		
		計	365	361	358	355	352	348	344	341	337	333	329	325	320	316	311	307	
		直接資源ごみ(t/年)	使用済小型家電	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		資源処理後量(t/年)	資源残渣(焼却処理)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		合計(t/年)		368	364	361	358	355	351	347	344	340	336	332	328	323	319	314	
		士幌町	資源化量(t/年)	無色ガラス容器	20	20	19	19	19	18	18	17	17	17	16	16	15	15	15
	茶色ガラス容器			27	26	25	25	24	24	23	23	22	22	21	21	20	20	19	
その他ガラス容器	10			10	10	10	10	10	9	9	9	9	8	8	8	8	7		
ペットボトル	23			22	22	21	21	20	20	19	19	19	18	18	17	17	16		
紙製容器包装	85			83	81	78	77	75	73	72	70	68	67	65	64	62	61		
プラスチック製容器包装	78			76	74	73	71	69	68	66	65	63	62	60	59	57	56		
白色トレイ	4			4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
スチール製容器包装	15			14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	11	11	11	10		
アルミニウム製容器包装	14			14	13	13	12	12	12	11	11	11	10	10	10	10	9		
紙パック	3			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2		
段ボール	114			111	109	106	104	102	99	97	95	92	90	88	86	84	81		
新聞紙	113			110	107	104	102	100	98	96	94	91	89	87	85	83	80		
雑誌類	81			79	77	75	73	72	70	69	67	65	64	62	60	58	57		
その他紙類	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	587			572	558	544	533	521	509	498	487	475	464	452	441	430	419		
直接資源ごみ(t/年)	使用済小型家電			2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1		
資源処理後量(t/年)	資源残渣(焼却処理)			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
合計(t/年)				591	576	562	548	537	525	513	502	491	478	467	455	444	433		
組合合計	資源化量(t/年)			無色ガラス容器	36	35	34	34	34	33	33	32	31	31	30	30	29	28	
			茶色ガラス容器	49	48	46	46	45	45	43	43	42	42	41	41	39	39		
		その他ガラス容器	22	22	22	22	22	22	21	20	20	20	19	19	19	18			
		ペットボトル	44	43	43	41	41	40	40	39	38	38	37	37	35	34			
		紙製容器包装	91	89	87	84	83	81	79	77	76	73	72	70	69	67			
		プラスチック製容器包装	129	126	125	123	121	118	116	114	113	110	108	106	105	101			
		白色トレイ	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	7	7	7			
		スチール製容器包装	29	28	27	26	26	26	25	25	24	24	23	23	23	22			
		アルミニウム製容器包装	22	22	21	21	20	20	19	19	18	18	17	17	17	16			
		紙パック	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3			
		段ボール	181	178	175	172	169	166	163	160	157	154	151	148	145	143			
		新聞紙	158	154	151	148	145	142	140	138	135	132	129	127	124	122			
		雑誌類	145	142	140	137	134	132	130	129	126	124	122	119	116	113			
		その他紙類	33	33	32	32	32	31	31	31	30	30	29	29	29	28			
		計	952	933	916	899	885	869	853	839	824	808	793	777	761	746			
		直接資源ごみ(t/年)	使用済小型家電	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2			
		資源処理後量(t/年)	資源残渣(焼却処理)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
		合計(t/年)		959	940	923	906	892	876	860	846	831	814	799	783	767			

【直接中間処理量（直接処理量+資源回収量）】

ごみ排出量に対し、焼却処理及び破碎処理の直接処理量と資源回収量の合計比率は、広域処理参画前 92.5%で推移する結果となりましたが、広域参画後は 100%になる見込みです。

直接中間処理量の推計を表 2. 2. 23 及び図 2. 2. 6 に示します。

表 2. 2. 23 中間処理量の推移

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
中間処理量[t/年]	3,070	3,007	2,941	2,879	2,821	2,765	2,926	2,867	2,807	2,744	2,682	2,621	2,561	2,499	2,438	2,379
焼却処理量[t/年]	1,817	1,780	1,735	1,697	1,658	1,627	1,590	1,552	1,520	1,486	1,451	1,416	1,381	1,347	1,311	1,279
破碎処理量[t/年]	294	287	283	276	271	262	476	469	456	444	432	422	413	400	392	380
資源回収量[t/年]	959	940	923	906	892	876	860	846	831	814	799	783	767	752	735	720
中間処理率[%]	92.4	92.5	92.4	92.5	92.6	92.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

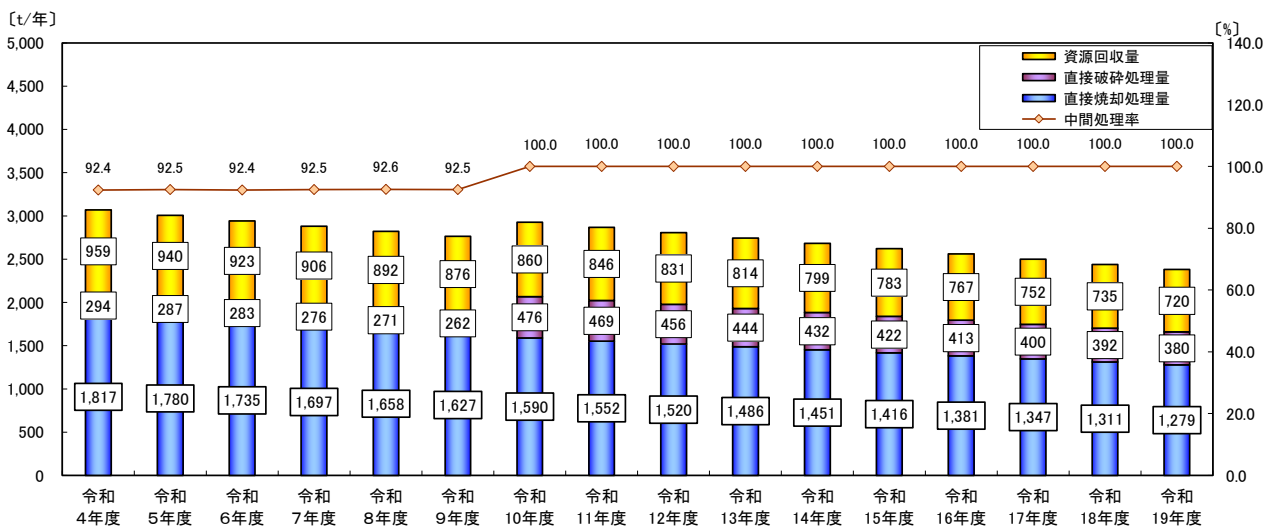


図 2. 2. 6 中間処理量の推移

3. 最終処分計画

(1) 最終処分の方法

最終処分の方法として、令和9年度までは本組合の最終処分場にて埋立処分を行い、令和10年度からは広域事務組合の最終処分場で埋立処分を行うものとします。

埋立対象物（令和9年度まで）

■ 最終処分場（本組合）：破碎不適物（直接埋立）、焼却残渣、破碎処理残渣

埋立対象物（令和10年度以降）

■ 最終処分場（広域事務組合）：焼却残渣、破碎処理残渣

(2) 最終処分量

最終処分量の推計を表2.2.24及び図2.2.7に示します。

表2.2.24 最終処分量の推計

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
組合埋立量[t/年]	773	752	739	722	708	688	319	312	305	298	291	284	276	269	263	256
直接埋立量[t/年]	253	244	241	235	231	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣量[t/年]	284	279	272	266	260	255	249	243	238	233	227	222	216	211	205	200
破碎処理残渣量[t/年]	236	229	226	221	217	210	70	69	67	65	64	62	60	58	58	56
上土幌町埋立量[t/年]	391	382	378	373	366	356	171	167	164	161	158	155	151	148	145	142
直接埋立量[t/年]	114	110	110	109	107	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣量[t/年]	147	145	142	140	137	135	134	131	129	127	124	122	119	117	114	112
破碎処理残渣量[t/年]	130	127	126	124	122	118	37	36	35	34	34	33	32	31	31	30
土幌町埋立量[t/年]	382	370	361	349	342	332	148	145	141	137	133	129	125	121	118	114
直接埋立量[t/年]	139	134	131	126	124	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣量[t/年]	137	134	130	126	123	120	115	112	109	106	103	100	97	94	91	88
破碎処理残渣量[t/年]	106	102	100	97	95	92	33	33	32	31	30	29	28	27	27	26
最終処分率[%]	23.3	23.1	23.2	23.2	23.2	23.0	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8

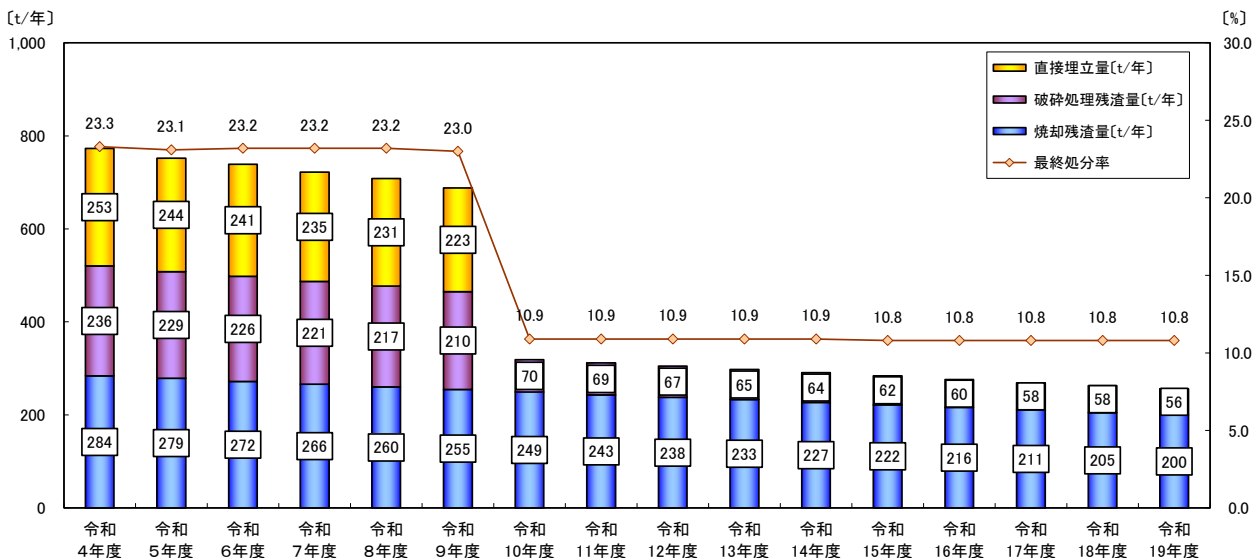


図2.2.7 最終処分量の推計

(3) 最終処分容量の把握

最終処分容量は前項の最終処分量より、埋立ごみ毎の体積換算係数を用いて把握を行うものとします。

埋立ごみ毎の体積換算係数は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（以下「設計・管理要領」という。）」P203 埋立廃棄物の土質定数事例及び平成 18 年 12 月 27 日 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）「（別添 2） 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）（以下「産廃換算係数」という。）」における体積換算係数を用いるものとします。

表 2. 2. 25 埋立ごみ毎の体積換算係数

埋立ごみ種類	体積換算係数	参考文献
直接埋立	0.7 t / m ³	設計・管理要領 掘削ごみボーリングコア
焼却残渣	1.14 t / m ³	産廃換算係数 燃え殻
破碎処理残渣	1.00 t / m ³	産廃換算係数 処分するために処理したもの

なお、覆土量については、実績覆土量から想定し、埋立ごみ（容量）に対して 30%の覆土量を見込むものとします。

表 2. 2. 26 最終処分容量の予測

項目	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度	令和 19年度
組合埋立量[t/年]	773	752	739	722	708	688	319	312	305	298	291	284	276	269	263	256
直接埋立量[t/年]	253	244	241	235	231	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣量[t/年]	284	279	272	266	260	255	249	243	238	233	227	222	216	211	205	200
破碎処理残渣量[t/年]	236	229	226	221	217	210	70	69	67	65	64	62	60	58	58	56
組合埋立容量[m ³ /年]	846	823	809	790	775	753	288	282	276	269	263	257	249	243	238	231
直接埋立容量[m ³ /年]	361	349	344	336	330	319	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣容量[m ³ /年]	249	245	239	233	228	224	218	213	209	204	199	195	189	185	180	175
破碎処理残渣容量[m ³ /年]	236	229	226	221	217	210	70	69	67	65	64	62	60	58	58	56
覆土量[m ³ /年]	254	247	243	237	233	226	86	85	83	81	79	77	75	73	71	69
最終処分容量[m ³ /年]	1,100	1,070	1,052	1,027	1,008	979	374	367	359	350	342	334	324	316	309	300

第9節 計画目標年次におけるごみ処理フロー

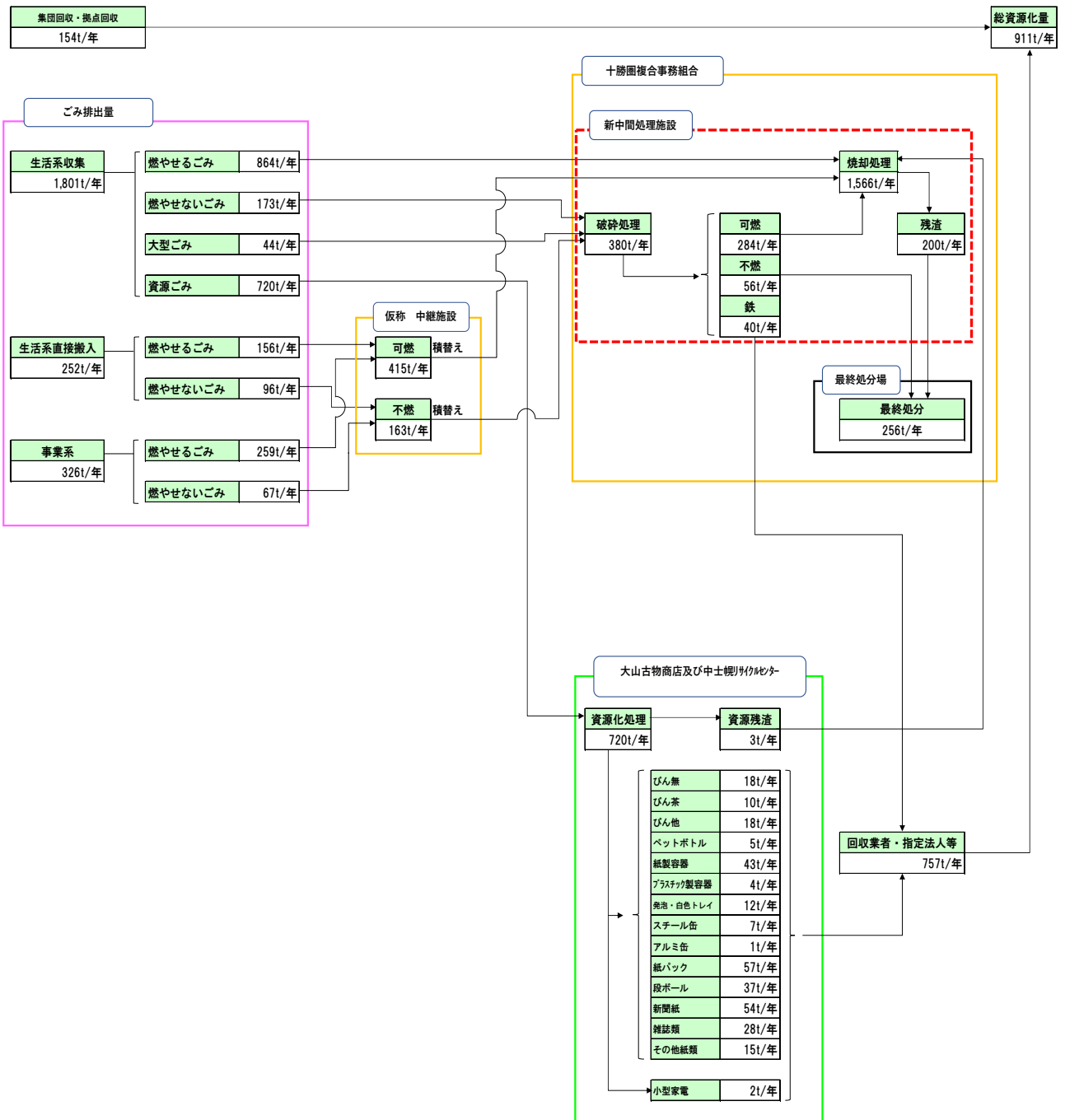


図2. 2. 8 計画目標年次におけるごみ処理フロー

表 2. 2. 28 士幌町ごみ量の実績と見通し表

項目	実績					将来予測															
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
行政区域内人口(計画処理人口)[人]	6,223	6,166	6,078	6,027	5,975	5,872	5,812	5,752	5,693	5,654	5,615	5,576	5,537	5,500	5,462	5,424	5,386	5,348	5,311	5,269	5,227
1人1日当たり総排出量[g/人・日]	862	893	891	926	868	869	854	841	827	813	799	785	772	758	744	730	716	702	689	674	661
1人1日当たり生活系ごみ排出量[g/人・日]	753	777	782	812	772	758	744	730	716	702	688	674	661	647	633	619	605	591	577	563	550
資源集回収量[t/年]	143.92	130.85	124.88	108.09	87.16	115	113	112	111	110	110	109	108	107	106	105	104	104	104	103	102
ごみ排出量合計[t/年]	1,814.25	1,878.67	1,852.49	1,934.47	1,805.76	1,747	1,699	1,653	1,607	1,568	1,528	1,489	1,452	1,415	1,377	1,339	1,302	1,267	1,231	1,194	1,159
燃やせるごみ	900.08	953.79	940.42	995.91	929.37	885	861	835	812	788	768	749	725	708	690	669	648	629	612	592	574
燃やせないごみ	234.00	260.81	242.75	290.25	254.15	242	234	229	221	217	210	203	201	193	187	181	178	174	166	162	157
大型ごみ	25.17	28.07	30.32	39.31	29.62	29	28	27	26	26	25	24	24	23	22	22	21	20	20	19	18
資源ごみ	655.00	636.00	639.00	609.00	592.62	591	576	562	548	537	525	513	502	491	478	467	455	444	433	421	410
生活系ごみ 合計[t/年]	1,710.25	1,748.67	1,735.49	1,791.47	1,682.76	1,625	1,578	1,533	1,488	1,449	1,410	1,372	1,336	1,299	1,262	1,225	1,189	1,154	1,119	1,083	1,049
燃やせるごみ	817.08	855.79	849.42	884.91	838.37	791	768	743	721	697	677	659	636	619	602	581	561	542	526	507	489
燃やせないごみ	213.00	228.81	216.75	258.25	222.15	214	206	201	193	189	183	176	174	166	160	155	152	148	140	136	132
大型ごみ	25.17	28.07	30.32	39.31	29.62	29	28	27	26	26	25	24	24	23	22	22	21	20	20	19	18
資源ごみ	655.00	636.00	639.00	609.00	592.62	591	576	562	548	537	525	513	502	491	478	467	455	444	433	421	410
事業系ごみ 合計[t/年]	104.00	130.00	117.00	143.00	123.00	122	121	120	119	119	118	117	116	116	115	114	113	113	112	111	110
燃やせるごみ	83.00	98.00	91.00	111.00	91.00	94	93	92	91	91	91	90	89	89	88	88	87	87	86	85	85
燃やせないごみ	21.00	32.00	26.00	32.00	32.00	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	25
ごみ総排出量(全体ごみ量+集回収量)[t/年]	1,958.17	2,009.52	1,977.37	2,042.56	1,892.92	1,862	1,812	1,765	1,718	1,678	1,638	1,598	1,560	1,522	1,484	1,445	1,407	1,371	1,335	1,297	1,261
中継施設[t/年]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	297	292	287	281	275	269	265	259	253	248
中継量[t/年]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	297	292	287	281	275	269	265	259	253	248
可燃ごみ量[t/年]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	202	199	196	192	189	184	182	178	174	171
不燃ごみ量[t/年]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	95	93	91	89	86	85	83	81	79	77
大型ごみ量[t/年]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生利用施設[t/年]	657.09	637.77	640.64	611.86	594.50	591	576	562	548	537	525	513	502	491	478	467	455	444	433	421	410
分別収集量[t/年]	655.00	636.00	639.00	609.00	592.63	589	574	560	546	535	523	511	500	489	477	466	454	443	432	420	409
直接資源化量[t/年]	2.09	1.77	1.64	2.86	1.87	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
処理後量[t/年]	655.00	636.00	639.00	609.00	592.63	589	574	560	546	535	523	511	500	489	477	466	454	443	432	420	409
資源化量[t/年]	655.00	636.00	639.00	609.00	592.63	587	572	558	544	533	521	509	498	487	475	464	452	441	430	419	408
資源残渣(焼却)[t/年]	2.04	2.56	2.34	2.87	1.96	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
補正値(減耗、繰越等)	-2.04	-2.56	-2.34	-2.87	-1.96																
焼却処理施設[t/年]	919.77	978.22	962.84	1,023.13	950.90	906	882	855	832	808	787	768	749	725	708	690	669	648	629	612	592
直接焼却量[t/年]	900.40	953.79	940.42	995.91	929.37	885	861	835	812	788	768	749	725	708	690	669	648	629	612	592	574
中間処理後焼却量[t/年]	19.37	24.43	22.42	27.22	21.53	21	21	20	20	20	19	172	170	163	158	154	151	148	141	136	132
破砕処理後焼却量[t/年]	17.33	21.87	20.08	24.35	19.57	19	19	18	18	18	17	170	168	161	156	152	149	146	139	135	131
資源ごみ残渣焼却量[t/年]	2.04	2.56	2.34	2.87	1.96	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
処理後量[t/年]	145.88	160.20	158.45	155.97	135.92	137	134	130	126	123	120	115	112	109	106	103	100	97	94	91	88
焼却残渣量[t/年]	145.88	160.20	158.45	155.97	135.92	137	134	130	126	123	120	115	112	109	106	103	100	97	94	91	88
破砕処理施設[t/年]	115.55	145.82	133.90	162.35	143.72	132	128	125	121	119	115	115	115	115	216	209	203	199	194	186	175
破砕処理量[t/年]	115.55	145.82	133.90	162.35	143.72	132	128	125	121	119	115	115	115	227	225	216	209	203	199	194	181
処理後量[t/年]	115.55	145.82	133.90	162.35	143.72	132	128	125	121	119	115	115	115	227	225	216	209	203	199	194	181
破砕可燃物[t/年]	17.33	21.87	20.08	24.35	19.57	19	19	18	18	18	17	170	168	161	156	152	149	146	139	135	131
破砕不燃物[t/年]	92.43	116.66	107.13	129.87	119.43	106	102	100	97	95	92	33	33	32	31	30	29	28	27	27	26
破砕有価物[t/年]	5.79	7.29	6.69	8.13	4.72	7	7	7	6	6	6	24	24	23	22	21	21	20	20	19	18
資源化量合計[t/年]	806.80	775.91	772.21	728.08	686.38	711	694	679	663	651	639	644	632	619	605	592	579	566	555	542	529
集回収量[t/年]	143.92	130.85	124.88	108.09	87.16	115	113	112	111	110	110	109	108	107	106	105	104	104	104	103	102
再資源化量[t/年]	655.00	636.00	639.00	609.00	592.63	587	572	558	544	533	521	509	498	487	475	464	452	441	430	419	408
使用済小型家電回収量[t/年]	2.09	1.77	1.64	2.86	1.87	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
破砕後有価物回収量[t/年]	5.79	7.29	6.69	8.13	4.72	7	7	7	6	6	6	24	24	23	22	21	21	20	20	19	18
資源回収率	41.2%	38.6%	39.1%	35.6%	36.3%	38.2%	38.3%	38.5%	38.6%	38.8%	39.0%	40.3%	40.5%	40.7%	40.8%	41.0%	41.2%	41.3%	41.6%	41.8%	42.0%
最終処分量[t/年]	381.93	419.92	404.75	453.05	395.40	382	370	361	349	342	332	322	318	311	307	303	299	295	291	287	283
直接埋立量[t/年]	143.62	143.06	139.17	167.21	140.05	139	134	131	126	124	120	115	112	109	106	103	100	97	94	91	88
焼却残渣量[t/年]	145.88	160.20	158.45	155.97	135.92	137	134	130	126	123	120	115	112	109	106	103	100	97	94	91	88
破砕不燃物量[t/年]	92.43	116.66	107.13	129.87	119.43	106	102	100	97	95	92	33	33	32	31	30	29	28	27	27	26
最終処分率	21.1%	22.4%	21.8%	23.4%	21.9%	21.9%	21.8%	21.8%	21.7%	21.8%	21.7%	9.9%	10.0%	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%	9.8%	9.9%	9.8%

表2.2.29 組合ごみ量の実績と見通し表

項目	実績					将来予測																
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	
行政区内人口(計画処理人口)(人)	11,182	11,183	11,035	11,013	10,929	10,815	10,762	10,707	10,655	10,623	10,589	10,557	10,525	10,493	10,462	10,424	10,386	10,348	10,311	10,269	10,227	
1人1日当たり総排出量[g/人・日]	880	888	909	940	887	884	889	856	843	829	815	801	788	774	760	746	733	719	705	692	679	
1人1日当たり生活系ごみ排出量[g/人・日]	759	763	782	807	764	750	736	723	710	696	683	669	657	643	630	616	603	590	576	563	550	
資源集回収量[t/年]	203.72	195.52	177.02	150.91	126.33	166	164	164	163	162	162	161	160	159	159	158	157	156	156	155	154	
ごみ排出量合計[t/年]	3,386.97	3,429.82	3,486.18	3,637.61	3,410.59	3,323	3,251	3,182	3,114	3,052	2,988	2,926	2,867	2,807	2,744	2,682	2,621	2,561	2,499	2,438	2,379	
燃やせるごみ	1,815.13	1,839.76	1,912.99	1,992.00	1,900.80	1,817	1,780	1,735	1,697	1,658	1,627	1,590	1,552	1,520	1,486	1,451	1,416	1,381	1,347	1,311	1,279	
燃やせないごみ	468.95	501.82	484.15	577.90	479.76	483	469	463	452	443	428	420	414	403	392	381	372	365	353	346	336	
大型ごみ	56.48	61.53	63.14	82.58	71.97	64	62	61	59	59	57	56	55	53	52	51	50	48	47	46	44	
資源ごみ	1,046.41	1,026.71	1,025.90	985.13	958.06	959	940	923	906	892	876	860	846	831	814	799	783	767	752	735	720	
生活系ごみ 合計[t/年]	3,099.48	3,113.66	3,149.79	3,252.31	3,046.82	2,962	2,893	2,826	2,761	2,700	2,639	2,579	2,523	2,464	2,404	2,344	2,286	2,227	2,168	2,109	2,053	
燃やせるごみ	1,587.33	1,603.02	1,639.16	1,686.56	1,608.52	1,531	1,496	1,453	1,418	1,380	1,350	1,315	1,280	1,248	1,217	1,183	1,150	1,116	1,085	1,051	1,020	
燃やせないごみ	409.26	422.40	421.59	498.04	408.27	408	395	389	378	369	356	348	342	332	321	311	303	296	284	277	269	
大型ごみ	56.48	61.53	63.14	82.58	71.97	64	62	61	59	59	57	56	55	53	52	51	50	48	47	46	44	
資源ごみ	1,046.41	1,026.71	1,025.90	985.13	958.06	959	940	923	906	892	876	860	846	831	814	799	783	767	752	735	720	
事業系ごみ 合計[t/年]	287.49	316.16	336.39	385.30	363.77	361	358	356	353	352	349	347	344	343	340	338	335	334	331	329	326	
燃やせるごみ	227.80	236.74	273.83	305.44	292.28	286	284	284	282	278	272	272	272	272	269	268	266	265	262	260	259	
燃やせないごみ	59.69	79.42	62.56	79.86	71.49	75	74	74	74	74	72	72	72	71	71	70	69	69	69	69	67	
ごみ総排出量(全体ごみ量+集回収量)[t/年]	3,590.69	3,625.34	3,663.20	3,788.52	3,536.92	3,489	3,415	3,346	3,277	3,214	3,150	3,087	3,027	2,966	2,903	2,840	2,778	2,717	2,655	2,593	2,533	
中継施設[t/年]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	663	654	646	635	626	615	607	597	587	578
中継量[t/年]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	663	654	646	635	626	615	607	597	587	578
可燃ごみ量[t/年]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	470	464	460	452	447	439	434	427	420	415
不燃ごみ量[t/年]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	193	190	186	183	179	176	173	170	167	163
大型ごみ量[t/年]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生利用施設[t/年]	1,049.45	1,029.68	1,028.98	989.30	961.22	959	940	923	906	892	876	860	846	831	814	799	783	767	752	735	720	
分別収集量[t/年]	1,046.44	1,026.73	1,025.90	985.15	958.11	956	937	920	903	889	873	857	843	828	812	797	781	765	750	733	718	
直接資源化量[t/年]	3.01	2.95	3.08	4.15	3.11	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	
処理後量[t/年]	1,046.41	1,026.71	1,025.90	985.13	958.07	956	937	920	903	889	873	857	843	828	812	797	781	765	750	733	718	
資源化量[t/年]	1,047.36	1,027.91	1,027.34	986.44	959.35	952	933	916	899	885	869	853	839	824	808	793	777	761	746	730	715	
資源残渣(焼却)[t/年]	4.62	5.21	4.99	6.11	3.93	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	
補正値(減耗、繰越等)	-5.57	-6.41	-6.43	-7.42	-5.21																	
焼却処理施設[t/年]	1,860.50	1,890.40	1,961.68	2,050.30	1,948.50	1,863	1,827	1,781	1,742	1,702	1,669	1,950	1,906	1,865	1,822	1,778	1,736	1,695	1,650	1,607	1,566	
直接焼却量[t/年]	1,815.45	1,839.76	1,912.99	1,992.00	1,900.80	1,817	1,780	1,735	1,697	1,658	1,627	1,590	1,552	1,520	1,486	1,451	1,416	1,381	1,347	1,311	1,279	
中間処理焼却量[t/年]	45.05	50.64	48.69	58.30	47.70	46	47	46	45	44	42	360	354	345	336	327	320	314	303	296	287	
破砕処理焼却量[t/年]	40.43	45.43	43.70	52.19	43.77	42	43	42	41	40	38	356	350	341	332	323	316	310	299	293	284	
資源ごみ残渣焼却量[t/年]	4.62	5.21	4.99	6.11	3.93	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	
処理後量[t/年]	297.72	308.07	323.37	311.94	279.09	284	279	272	266	260	255	249	243	238	233	227	222	216	211	205	200	
焼却残渣量[t/年]	297.72	308.07	323.37	311.94	279.09	284	279	272	266	260	255	249	243	238	233	227	222	216	211	205	200	
破砕処理施設[t/年]	269.54	302.86	291.35	347.92	321.44	294	287	283	276	271	262	476	469	456	444	432	422	413	400	392	380	
破砕処理量[t/年]	269.54	302.86	291.35	347.92	321.44	294	287	283	276	271	262	476	469	456	444	432	422	413	400	392	380	
処理後量[t/年]	269.54	302.86	291.35	347.92	321.44	294	287	283	276	271	262	476	469	456	444	432	422	413	400	392	380	
破砕可燃物[t/年]	40.43	45.43	43.70	52.19	43.77	42	43	42	41	40	38	356	350	341	332	323	316	310	299	293	284	
破砕不燃物[t/年]	215.63	242.29	233.08	278.33	261.60	236	229	226	221	217	210	70	69	67	65	64	62	60	58	58	56	
破砕有価物[t/年]	13.48	15.14	14.57	17.40	16.07	16	15	15	14	14	14	50	50	48	47	45	44	43	43	41	40	
資源化量合計[t/年]	1,266.65	1,240.34	1,220.57	1,157.61	1,103.62	1,137	1,115	1,098	1,079	1,064	1,048	1,067	1,052	1,034	1,016	998	980	962	947	928	911	
集回収量[t/年]	203.72	195.52	177.02	150.91	126.33	166	164	164	163	162	162	161	160	159	159	158	157	156	156	155	154	
再資源化量[t/年]	1,046.44	1,026.73	1,025.90	985.15	958.11	952	933	916	899	885	869	853	839	824	808	793	777	761	746	730	715	
使用済小型家電回収量[t/年]	3.01	2.95	3.08	4.15	3.11	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	
破砕後有価物回収量[t/年]	13.48	15.14	14.57	17.40	16.07	16	15	15	14	14	14	50	50	48	47	45	44	43	43	41	40	
資源回収率	35.3%	34.2%	33.3%	30.6%	31.2%	32.6%	32.7%	32.8%	32.9%	33.1%	33.3%	34.6%	34.8%	34.9%	35.0%	35.1%	35.3%	35.4%	35.7%	35.8%	36.0%	
最終処分量[t/年]	769.24	810.85	812.39	902.83	770.98	773	752	739	722	708	688	319	312	305	298	291	284	276	269	263	256	
直接埋立量[t/年]	255.89	260.49	255.94	312.56	230.29	253	244	241	235	231	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
焼却残渣量[t/年]	297.72	308.07	323.37	311.94	279.09	284	279	272	266	260	255	249	243	238	233	227	222	216	211	205	200	
破砕不燃物量[t/年]	215.63	242.29	233.08	278.33	261.60	236	229	226	221	217	210	70	69	67	65	64	62	60	58	58	56	
最終処分率	22.7%	23.6%	23.3%	24.8%	22.6%	23.3%	23.1%	23.2%	23.2%	23.2%	23.0%	10.9%	10.9%	10.9%	10.9%	10.9%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	

1. 本組合の中間処理施設

現在、本組合の焼却処理施設及び移動式破砕機により、燃やせるごみと燃やせないごみ、大型ごみの中間処理を行っていますが、令和 10 年度の広域処理参画に伴い、全てのごみの処理が完了した時点で運転を停止し、施設を廃止する計画です。

廃止後は、構成町と協力し焼却施設の解体に向けた作業（調査設計、解体工事）を進めるものとします。

なお、広域処理参画後は、施設の運営方法についても検討を進めるものとします。

2. 本組合の最終処分場

本組合の最終処分場は、平成 10 年度に供用開始していますが、15 年が経過した平成 26 年度において、今後のごみ処理方式の検討を踏まえ、新たな最終処分場整備を進める期間を確保するため、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書の提出により、10%未満の埋立容量を確保しています。

しかし、広域事務組合で進める新中間処理施設整備に向けた検討を進める中で、周辺自治体への広域参画に対しての意思確認が進められ、本組合及び構成町においても新中間処理施設の供用開始に合わせ広域処理へ参画することを決定し、新たな最終処分場の整備の必要性は無くなりました。

ただし、令和 4 年度に実施した残容量調査より、令和 6 年度中に埋立を完了することが確認されたことから、一般廃棄物設置変更届出書の提出を令和 4 年度中に実施、令和 5 年度に嵩上げ工事を行い、令和 10 年度の広域処理参画まで最終処分場の容量を確保する計画です。

なお、広域処理参画後は、埋立終了届を提出し、最終覆土や植生を施した後、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関わる技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）の廃止基準に準拠した維持管理を進め早期廃止を目指して構成町と協力し、廃止に向けた取組みを進めます。また、埋立終了後の施設の運営方法についても検討を進めるものとします。

嵩上げ変更による増加分を見込んだ最終処分場の今後の見通しを表 2. 2. 30 に示します。

表 2. 2. 30 最終処分場の今後の見通し

	令和4年 8月～ 年度末	令和5年		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	嵩上げ部 埋立合計量	
		4月～10月	11月～ 年度末						
	既存埋立地		嵩上げ埋立地						
	埋立期間	埋立期間 嵩上げ工事 期間	埋立期間						
埋立処分量[t/年]	301	439	313	739	722	708	688	3,170	
埋立処分容量[m ³ /年]	564	480	343	809	790	775	753	3,470	
直接埋立容量[m ³ /年]	241	204	145	344	336	330	319	1,474	
焼却残渣容量[m ³ /年]	166	143	102	239	233	228	224	1,026	
破砕処理残渣容量[m ³ /年]	157	133	96	226	221	217	210	970	
覆土量[m ³ /年]	169	144	103	243	237	233	226	1,042	
年間埋立容量[m ³ /年]	733	624	446	1,052	1,027	1,008	979	4,512	
前回残容量[m ³]*R4.7現在1,822m ³	1,822	1,089							
埋立容量[m ³ /年]	733	624							
最終覆土[m ³]	0	465							
残余容量[m ³]	1,089	0							
嵩上げによる増加分[m ³]			9,287						
破砕残渣埋立処分量[m ³]			1,299					1,299	
埋立容量[m ³ /年]			446	1,052	1,027	1,008	979		
その他埋立処分量[m ³]							926	926	
最終覆土[m ³]							2,550	2,550	
嵩上げ後残容量[m ³]			7,542	6,490	5,463	4,455	0	9,287	

*破砕残渣埋立処分量は、埋立地内に堆積している破砕物である。

*その他埋立処分量は、火災・災害廃棄物、木質チップ、広域参画に伴う駆け込みなどを見込んだ量である。

3. ごみ中継施設の整備

広域事務組合にて整備を進めている新中間処理施設は、令和10年度の供用開始を目指していますが、構成町としては新中間処理施設の供用開始に合わせ広域処理に参画する計画としています。

広域参画におけるごみの運搬方法等については、令和3年度に本組合が策定した「ごみ中継施設等計画書」にて検討がなされ、生活系の収集ごみは、直接新中間処理施設へ運搬する計画とし、直接搬入ごみについては、住民への負担軽減を目的として、ごみ中継施設を整備し、コンテナに積替えして新中間処理施設へ運搬することで決定しています。

ごみ中継施設の整備に向けては、令和7年度に調査基本設計を実施、令和8年度に実施設計及び工事を着手し、令和9年度末の完成を目指し、構成町と協力して整備を進める計画とします。

なお、中継施設の設置主体については、令和7年度までに決定することを目指し、本組合と構成町にて協議検討を進めます。

4. 広域事務組合の新中間処理施設

現在、広域事務組合では令和10年度の供用開始を目指し、新中間処理施設の整備に向け事業を進めています。

構成町においては、令和10年度の新中間処理施設の供用開始に合わせ広域処理に参画する計画であり、現在も建設負担等含め広域事務組合や構成市町村と施設整備に向け協力を進めています。

今後も、構成町においては新中間処理施設の供用開始に合わせ、広域処理参画へのスムーズな移行を進めるとともに、持続可能な廃棄物の処理を保持すべく、広域処理への協力体制の構築を図ってまいります。

5. 構成町の再生利用施設

構成町の資源ごみは、大山古物商店と中土幌リサイクルセンターに資源ごみを搬入していることから、今後も引き続き、民間業者への委託等により資源ごみの処理を行うものとします。

施設の老朽化やリサイクル品目の拡大、廃棄物法令やリサイクル法の拡充等によって、民間業者での運営運用が困難となった場合は、広域事務組合との協議を行い、構成町独自のマテリアルリサイクル施設（選別、圧縮、保管を行うリサイクル施設）の整備を含め検討を行うものとします。

なお、製品プラスチックについては、国が資源化に向けた取組みを進めていることから、先進事例の情報収集に努め、国の方針に沿って可能な限り資源化する方法を模索します。

第11節 その他ごみ処理に関し必要な事項

不法投棄対策や在宅医療廃棄物と感染性廃棄物の処理に関する方針、災害廃棄物対策等の事項について基本方針を定めます。

1. 不法投棄・不適正処理対策

各構成町において、不法投棄、不法焼却に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止、早期対応に努めるとともに、意識啓発により不法投棄等を許さない環境づくりに努めます。

具体的施策として以下の方法を検討します。

- 不法投棄パトロールの継続と推進
- 町内会、警察等との連携強化
- 地域一斉清掃等への町民参加の推進
- 町内会、企業等による清掃ボランティア活動の推進

また、野焼きなどの不適正処理の禁止についても、各構成町の広報・啓発活動により、不適正処理禁止の周知徹底を図ります。

2. 在宅医療廃棄物の処理に関する基本方針

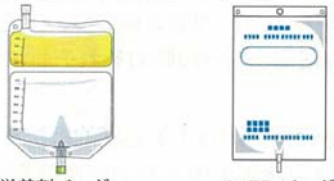
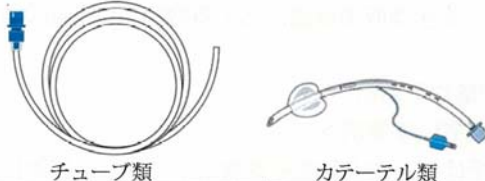


地域における在宅医療廃棄物の動向は、高齢化を背景に要医療者が年々増加するとともに病床の不足等もある中、家庭など医療機関以外の場所で医療措置を行う在宅医療が増加している傾向となっています。

在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法においては生活系一般廃棄物に分類されており、行政は当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬し、処理処分しなければならないこととされていることから、各構成町においてもこれに準じた収集運搬、処理処分体制を構築するものとします。

なお、在宅医療廃棄物の処理については、在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会が作成した「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」に基づき処理を行います。

- 注射針等の鋭利な物は医療機関者あるいは患者、その家族が医療機関へ持ち込み感染性廃棄物として処理します。
- 各構成町は、地域在宅医療について医療機関と一緒に支えていくという意識のもと、患者のことを第一に考えた対応を行います。

表 2. 2. 31 在宅医療廃棄物の種類別の留意事項

分類	種類	具体例	感染等への留意 ^{※1}
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等  栄養剤バッグ CAPD バッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン 等  チューブ類 カテーテル類	
	注射筒（針以外の部分）	使い捨てペン型インスリン注入器 栄養剤注入器 ※ 針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの	ペン型自己注射針  （針ケース装着時）	○ ^{※2}	
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針  自己注射以外の医療用注射針	○	

※ 1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※ 2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

3. 感染性廃棄物の処理に関する基本方針

令和2年1月より日本国内においても新型コロナウイルスの蔓延により、感染症における廃棄物処理の対応が迫られている状況となり、国における対策として、令和2年3月4日に各都道府県知事あてに「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」が通知され、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）及び「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）の内容に準拠した適正処理を行うものとしています。

各構成町においては、感染症対策として、新型インフルエンザ及びそれと同等の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から町民の生命・健康を保護するため、新型インフルエンザ等患者が発生及び流行した場合に備え、国や北海道と連携のもと、実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施できるよう「新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定しております。

各構成町の町行動計画では、新型インフルエンザ同様に感染症の発生を未然に防ぐための対策や発生時、流行時における医療、経済、防犯等の対策について示されているものであり、新型インフルエンザ等の対策については、町行動計画に準じて行うものとしませんが、感染性廃棄物の処理については、環境省が作成した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理を行います。

4. 災害廃棄物対策の基本方針

大規模地震、水害、火山の噴火等による災害時は、ガレキ等の廃棄物の大量発生や交通網の途絶に伴う廃棄物の収集・運搬・処理の困難が予想されます。

このため、災害発生によるガレキや避難所から排出されるごみ、し尿を迅速、かつ適正に処理し、生活基盤の復旧と生活環境の改善を早期に図るため、災害廃棄物処理に係る基本方針を策定しておく必要があります。

災害廃棄物処理については、各構成町が策定した「地域防災計画」に準拠するものとしませんが、具体的な施策を定めるため、各構成町にて「災害廃棄物処理計画」の策定を行います。

各構成町及び本組合における災害廃棄物対策の基本方針を以下に示します。

各構成町及び組合における災害廃棄物対策の基本方針

■ 基本方針1：災害時の連絡体制の確立

各構成町は、平常時から防災会議を開催するなど防災に係る組織体制の整備・充実を図ります。また、災害発生時は、各町の災害対策本部のほか、本組合または広域事務組合による災害対策本部（本組合長を対策本部長とする）を立上げ、災害対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応します。

■ 基本方針2：国及び道との連携体制の構築

大規模災害の場合、各構成町、近隣市町村、本組合及び広域事務組合の処理だけでは対応しきれない状況になることも想定されるので、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分について、国、道へ支援要請を行います。

■ 基本方針3：防災体制の整備

災害発生に備え、各構成町と連携し、感染症対策上から「燃やせるごみを優先収集及び処理処分する」、「公園、空地をごみの仮置場とする」、「臨時の搬送ルートを確保する」等の対策マニュアルを策定します。

■ 基本方針4：事前広報活動の実施

各構成町及び本組合において、災害時におけるごみの適正処理に向けた対策を平常時から広報誌やホームページ、ごみ分別アプリ等の広報媒体を利用して周知徹底を図ります。